

第7期葛城市障がい福祉計画 第3期葛城市障がい児福祉計画

令和6年度—令和8年度



令和6年3月

葛 城 市

はじめに

近年、障がいの重度化や、障がいのある方とそのご家族の高齢化等が進む中で、障がい福祉サービスに対するニーズはますます多様化しています。

こうした中、葛城市では、令和3年3月に「葛城市障がい者計画」、「第6期葛城市障がい福祉計画」、「第2期葛城市障がい児福祉計画」を策定し、「地域の輪がひとつになって」を基本理念に掲げ、障がいの有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持ち、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生きる共生社会の実現をめざし、障がい福祉施策を推進してまいりました。

また、令和5年4月には、「葛城市手話言語条例」を施行し、手話への理解を深めることで、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組を進めているところです。

このたび策定いたしました「第7期葛城市障がい福祉計画」、「第3期葛城市障がい児福祉計画」におきましても、引き続き「地域の輪がひとつになって」を基本理念といたしました。本市の障がい福祉を取り巻く現状を踏まえながら、成果目標や見込み量を設定し、障がいのある方とそのご家族に寄り添った施策の展開に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、障がい福祉に関わる様々な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました葛城市障がい者計画等策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民や事業者、関係者の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向け、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

葛城市長 阿古和彦



目次

第1章 総論	1
第1節 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の期間.....	3
(3) 計画の策定体制.....	3
(4) 計画の推進体制.....	4
第2節 障がい福祉を取り巻く現状	5
(1) 各種データからみる現状.....	5
(2) 障がい福祉サービスの利用状況.....	12
(3) 地域生活支援事業の利用状況.....	16
(4) 各種アンケート調査結果からみる現状.....	18
(5) アンケート調査結果からみた課題.....	55
第3節 計画の基本的な考え方	59
(1) 計画の基本理念.....	59
(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本指針について.....	60
第2章 障がい福祉計画	62
第1節 基本指針に定める成果目標	62
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	62
(2) 地域生活支援の充実.....	63
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	64
(4) 相談支援体制の充実・強化等.....	66
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
第2節 障がい福祉サービス	67
(1) 計画値の設定について.....	67
(2) 障がい福祉サービスの実績と見込み.....	69
第3節 地域生活支援事業	74
(1) 地域生活支援事業の実績と見込み.....	74
第4節 その他の指標	85
(1) 地域生活支援の充実.....	85
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	86
(3) 相談支援体制の充実・強化等.....	87
(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	88
第3章 障がい児福祉計画	89
第1節 基本指針に定める成果目標	89
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	89
第2節 障がい児福祉サービス	91
(1) 計画値の設定について.....	91
(2) 障がい児福祉サービスの実績と見込み.....	91

第4章 資料編.....	93
1. 葛城市障がい者計画等策定委員会	93
(1) 設置要綱.....	93
(2) 委員名簿.....	95
2. 計画の策定経過	96
3. 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会	97
4. 障がいのある人に関するマーク	98
5. 葛城市内のサービス事業所・相談支援事業所	100
6. 用語解説	101

計画内におけるフォントについて

計画内では、あらゆる人に対する読みやすさに配慮をするため、ユニバーサルデザインに基づいた、見やすい文字のフォントを使用しています。

計画内における「障がい」の表記について

計画内では「害」という漢字が与える印象と、障がいのある人の心中に配慮して「害」という文字を、可能な限りひらがな表記の「がい」としています。

ただし、国の法令にのみ、「害」の漢字を使用しているため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

「障害者基本法」では、“全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである”との理念にのっとり、わが国においては、この基本法に基づいて各種障がい福祉施策が推進されてきました。

上記の基本法は平成23年に改正され、地域社会における共生、差別の禁止(社会的障壁の除去)、国際的協調という基本原則が規定されました。その後、平成24年には「障害者虐待防止法」が施行、平成28年には「障害者差別解消法」が施行される等、障がい福祉施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等を図り、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年に施行されました。平成28年には「児童福祉法」とともに改正され、障がいのある人の地域生活を支援し、その多様なニーズに対応するためのサービスが創設されました。令和4年に行われた改正では、障がい者の地域支援体制の充実をはじめ、多様な就労ニーズへの支援及び障がい者雇用の質の向上、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められました。

その他にも、令和3年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。また、令和3年に改正された「障害者差別解消法」において、障がいの特性に応じて無理のない範囲で設備や対応を調整する「合理的配慮」の提供義務が、公的機関だけではなく民間事業者にも拡大されました。(令和6年4月施行予定)

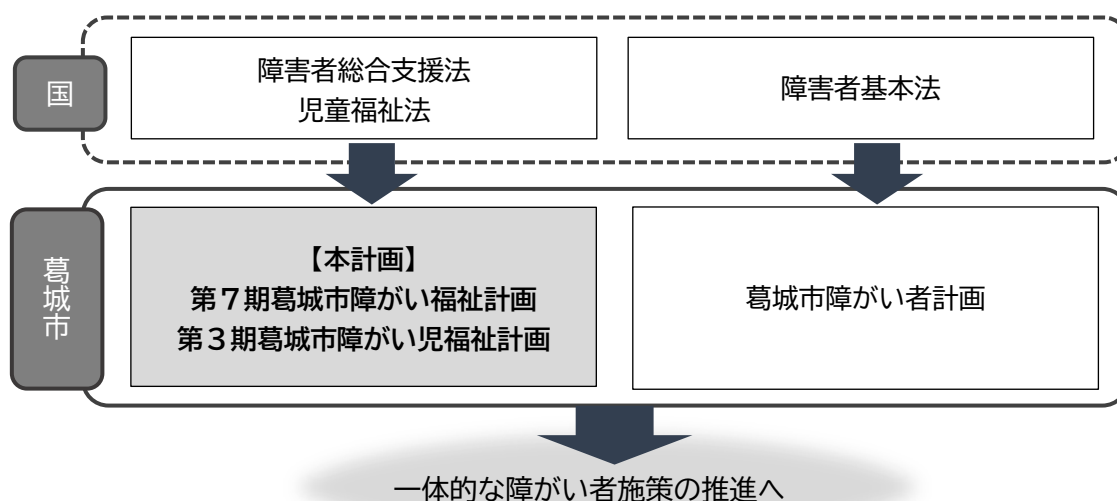
このように障がい福祉を取り巻く状況が変わり続ける中、本市では、令和3年に「葛城市障がい者計画」「第6期葛城市障がい福祉計画」「第2期葛城市障がい児福祉計画」を策定し、「地域の輪がひとつになって」の基本理念を掲げ、総合的な障がい福祉施策を展開することで、共生社会の実現を目指してきました。

上記計画のうち、「第6期葛城市障がい福祉計画」「第2期葛城市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、葛城市の障がい福祉を取り巻く状況を踏まえ、新たに各種サービスの見込み量を定める「第7期葛城市障がい福祉計画」「第3期葛城市障がい児福祉計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

1. 計画の法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の方針や、サービスの見込み量を設定し、支援体制の計画的な整備の方向性を示す計画となっています。

■ 計画の位置づけ



■ 障がい者計画との関係性

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

【障がい者計画】

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけで推進を図っています。

本計画

【障がい福祉計画】

障がい福祉サービスの提供に関して、必要なサービス量の見込みや定めた見込み量を確保するための方策等を定めた**実施計画**として策定します。

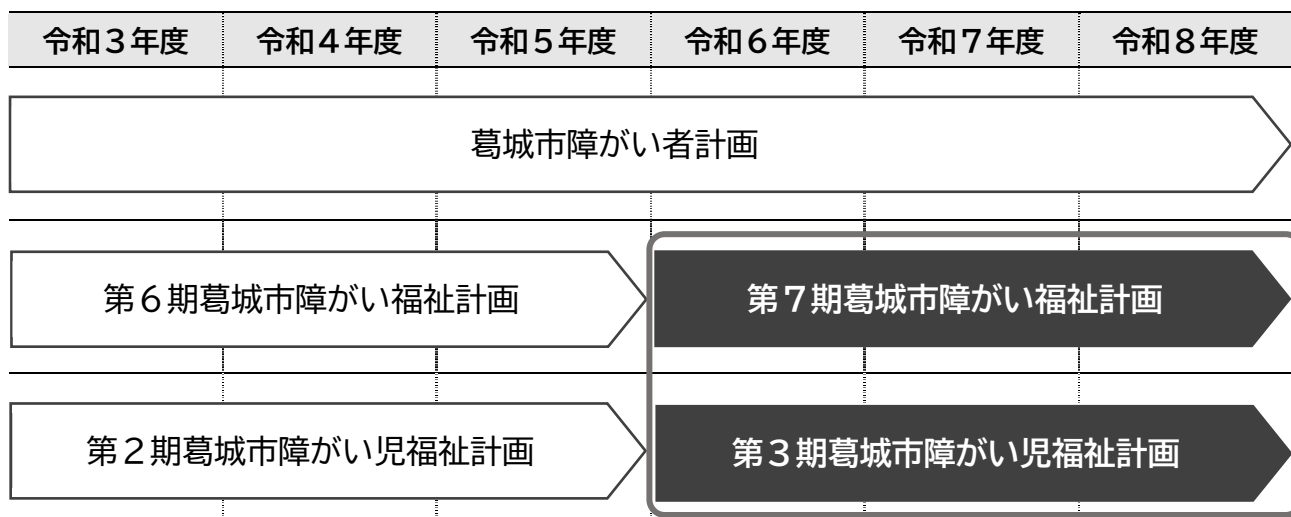
【障がい児福祉計画】

障がい児通所支援及び障がい児相談支援のサービス量の見込みや定めた見込み量を確保するための方策等を定めた**実施計画**として策定します。

(2) 計画の期間

「第7期葛城市障がい福祉計画」及び「第3期葛城市障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

関係法令の施行や制度改正等を含め、社会状況やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、障がい者団体、地域団体、市民の代表等で構成する「葛城市障がい者計画等策定委員会」を設置し、幅広く意見を求めました。策定委員会では内容等について審議、検討を行い、挙げられた意見を踏まえ、計画を策定しました。

また、本計画の施策・事業に関連のある関係機関及び庁内関係部署等と連携し、計画策定に係る協議や検討を行いました。

(4) 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の整備

障がいのある人を取り巻く状況は多様化しており、内容が福祉・保健・教育・生活環境等様々な分野に関わることから、本計画の推進には全庁的な取組が必要となります。

庁内部署と連携を図りながら、障がいのある人への理解促進と福祉意識を高め、計画を総合的に推進します。

2. 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、各関係機関との連携が重要となります。自立支援協議会をはじめ、障がい者団体、民生委員・児童委員、相談支援事業者、サービス事業者との連携を強化し、障がいのある人のニーズの把握等に努め、推進体制を構築します。

また国や県からの計画推進に係る情報収集に努めるとともに、近隣市町との情報交換や連携も行います。

3. 計画の検証及び評価

計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込み量を確保するための方策について検証するため、毎年、「葛城市障がい者計画等策定委員会」において計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。進捗状況等についての意見や提案があった場合、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

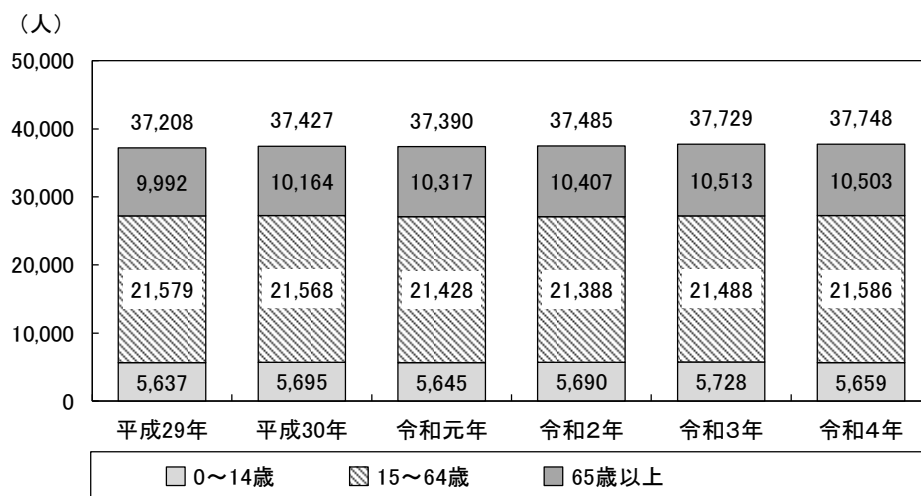
第2節 障がい福祉を取り巻く現状

(1) 各種データからみる現状

1. 人口の推移

(1) 総人口の推移

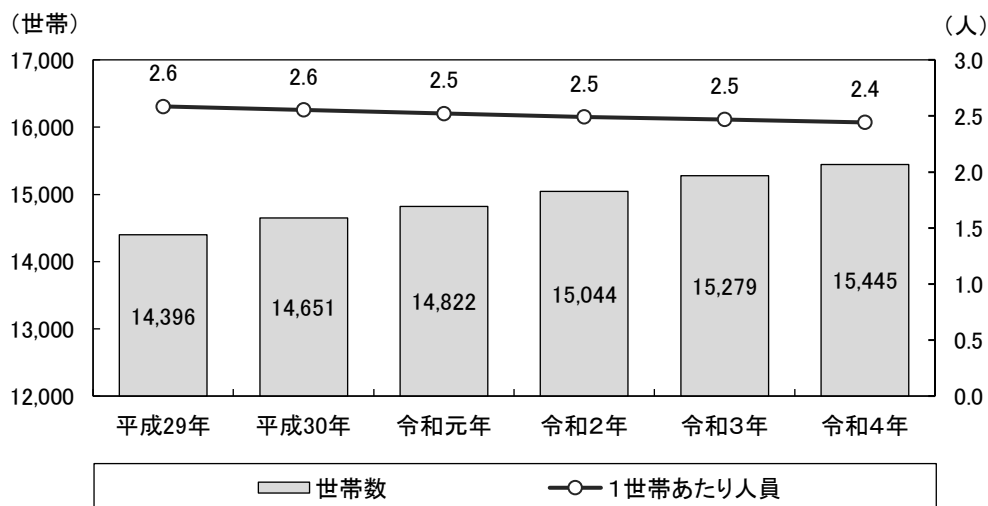
総人口は増加傾向となっており、令和4年で37,748人と、平成29年に比べて540人増加しています。また、年齢3区分別人口は、「0～14歳」、「15～64歳」では概ね横ばい、「65歳以上」では増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 世帯数の推移

世帯数は増加傾向となっており、令和4年で15,445世帯と、平成29年に比べて1,049世帯増加しています。また、1世帯あたり人員は減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

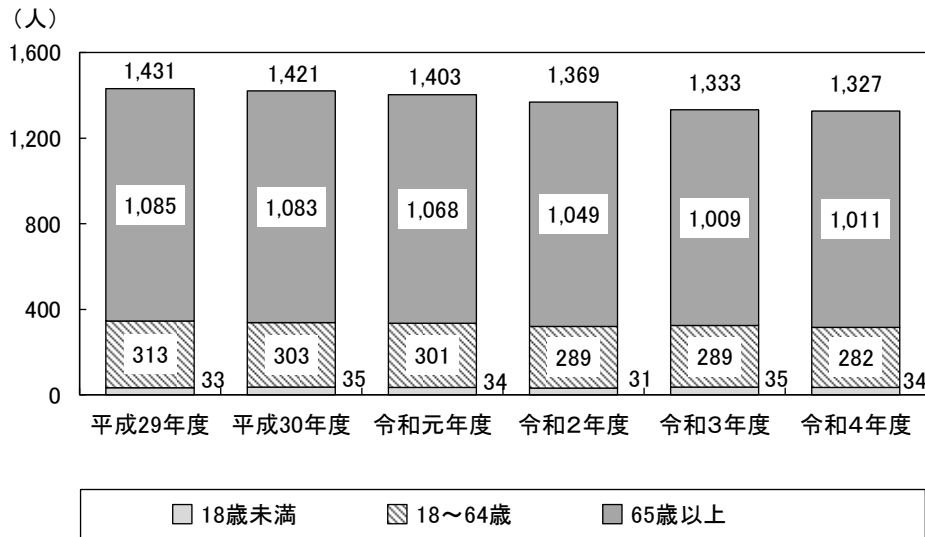
2. 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は減少傾向となっており、令和4年度で1,327人と、平成29年度に比べて104人減少しています。

年齢別にみると、「18歳未満」は横ばい、「18～64歳」、「65歳以上」は減少傾向となっています。

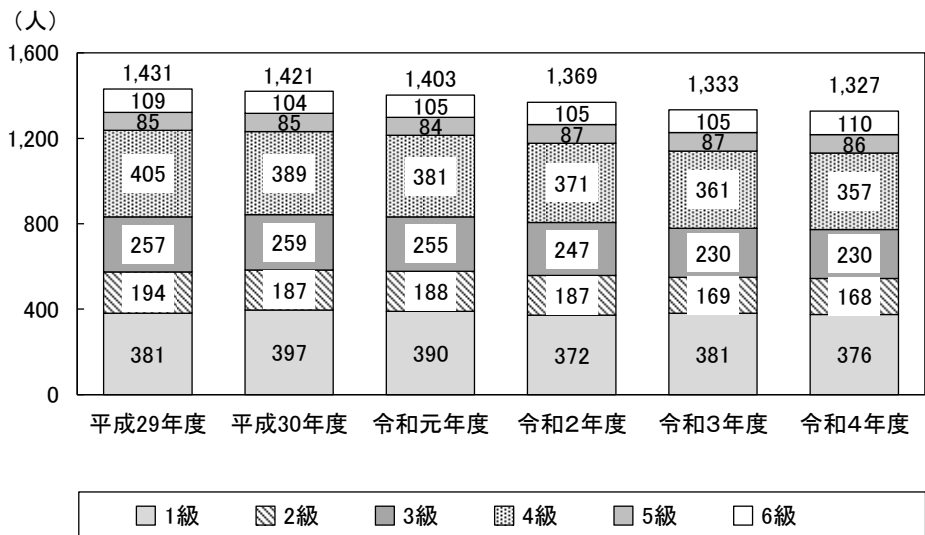
■身体障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

等級別にみると、「1級」、「5級」、「6級」は横ばい、「2級」～「4級」は減少傾向となっています。

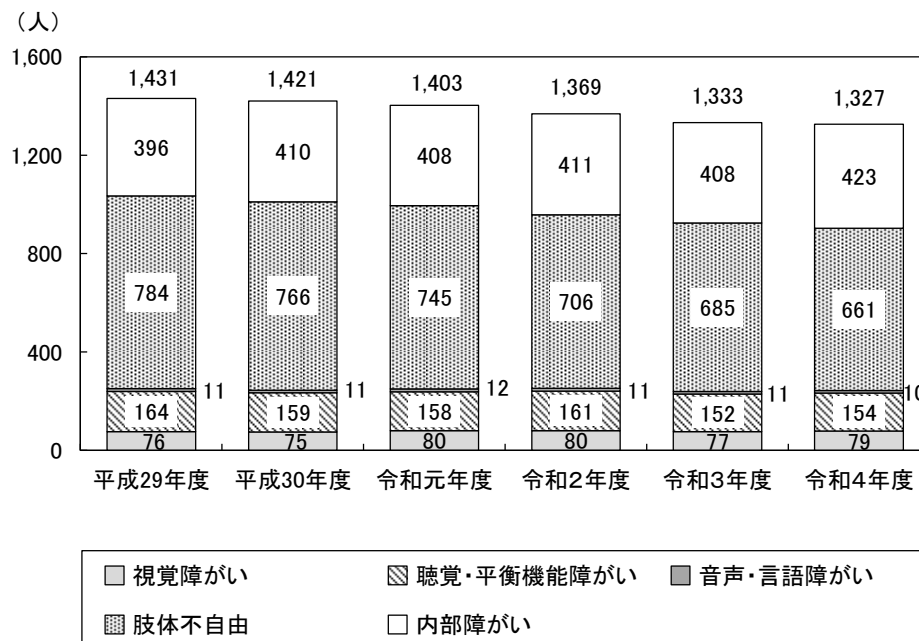
■身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

障がい種類別にみると、「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「音声・言語障がい」は横ばい、「肢体不自由」は減少傾向、「内部障がい」は増加傾向となっています。

■身体障がい者手帳所持者数（障がい種類別）の推移



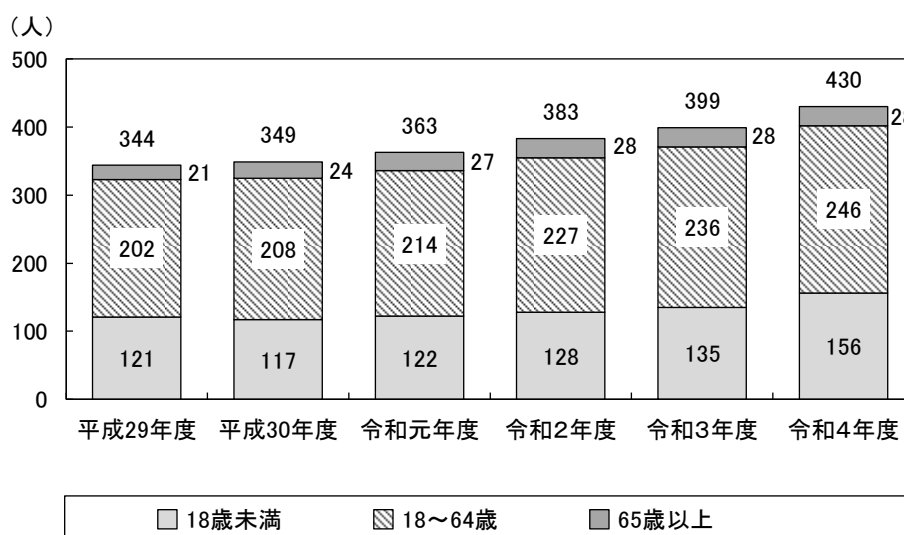
資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

（2）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向となっており、令和4年度で430人と、平成29年度に比べて86人増加しています。

年齢別にみると、「18歳未満」、「18～64歳」は増加傾向、「65歳以上」は横ばいとなっています。

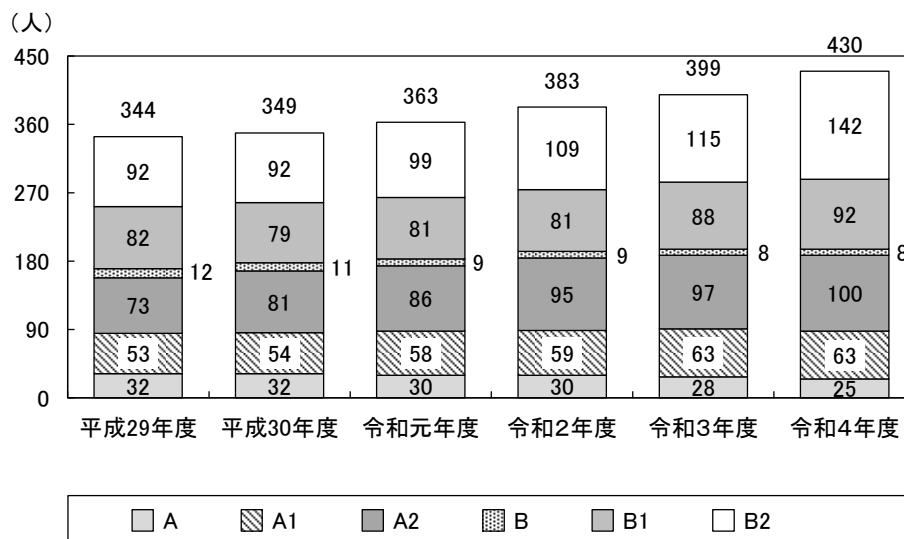
■療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

等級別にみると、「A2」、「B2」は増加傾向となっており、特に「B2」については令和4年度で142人と、平成29年度に比べて50人増加しています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移



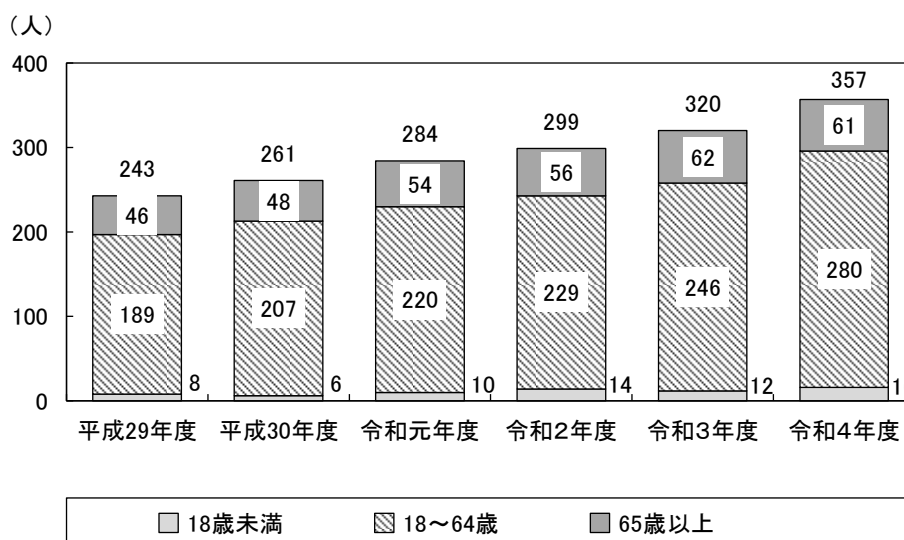
資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

（3）精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、令和4年度で357人と、平成29年度に比べて114人増加しています。

年齢別にみると、「18歳未満」は横ばい、「18～64歳」、「65歳以上」は増加傾向となっています。

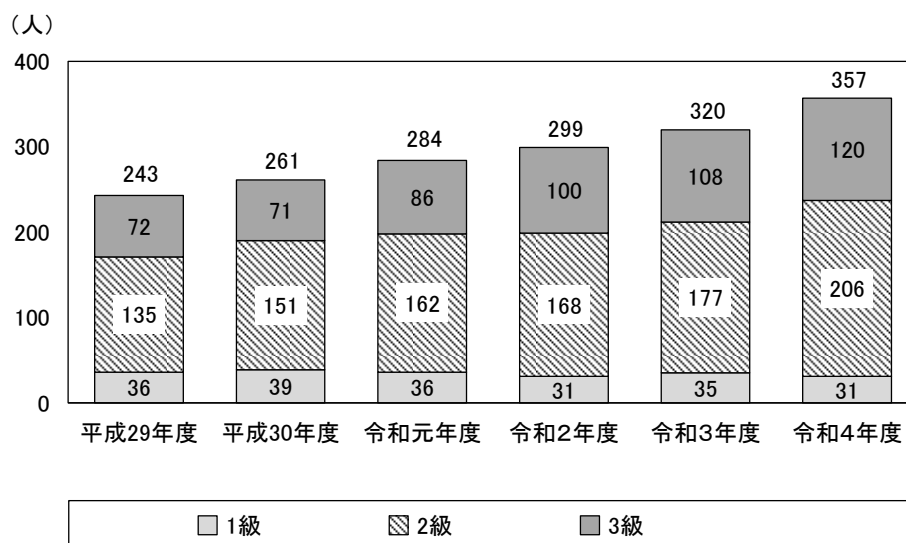
■精神障がい者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

等級別にみると、「1級」は横ばい、「2級」、「3級」は増加傾向となっており、特に「2級」については令和4年度で206人と、平成29年度に比べて71人増加しています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

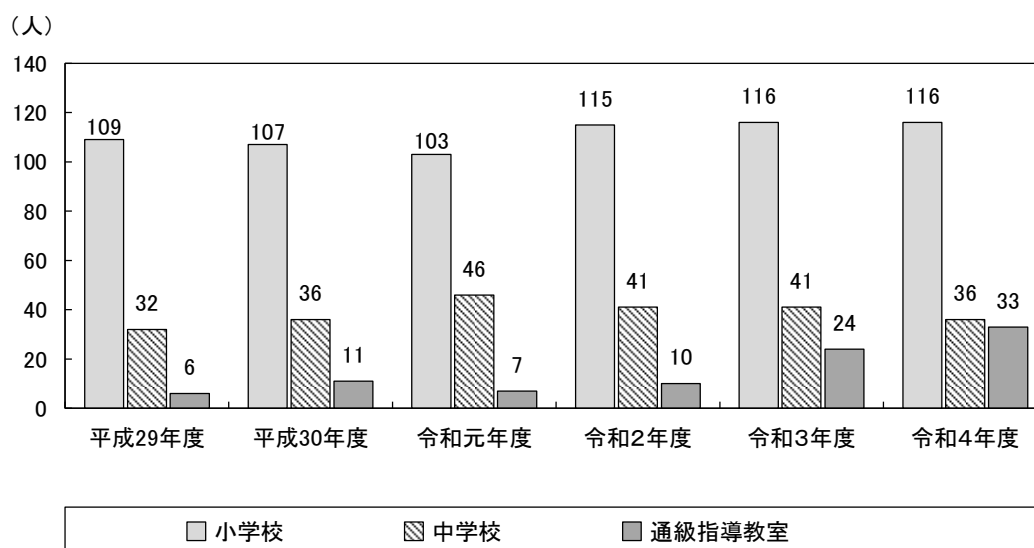
3. 障がいのある子どもの就学・進路状況

(1) 特別支援学級・通級指導教室の在籍者数

特別支援学級在籍者数を学校ごとにみると、「小学校」、「中学校」は増減を繰り返しながら横ばいとなっています。

通級指導教室については、令和3年度より小学校にも開設されたことにより、大幅に増加しています。

■特別支援学級在籍者数の推移

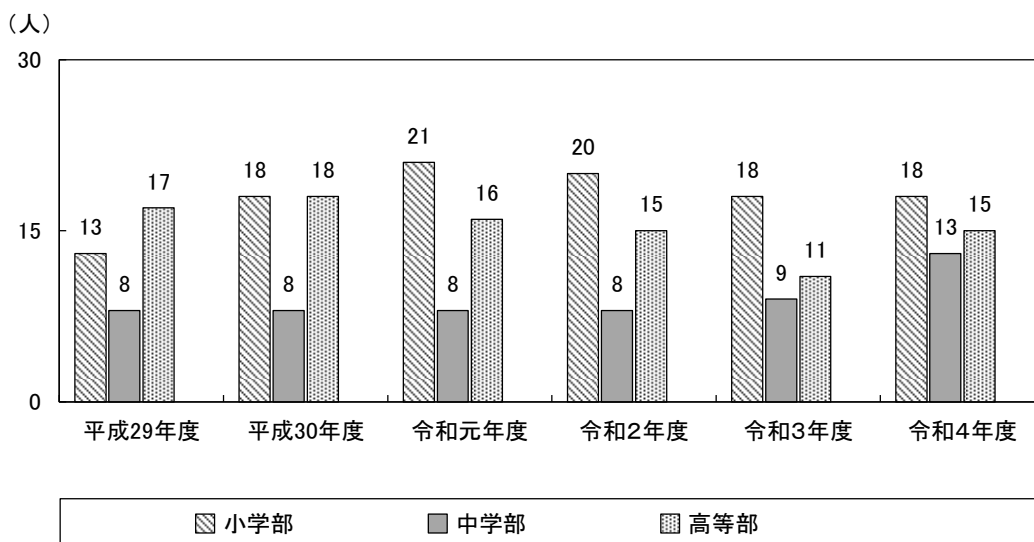


資料：市教育委員会（各年度5月1日時点）

(2) 特別支援学校の在籍者数

特別支援学校在籍者数は、「小学部」は令和元年度まで増加傾向で推移していますが、それ以降は減少傾向となっています。「中学部」は横ばい、「高等部」は増減を繰り返しながら推移していますが、令和4年度には「中学部」、「高等部」とともに増加しています。

■特別支援学校の在籍者数

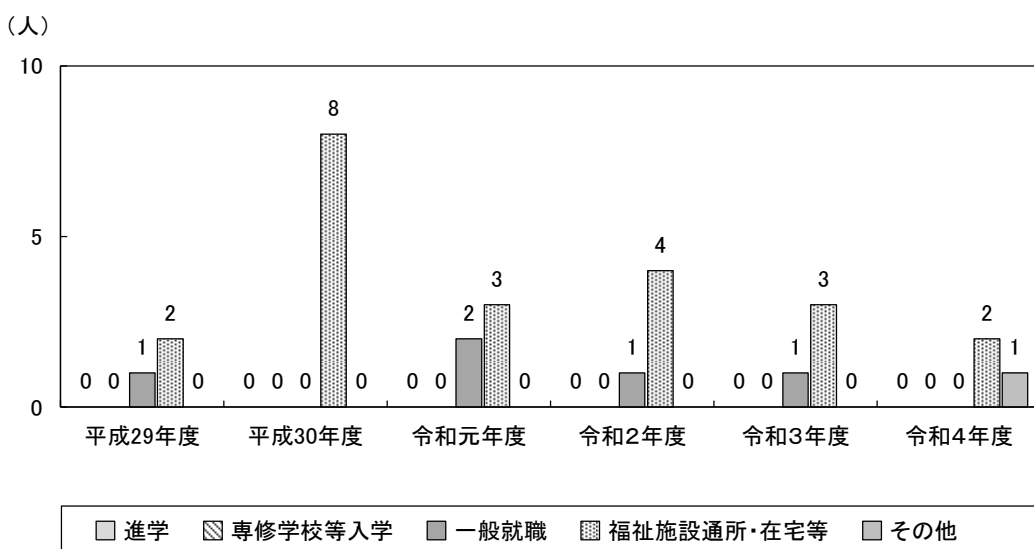


資料：県内特別支援学校（各年度3月末時点）

(3) 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

特別支援学校高等部卒業生の進路状況は、「一般就職」は増減を繰り返しながら横ばい、「福祉施設通所・在宅等」は平成30年度に増加していますが、その後は増減を繰り返しながら推移しています。

■特別支援学校高等部卒業生の進路の状況

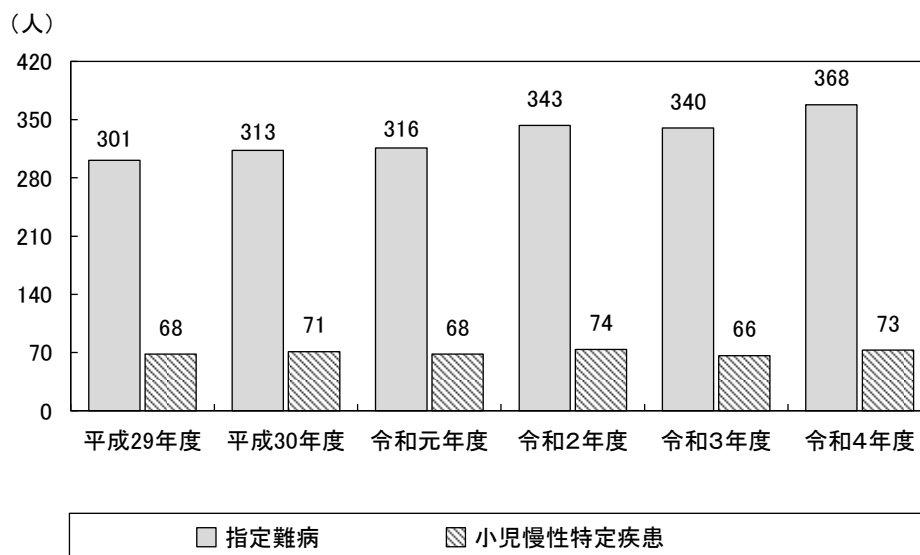


資料：県内特別支援学校（各年度3月末時点）

4. 難病患者等の状況

指定難病の患者数は、増加傾向となっています。

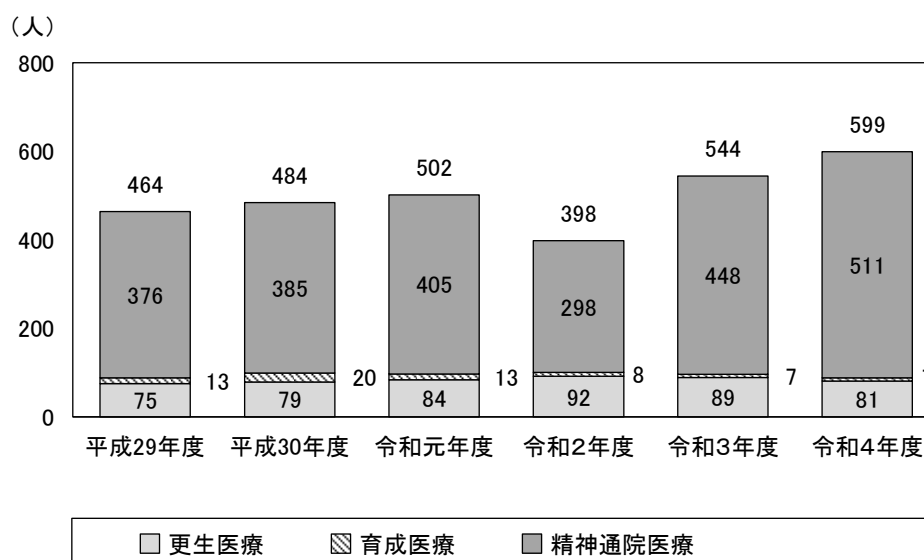
小児慢性特定疾患の患者数は、平成29年度以降増減を繰り返しながら推移しています。



資料：中和保健所（各年度3月末時点）

5. 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者数の推移をみると、「更生医療」、「育成医療」は増減を繰り返しながら推移しており、「精神通院医療」は令和4年度で511人と、平成29年度に比べて135人増加しています。



資料：社会福祉課（各年度3月末時点）

※コロナによる特例として、更新申請手続きを行わなくても有効期限を1年間延長する措置がとられたため、上記掲載の令和2年度の「精神通院医療」受給者数には、特例措置による延長者数は含まれていない。

(2) 障がい福祉サービスの利用状況

令和3年度から令和5年度における障がい福祉サービスの計画値及び実績値の推移を掲載しています。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスでは、居宅介護においては、各年利用時間の実績値が増加しており、令和4年度、5年度では実績値が計画値を上回っています。

また、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の利用時間、利用人数ともに、実績値が計画値を下回っていますが、行動援護では利用時間の実績値は年々増加しています。

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	計画値	636	645	654
		実績値	631	738	775
	人/月	計画値	36	37	38
		実績値	42	49	55
重度訪問介護	時間/月	計画値	270	270	270
		実績値	229	45	32
	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	1
同行援護	時間/月	計画値	128	128	128
		実績値	44	42	24
	人/月	計画値	7	7	7
		実績値	3	3	2
行動援護	時間/月	計画値	707	783	859
		実績値	671	759	765
	人/月	計画値	28	31	34
		実績値	27	27	27
重度障がい者等包括支援	時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

(令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「時間/月」=月間平均の延べ利用時間

「人/月」=月間平均の実利用人数

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、生活介護、就労継続支援（B型）の利用日数、利用人数ともに増加しており、就労継続支援（B型）では利用日数、利用人数ともに実績値が計画値を上回っています。

一方で、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援の利用日数は減少傾向、就労継続支援（A型）の利用日数は令和3年度から令和5年度で数値が減少しており、実績値が計画値を下回っています。

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	計画値	1,823	1,901	1,978
		実績値	1,894	1,934	1,979
	人/月	計画値	94	98	102
		実績値	97	99	102
自立訓練（機能訓練）	人日/月	計画値	45	45	45
		実績値	22	3	0
	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	2	3	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	計画値	60	60	75
		実績値	6	1	22
	人/月	計画値	4	4	5
		実績値	1	1	1
就労移行支援	人日/月	計画値	189	231	273
		実績値	112	71	50
	人/月	計画値	9	11	13
		実績値	7	5	4
就労継続支援（A型）	人日/月	計画値	616	660	704
		実績値	410	337	375
	人/月	計画値	28	30	32
		実績値	23	19	19
就労継続支援（B型）	人日/月	計画値	1,440	1,530	1,620
		実績値	1,555	1,736	1,825
	人/月	計画値	80	85	90
		実績値	88	98	99
就労定着支援	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	3	2	3
療養介護	人/月	計画値	6	6	6
		実績値	4	4	6
短期入所（福祉型）	人日/月	計画値	175	196	217
		実績値	170	249	223
	人/月	計画値	25	28	31
		実績値	27	31	30
短期入所（医療型）	人日/月	計画値	8	8	8
		実績値	10	8	10
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	2	1	2

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人日/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

3. 居住系サービス

居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）に利用人数の実績値は各年増加しており、計画値を上回って推移しています。一方で、施設入所支援の実績値は各年微減傾向となっており、わずかに計画値を下回って推移しています。

自立生活援助はまだ実績がありません。

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	計画値	30	32	34
		実績値	36	40	45
施設入所支援	人／月	計画値	30	30	29
		実績値	29	27	28
自立生活援助	人／月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

「人／月」＝月間平均の実利用人数

4. 相談支援

相談支援では、令和3年度では実績値が計画値を上回っていますが、令和4年度、5年度では概ね計画値通りの実績値となっています。

地域移行支援では令和5年度に利用人数が1人、地域定着支援ではまだ実績がなく、ともに計画値を下回っています。

相談の種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／月	計画値	33	36	39
		実績値	38	38	39
地域移行支援	人／月	計画値	1	2	2
		実績値	0	0	1
地域定着支援	人／月	計画値	1	2	2
		実績値	0	0	0

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

「人／月」＝月間平均の実利用人数

5. 障がい児通所支援

児童発達支援は利用日数、利用人数とも実績値が増加しているものの、計画値を下回っています。また、放課後等デイサービスは利用日数、利用人数とも実績値が年々増加しており、計画値を上回って推移しています。一方で、障がい児相談支援は利用人数の実績値が年々増加していますが、令和5年度以外では計画値を下回っています。

サービスの種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	計画値	398	413	428
		実績値	269	278	368
	人/月	計画値	53	55	57
		実績値	42	45	53
医療型児童発達支援	人日/月	計画値	16	16	16
		実績値	15	16	0
	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	0
放課後等デイサービス	人日/月	計画値	1,518	1,650	1,771
		実績値	1,641	1,805	1,945
	人/月	計画値	138	150	161
		実績値	146	166	179
保育所等訪問支援	人日/月	計画値	3	4	4
		実績値	3	5	7
	人/月	計画値	3	4	4
		実績値	2	5	6
障がい児相談支援	人/月	計画値	33	37	41
		実績値	31	36	42

(令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人日/月」= 月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」= 月間平均の実利用人数

(3) 地域生活支援事業の利用状況

(1) 必須事業

事業名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	無	無
相談支援事業	委託事業所数	計画値	6	6	6
		実績値	6	6	6
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳者等派遣事業	件/年	計画値	25	30	35
		実績値	43	53	70
要約筆記者等派遣事業	件/年	計画値	3	3	3
		実績値	11	9	8
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年	計画値	2	2	2
		実績値	0	3	3
自立生活支援用具	件/年	計画値	5	5	5
		実績値	2	10	8
在宅療養等支援用具	件/年	計画値	5	5	5
		実績値	1	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	5	5	5
		実績値	3	5	4
排泄管理支援用具	件/年	計画値	1,000	1,020	1,040
		実績値	930	995	1,125
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画値	13	15	15
		実績値	9	7	6
移動支援事業	時間/月	計画値	650	680	710
		実績値	442	396	370
地域活動支援センター事業					
I型(市内)	事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	人/月	計画値	20	22	24
		実績値	22	24	23
I型(市外)	事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	人/月	計画値	10	11	12
		実績値	6	5	4
II型(市外)	事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	0	1	1

(2) 任意事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	計画値	2	2
		実績値	1	0
更生訓練費給付事業	人/月	計画値	1	1
		実績値	0	0
日中一時支援事業	人/月	計画値	22	24
		実績値	30	17
福祉ホーム事業	人/月	計画値	1	1
		実績値	2	2
社会参加支援事業 (芸術文化活動振興)	回/年	計画値	1	1
		実績値	1	1
自動車運転免許取得費 補助事業	人/年	計画値	1	1
		実績値	0	0
自動車改造費補助事業	人/年	計画値	1	1
		実績値	0	0

(令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

※「人/月」=月間平均の実利用人数

(4) 各種アンケート調査結果からみる現状

1. 事業所アンケート調査

実施概要	
調査の目的	障がい福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み及び方策等を定める「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」の策定にあたり、サービス提供事業者の現状や課題を把握するため
調査対象	市内で障がい福祉サービス事業所・障がい児通所支援事業所・障がい者（児）相談支援事業所を運営する事業者
調査期間	令和5年8月29日（火）～令和5年9月13日（水）
調査方法	調査票による記入方式 郵送配付・郵送回収による調査方法

回収結果		
配布事業者数	回収件数	回収率
30件	14件	46.7%

◇提供できなかったサービスの種類と、提供できなかった理由は何ですか。（複数回答可）

サービスの種類	理由(概要) (回答件数：3件)
行動援護	日曜日に長時間の依頼があったが、対応できるヘルパーがいなかった。
行動援護 移動支援	人材が慢性的に不足している。マンツーマンの支援で外出を行うため、高いスキルが求められるが、利用希望が土日に集中すると、更にヘルパーが不足する。
送迎	電車に乗れない人から送迎の要望があったが、送迎には対応していないため応じられなかった。

◇貴事業所でのサービスの運営にあたって、どのような課題がありますか。

サービス運営上の課題(概要) (回答件数：11件)	
人員不足	8件
年長児になってから児童発達支援を利用する子が多く、1年間では十分な支援ができない。	
利用者の希望に合うサービス事業所が少ない。(利用者の希望に合わない)	
計画相談業務に追われ、委託相談支援業務にかかる時間の確保が難しい。	

◇新型コロナウイルス感染症によって、貴事業所の運営やサービスの提供等にどのような影響がありましたか。

新型コロナウイルス感染症の影響（概要） （回答件数：13件）	
事業所の停止や、停止による収入減	4件
サービス提供の縮小や制限	4件
マスク着用により、コミュニケーションが困難だった。	2件
備品が入手しにくかった。	
備品（空気清浄機・パーテーション・消毒薬等）購入に費用がかかった。	
ほぼ影響はなかった。ルール（マスク着用、手洗い、消毒等）も守られていた。	

◇障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、どのような地域資源やサービス、支援が必要であると思いますか。

地域で自立した生活を送るために必要なサービスや支援等（概要） （回答件数：11件）	
子ども向けの木工教室、職業体験、料理教室等の開催	2件
通院に同行してくれる事業所の充実	
生活介護事業所の増加	
困った時に使える行動援護、入所施設、就労先等の充実	
重度障がいの人が毎日入浴サービスを受けられる施設	
訪問療育の充実	
障がい者が働ける場所や映画鑑賞ができる場所	
気軽に使える介護タクシー	
地域における障がい者への理解や交流	
自立のための社会資源の拡充と連携	

◇本市の障がい福祉施策や計画策定等に関してご意見等がありましたらご記入ください。

本市に対するご意見（概要） （回答件数：4件）	
相談支援事業の拡充	
障がい児や障がい者に優しい楽しい場所があれば良い。	
行政からの補助金を希望する。	
葛城市はとても障がい者に寄り添っていると思う。サービスを受給する側やサービス提供事業所の意識改革が必要になると思う。	

2. 市民アンケート調査

実施概要	
調査の目的	障がいを抱える人の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするほか、障がい福祉施策推進の参考とするため
調査対象者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人、自立支援医療を受給中の人、障がい福祉サービス等をご利用の人から抽出
調査期間	令和5年8月23日（水）～令和5年9月8日（金）
調査方法	調査票による本人または本人以外の記入方式 郵送配付・郵送回収またはWEBによる調査方法

回収結果		
配布数	回収件数	回収率
2,000人	1,028人	51.4%

調査結果の見方

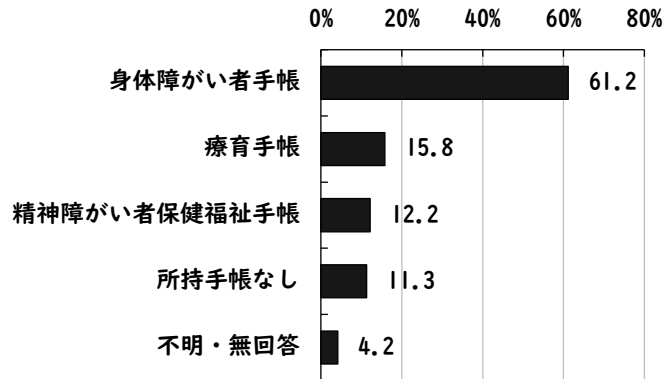
- 図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- グラフの分析文における、【身体】【療育】【精神】について、それぞれ身体障がい者手帳をお持ちと回答した人を【身体】、療育手帳をお持ちと回答した人を【療育】、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちと回答した人を【精神】と表記しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から1つもしくは複数の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 設問及び本文中の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

回答者属性

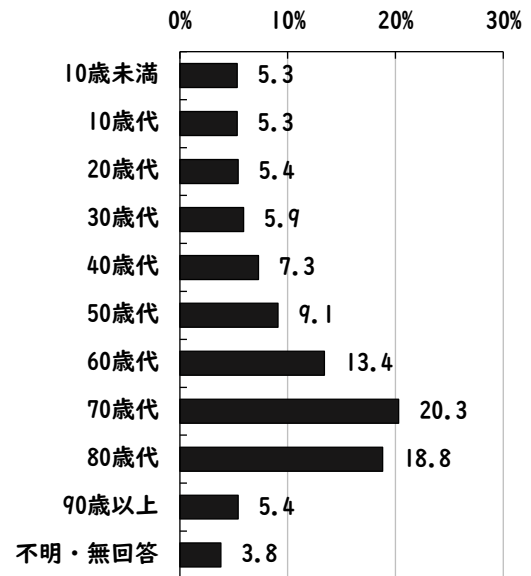
回答者属性について、所持手帳では、「身体障がい者手帳」が61.2%と最も多く、次いで「療育手帳」が15.8%、「精神障がい者保健福祉手帳」が12.2%となっています。

年代では、「70歳代」が20.3%と最も多く、次いで「80歳代」が18.8%、「60歳代」が13.4%となっています。

全体 (N=1,028)



全体 (N=1,028)

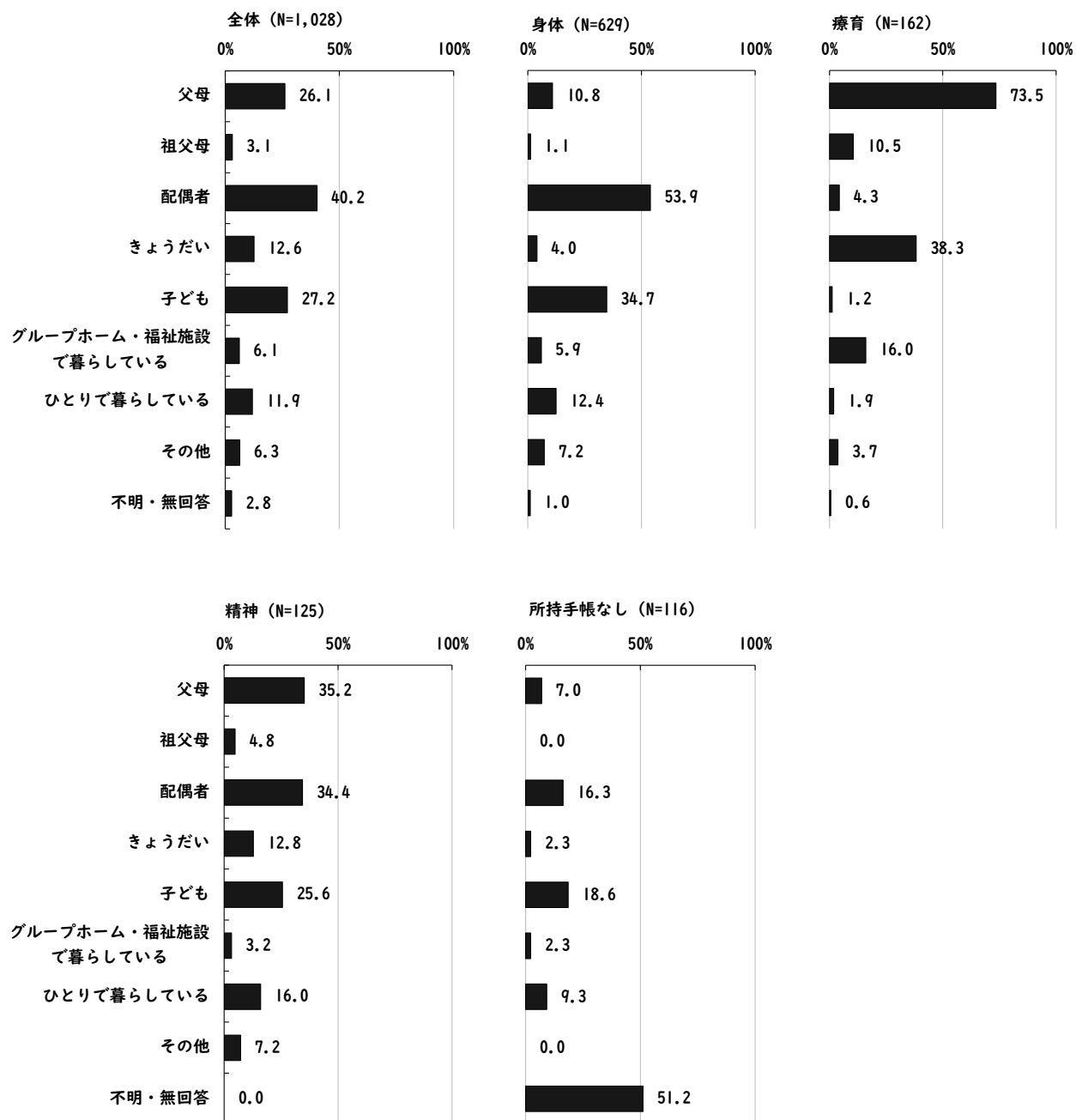


調査結果

◇現在、誰と一緒に暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

現在、一緒に暮らしている人では「配偶者」が40.2%と最も高く、次いで「子ども」が27.2%、「父母」が26.1%となっています。

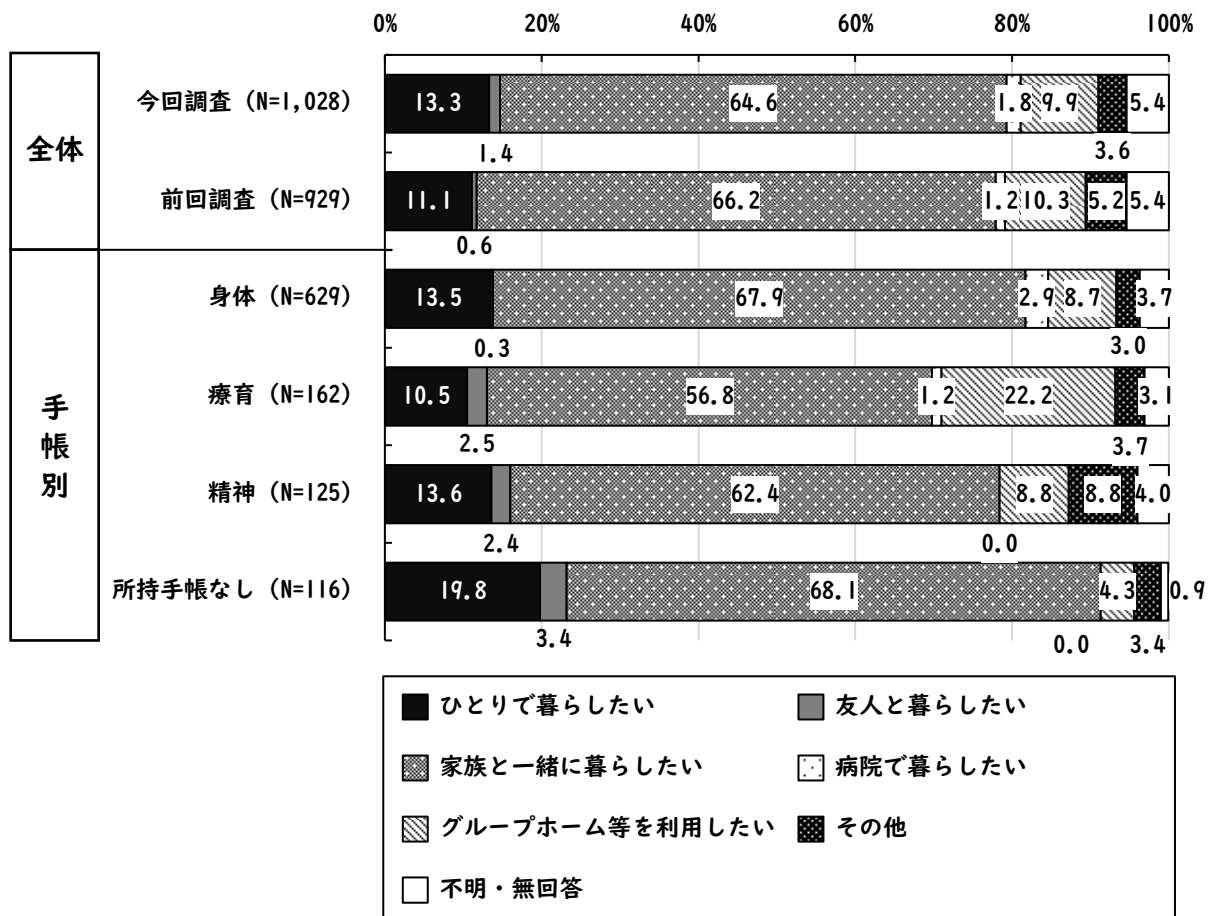
所持手帳別にみると【身体】では「配偶者」が53.9%、【療育】では「父母」が73.5%、【精神】では「父母」が35.2%、【所持手帳なし】では「子ども」が18.6%となっています。



◇今後（将来）、どのように暮らしたいですか。（○は1つだけ）

今後の暮らし方の意向では「家族と一緒に暮らしたい」が64.6%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が13.3%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム等）を利用したい」が9.9%となっています。前回調査では「家族と一緒に暮らしたい」が66.2%、次いで「ひとりで暮らしたい」が11.1%、「グループホームを利用したい」が10.3%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高く、【身体】では67.9%、【療育】では56.8%、【精神】では62.4%、【所持手帳なし】では68.1%となっています。

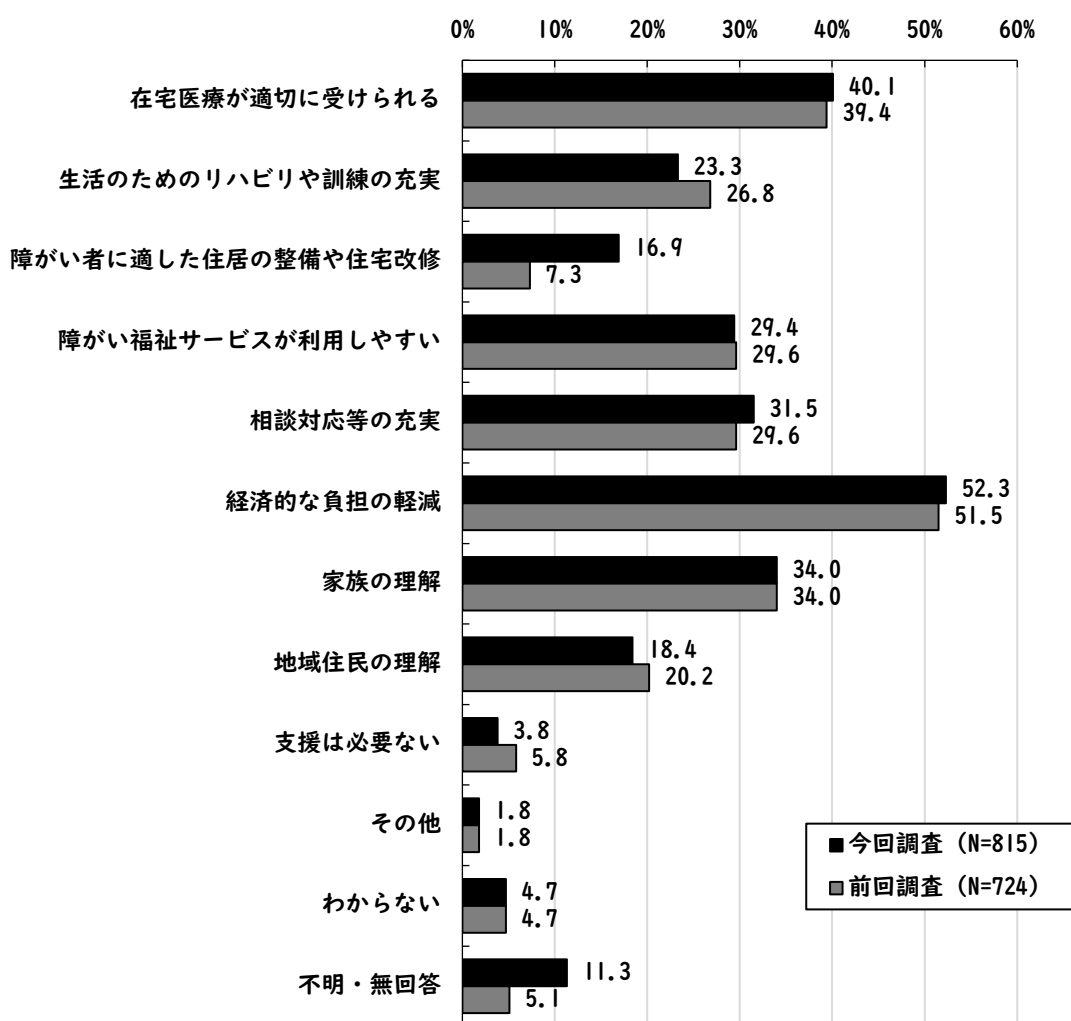


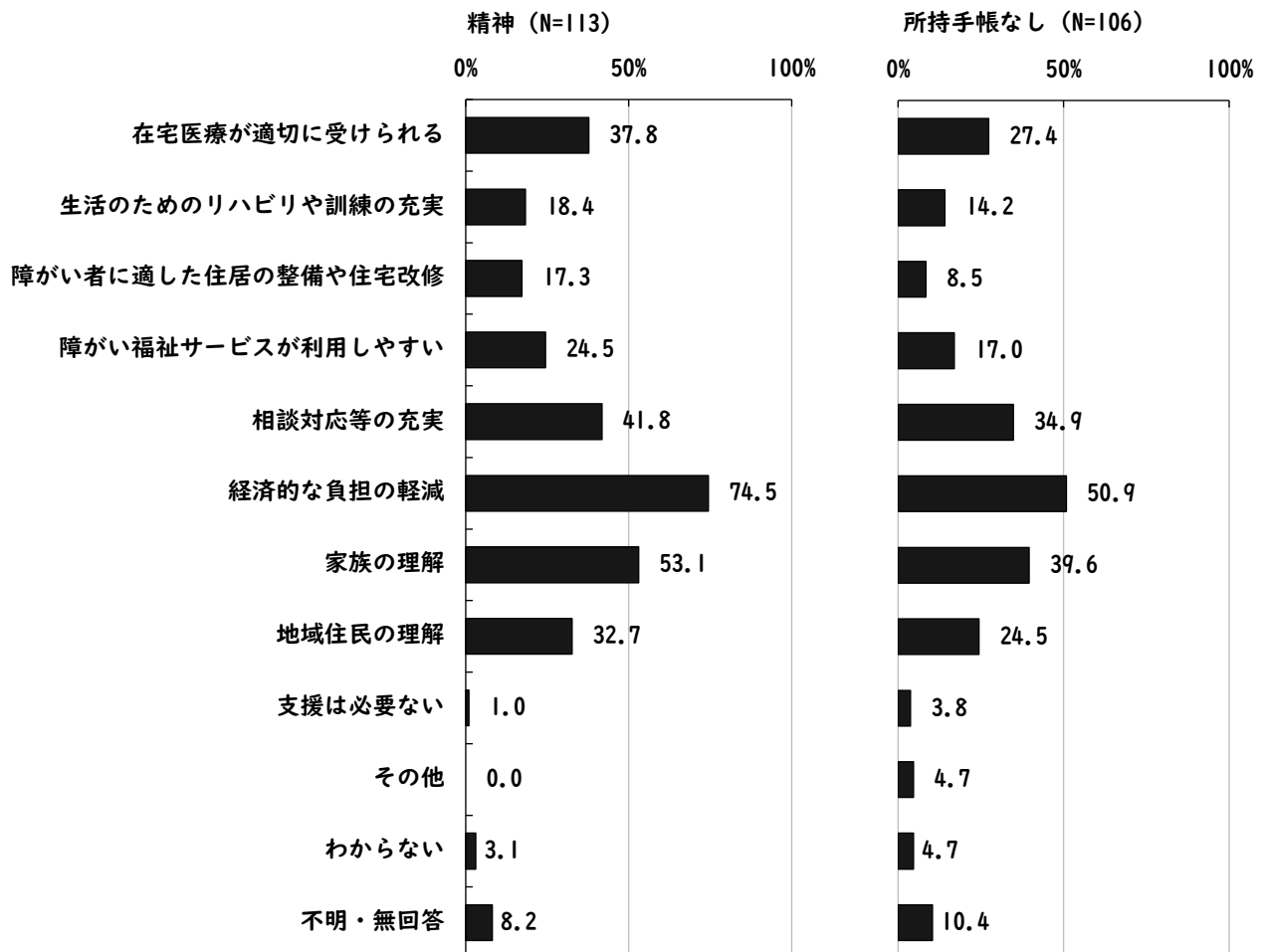
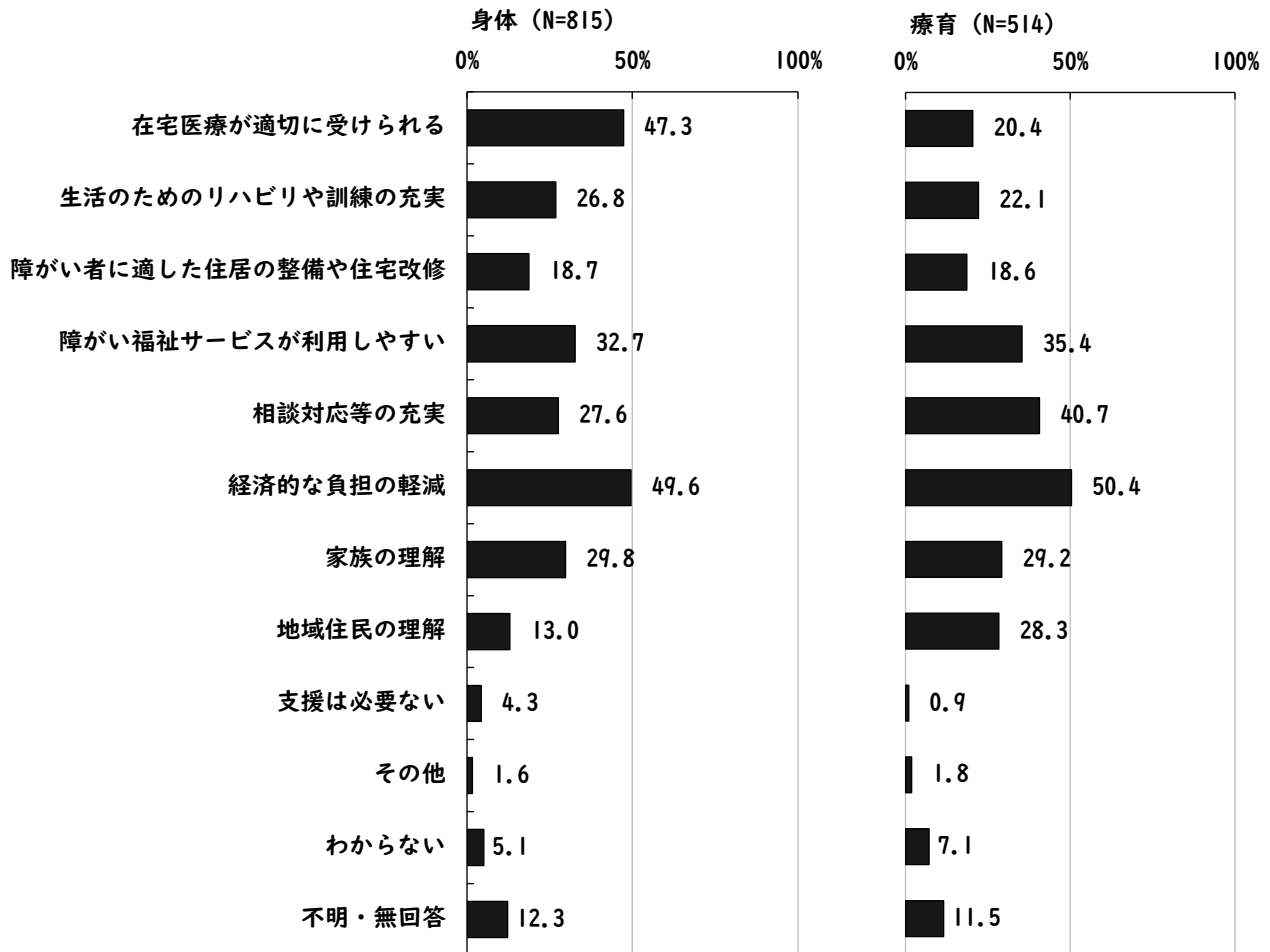
◇在宅で暮らすためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

在宅で暮らすために必要な支援やサービスでは「経済的な負担の軽減」が52.3%と最も高く、次いで「在宅医療（往診や訪問看護等）が適切に受けられる」が40.1%、「家族の理解」が34.0%となっています。前回調査では「経済的な負担の軽減」が51.5%、次いで「在宅医療（往診や訪問看護等）が適切に受けられる」が39.4%、「家族の理解」が34.0%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、【身体】では49.6%、【療育】では50.4%、【精神】では74.5%、【所持手帳なし】では50.9%となっています。

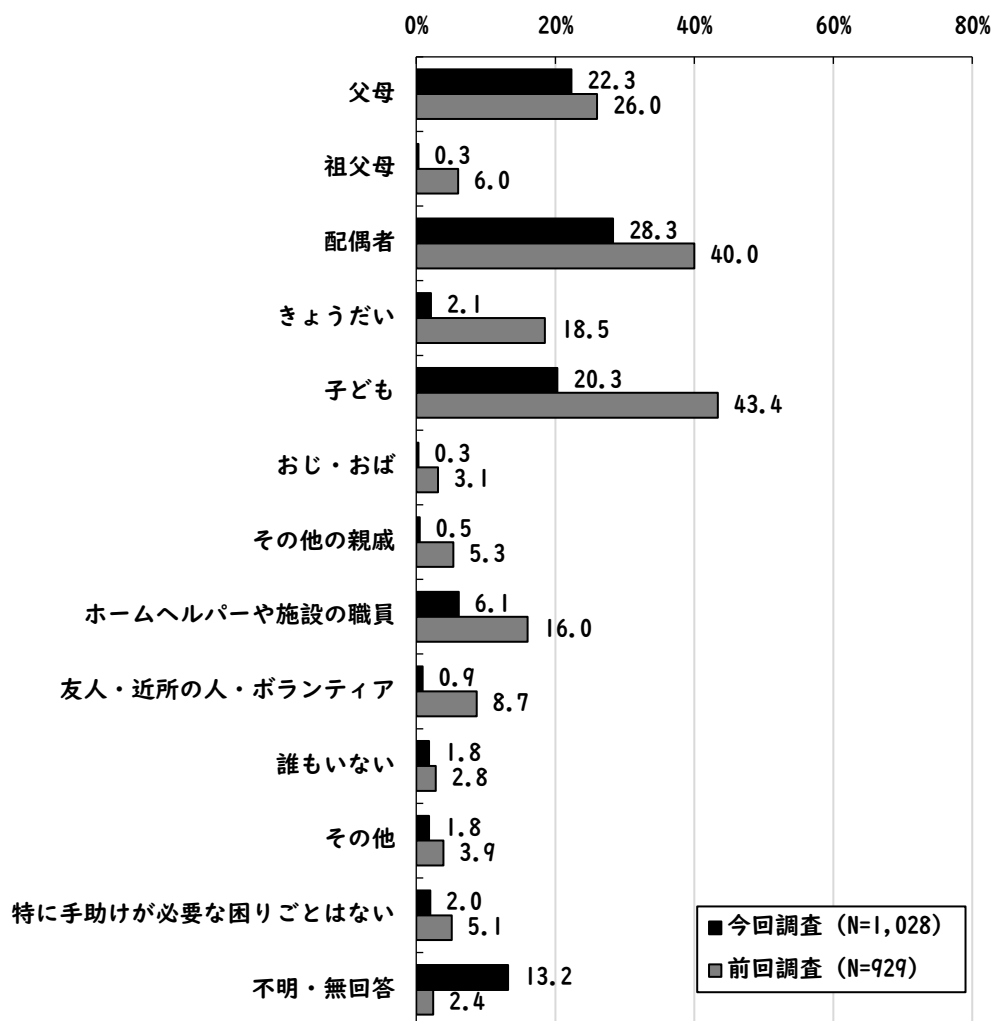


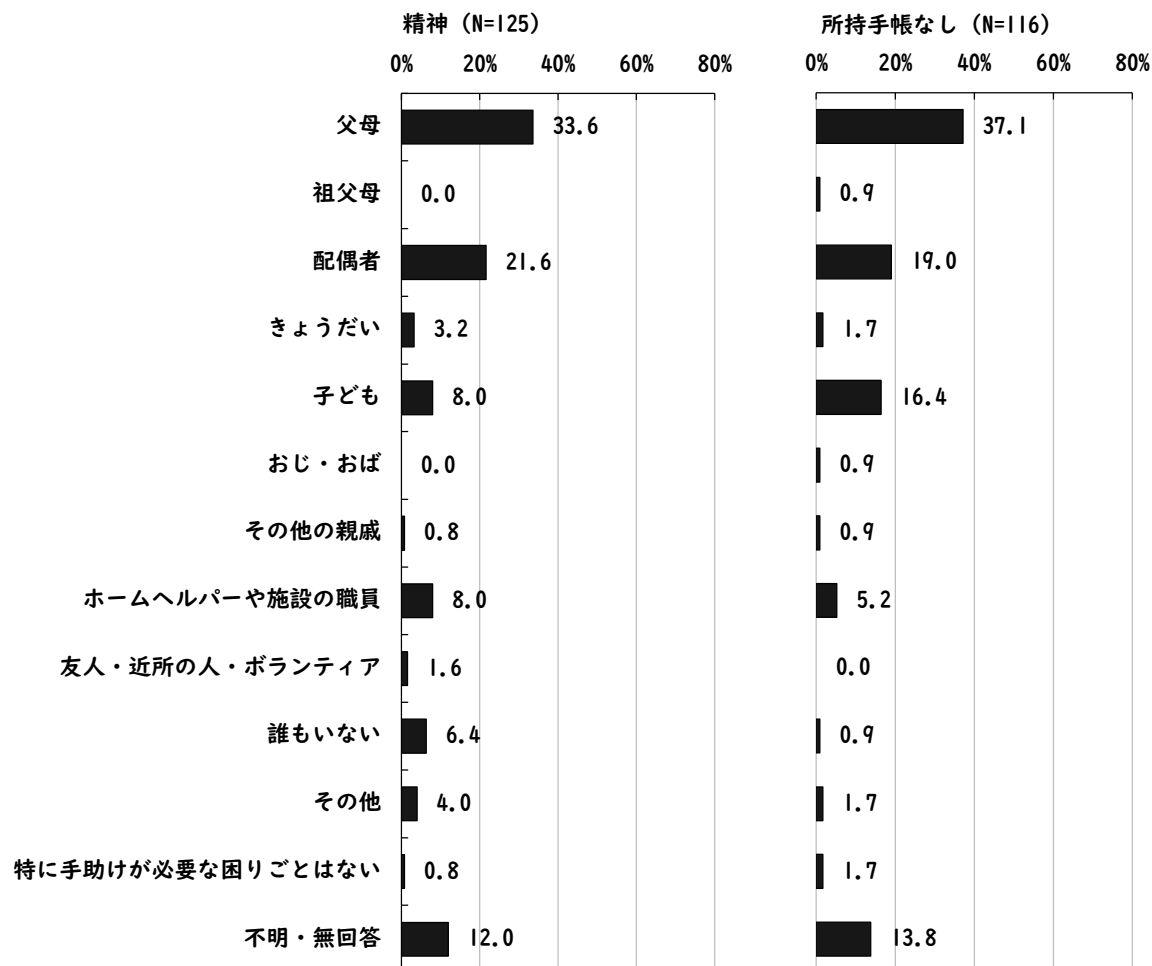
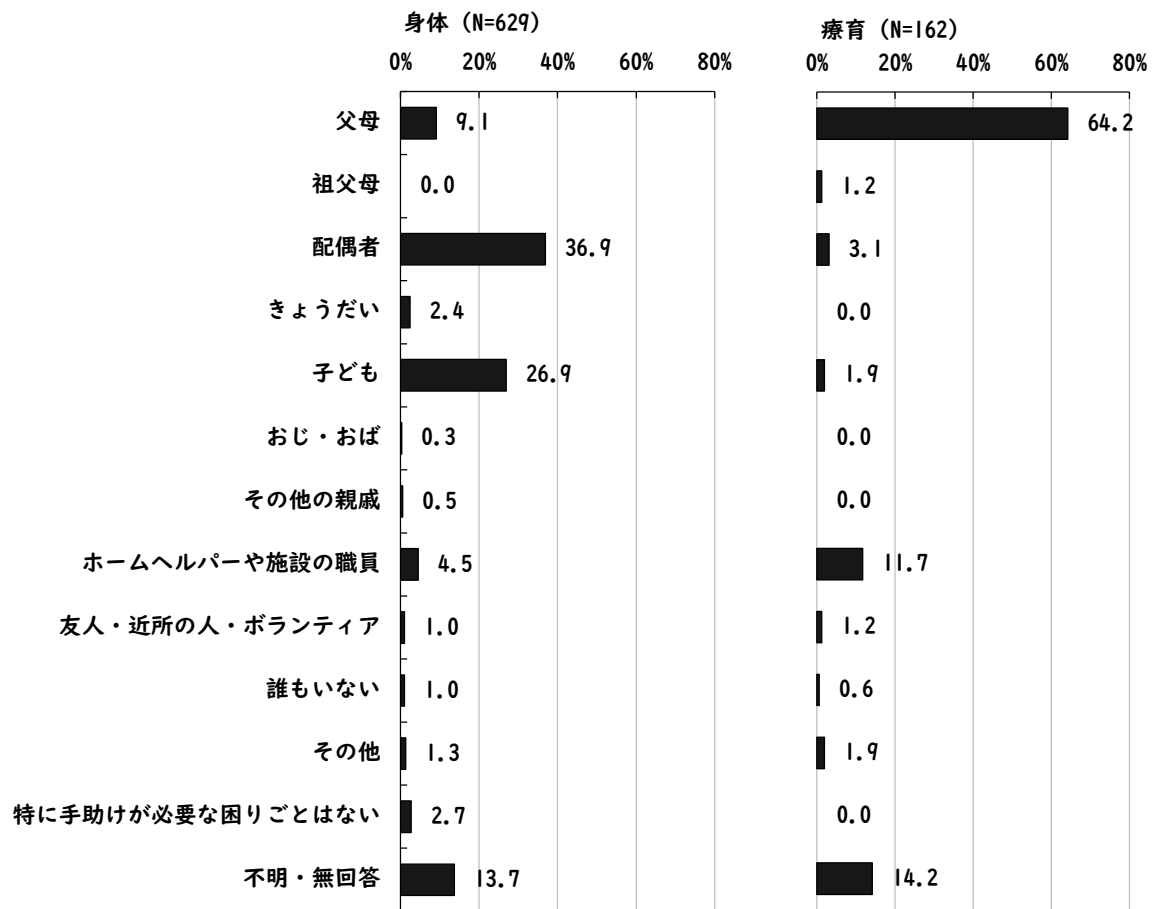


◇生活の中で困ったことがあったとき、特に中心となってあなたの手助けをしてくれる方は誰ですか。(○は1つだけ)

困ったことがあったときの介助者では「配偶者」が28.3%と最も高く、次いで「父母」が22.3%、「子ども」が20.3%となっています。前回調査では「子ども」が43.4%、次いで「配偶者」が40.0%、「父母」が26.0%となっています。

所持手帳別にみると、【身体】では「配偶者」が36.9%、【療育】では「父母」が64.2%、【精神】では「父母」が33.6%、【所持手帳なし】では「父母」が37.1%となっています。

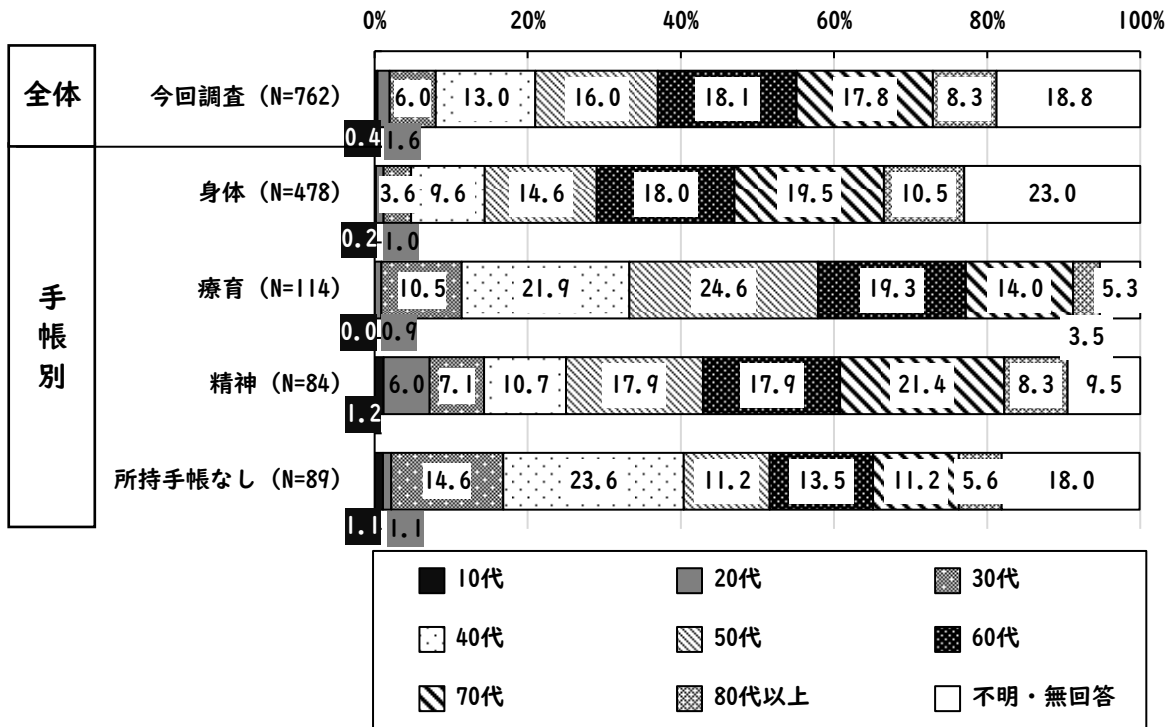




◇特に中心となって手助けをしてくれる方について、年代を、手助け（介助）してくれている方に尋ねた上でお答えください。

介助者の年代では「60代」が18.1%と最も高く、次いで「70代」が17.8%、「50代」が16.0%となっています。

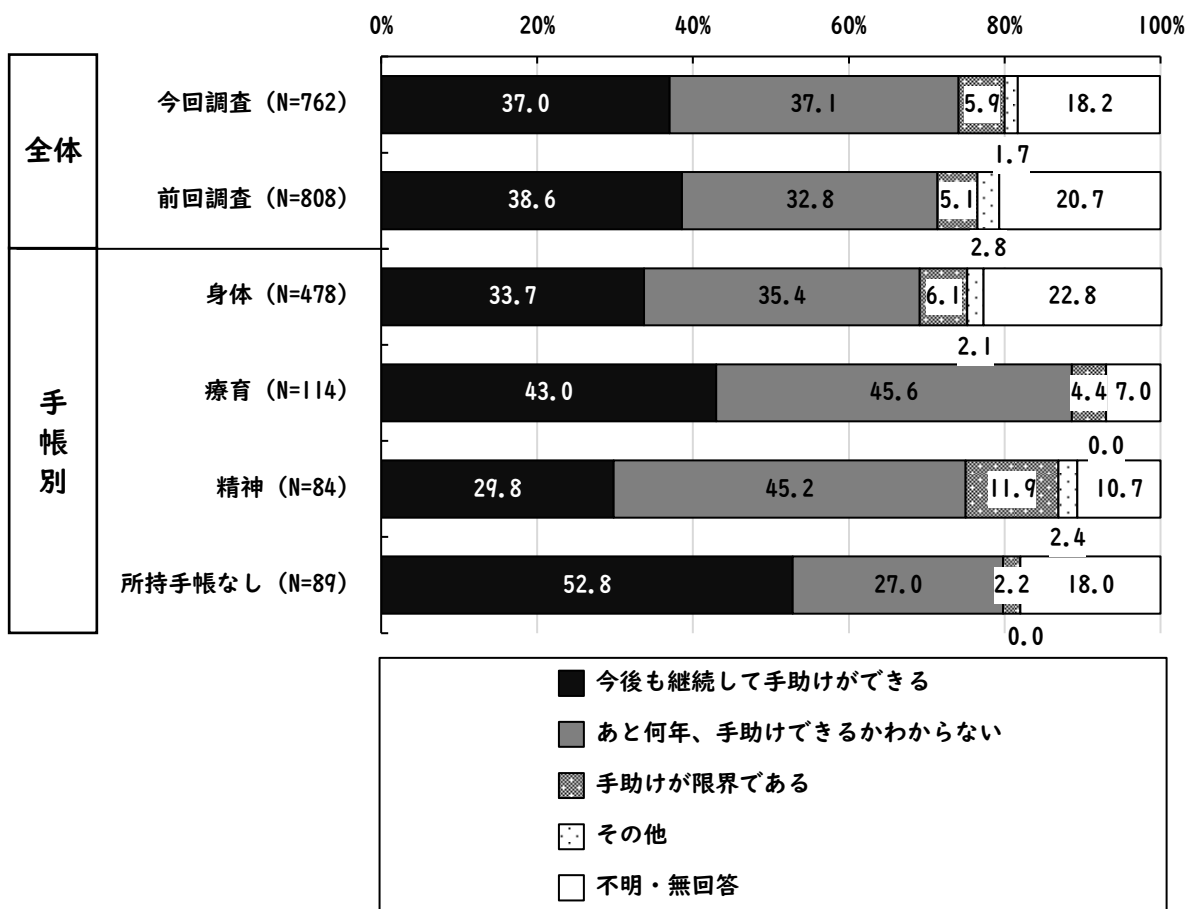
所持手帳別にみると【身体】では「70代」が19.5%、【療育】では「50代」が24.6%、【精神】では「70代」が21.4%、【手帳手帳なし】では「40代」が23.6%となっています。



◇特に中心となって手助けをしてくれる方について、健康状態等も踏まえた、今後も手助け(介助)ができる可能性を、手助け(介助)してくれる方に尋ねた上でお答えください。(○は1つだけ)

介助者が今後も手助けができる可能性では「あと何年、手助けできるかわからない」が37.1%と最も高く、次いで「今後も継続して手助けができる」が37.0%、「手助けが限界である」が5.9%となっています。前回調査では「今後も継続して手助けができる」が38.6%、次いで「あと何年、手助けできるかわからない」が32.8%、「手助けが限界である」が5.1%となっています。

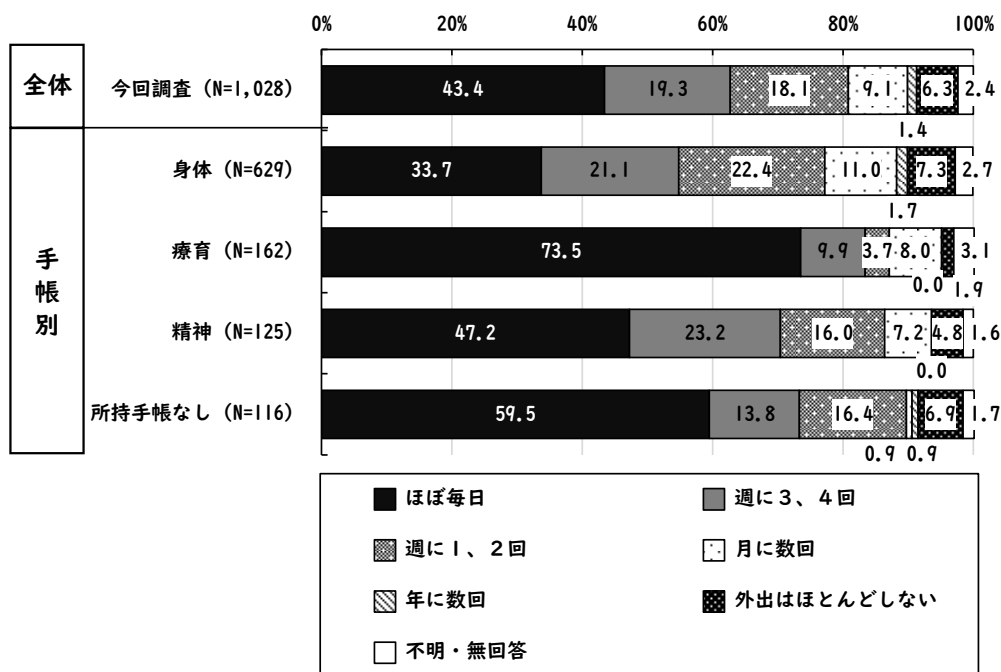
所持手帳別にみると【身体】、【療育】、【精神】では「あと何年、手助けできるかわからない」の割合が最も高く、それぞれ35.4%、45.6%、45.2%となっています。【所持手帳なし】では「今後も継続して手助けができる」が52.8%となっています。



◇日頃どのくらい外出をしますか。(通勤・通学も含む) (○は1つだけ)

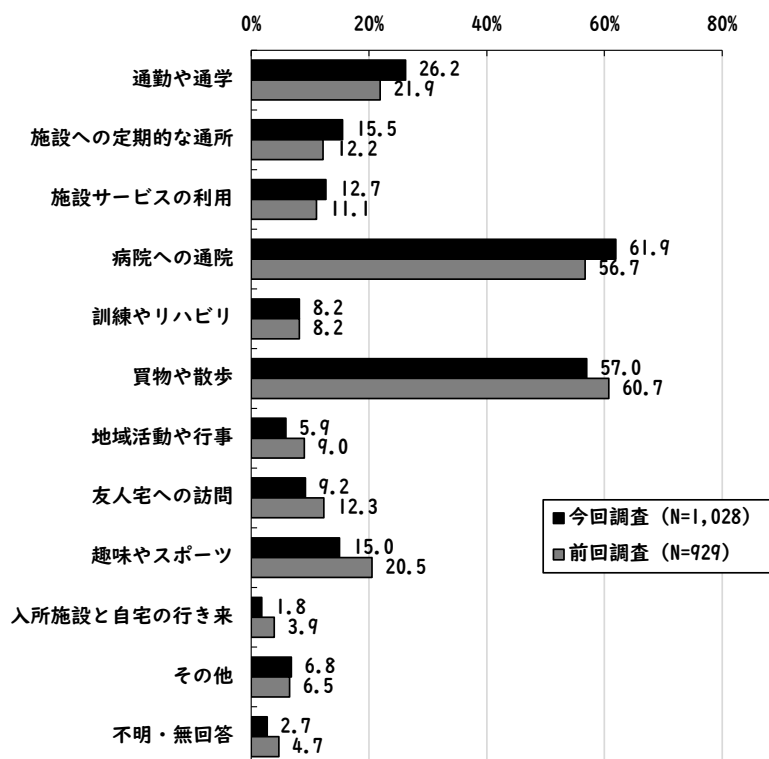
日頃の外出の頻度では「ほぼ毎日」が43.4%と最も高く、次いで「週に3、4回」が19.3%、「週に1、2回」が18.1%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「ほぼ毎日」の割合が最も高く、【身体】では33.7%、【療育】では73.5%、【精神】では47.2%、【所持手帳なし】では59.5%となっています。



◇外出するときの主な目的は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

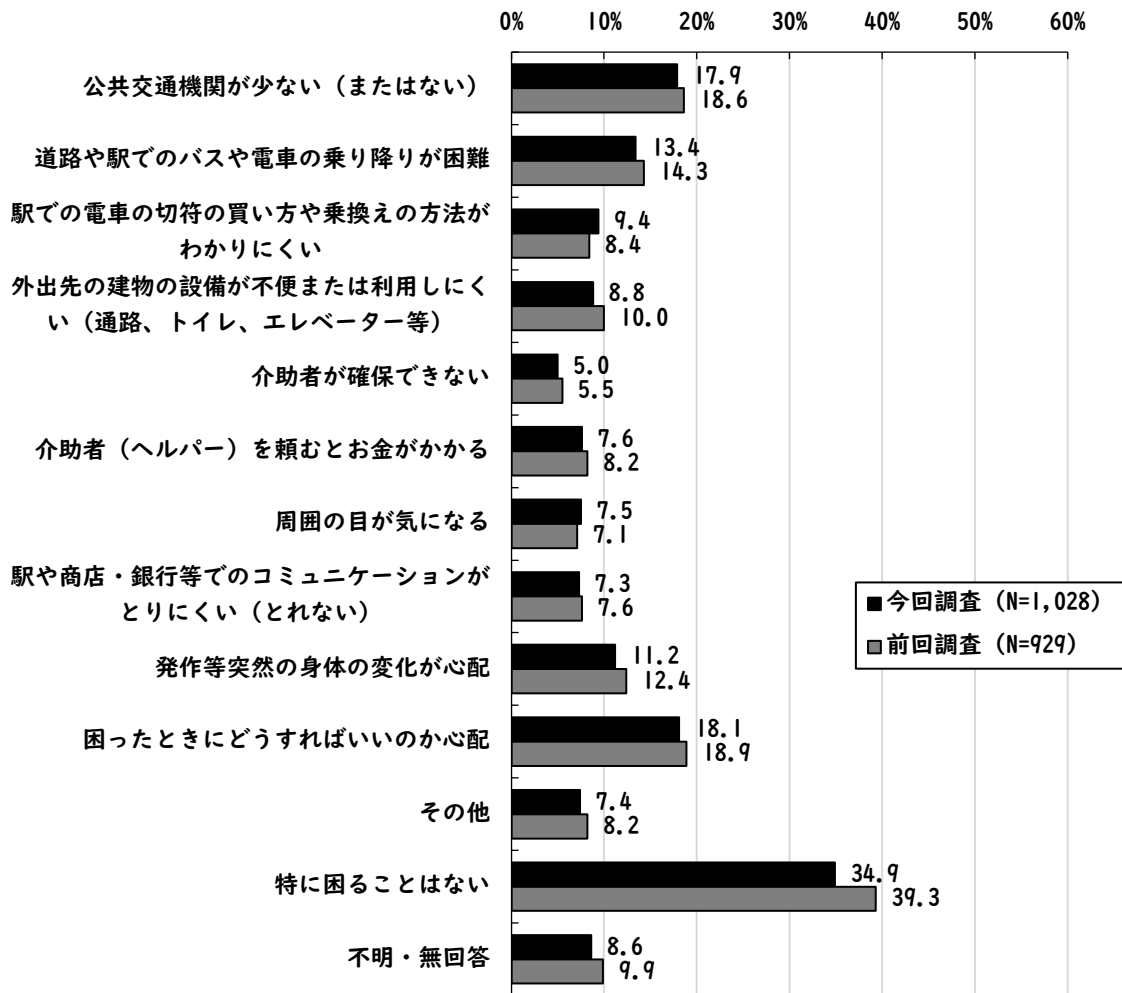
今回調査では「病院への通院」が61.9%と最も高く、次いで「買物や散歩」が57.0%、「通勤や通学」が26.2%となっています。前回調査では「買物や散歩」が60.7%、次いで「病院への通院」が56.7%、「通勤や通学」が21.9%となっています。

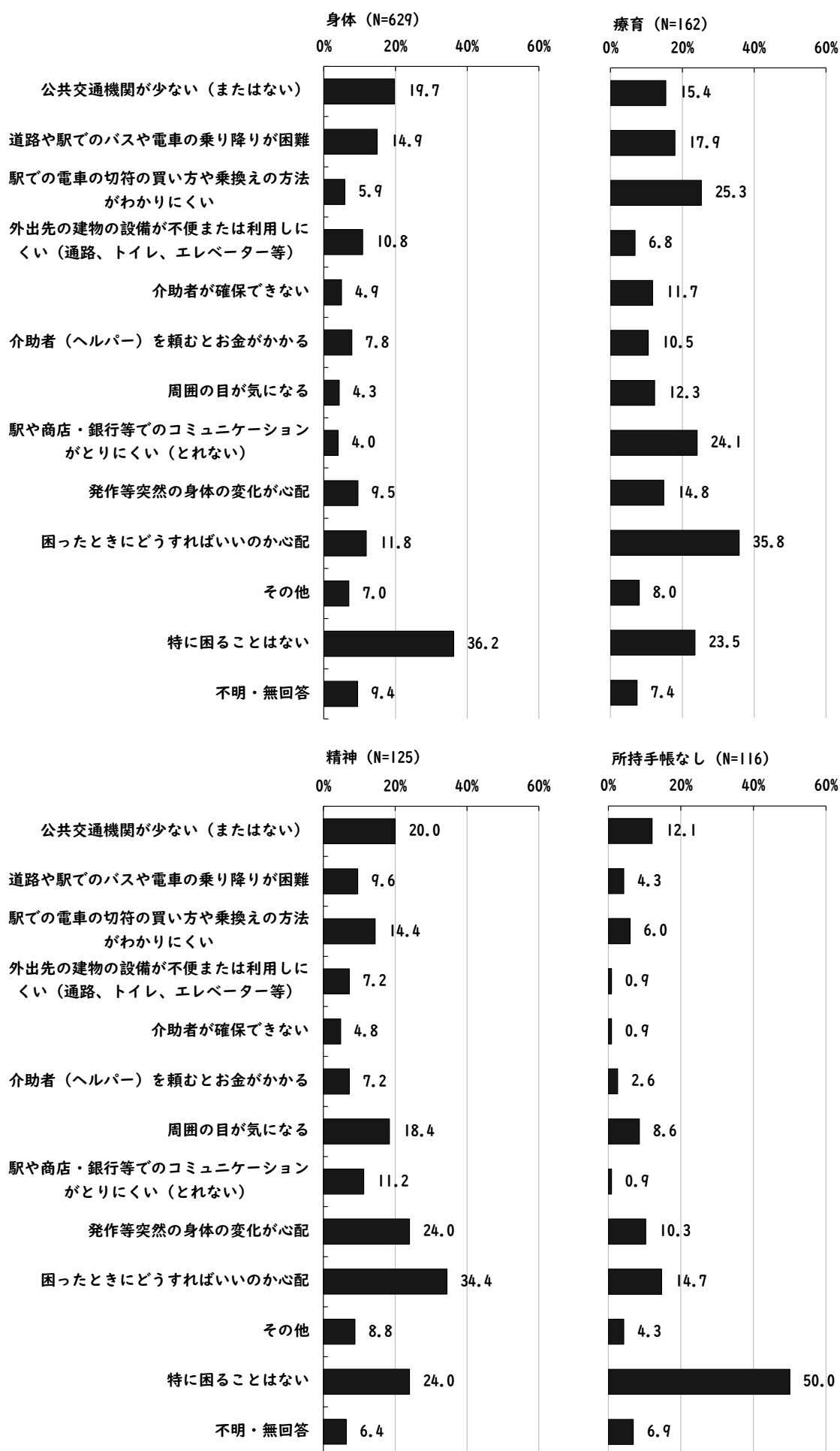


◇外出（通院等も含む）するとき困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

外出するときの困りごとでは「特に困ることはない」が34.9%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が18.1%、「公共交通機関が少ない（またはない）」が17.9%となっています。前回調査では「特に困ることはない」が39.3%、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が18.9%、「公共交通機関が少ない（またはない）」が18.6%となっています。

所持手帳別にみると【身体】では「特に困ることはない」が36.2%、【療育】では「困ったときにどうすればいいのか心配」が35.8%、【精神】では「困ったときにどうすればいいのか心配」が34.4%、【所持手帳なし】では「特に困ることはない」が50.0%となっています。

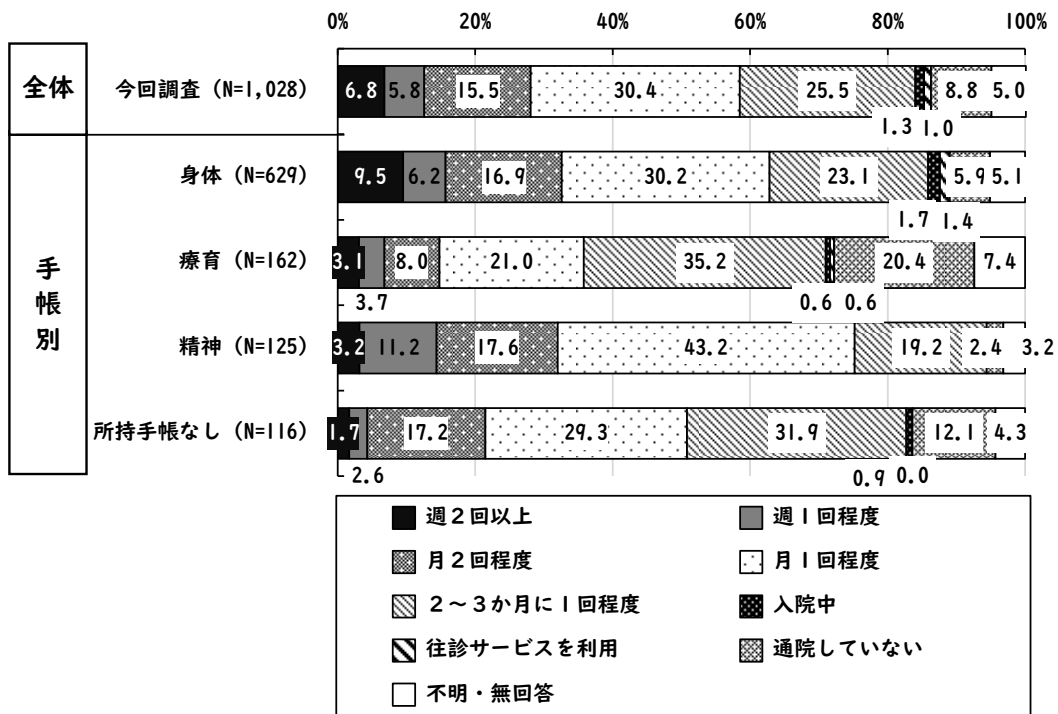




◇現在、医療機関に通院していますか。それはどのくらいの頻度ですか。(○は1つだけ)

医療機関への通院の有無では「月1回程度」が30.4%と最も高く、次いで「2～3か月に1回程度」が25.5%、「月2回程度」が15.5%となっています。

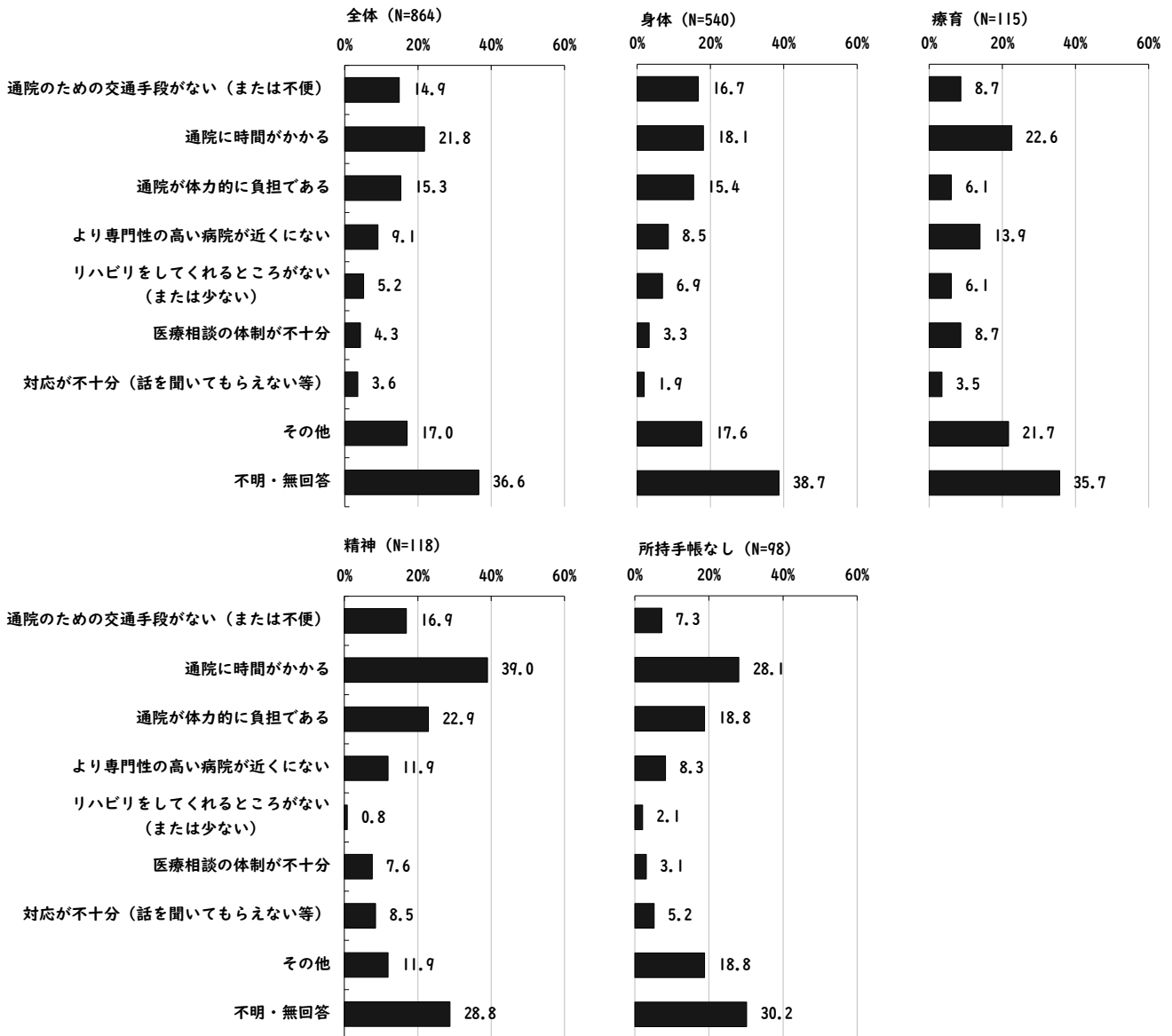
所持手帳別にみると【身体】では「月1回程度」が30.2%、【療育】では「2～3か月に1回程度」が35.2%、【精神】では「月1回程度」が43.2%、【所持手帳なし】では「2～3か月に1回程度」が31.9%となっています。



◇通院していて、または通院しようとして困っていることはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

通院時の困りごとでは「通院に時間がかかる」が21.8%と最も高く、「通院が体力的に負担である」が15.3%となっています。

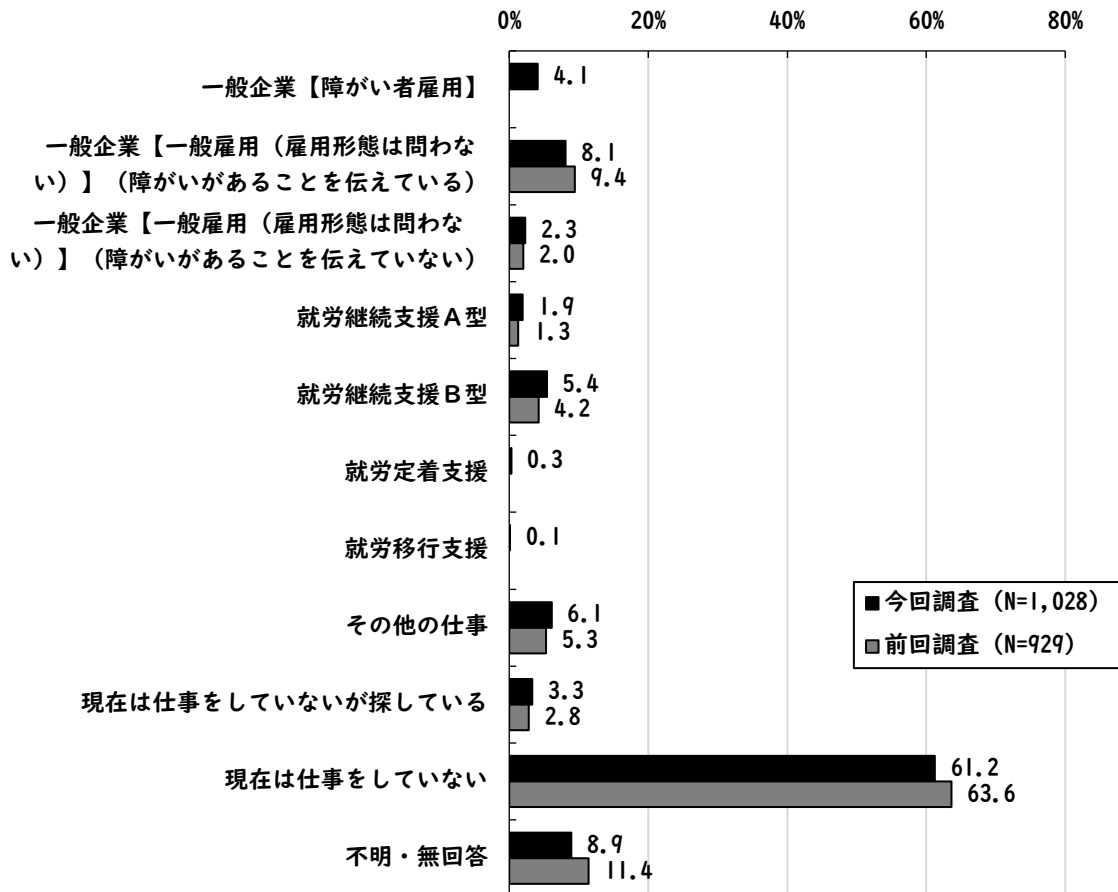
所持手帳別にみると、どの手帳でも「通院に時間がかかる」の割合が最も高く、【身体】では18.1%、【療育】では22.6%、【精神】では39.0%、【所持手帳なし】では28.1%となっています。

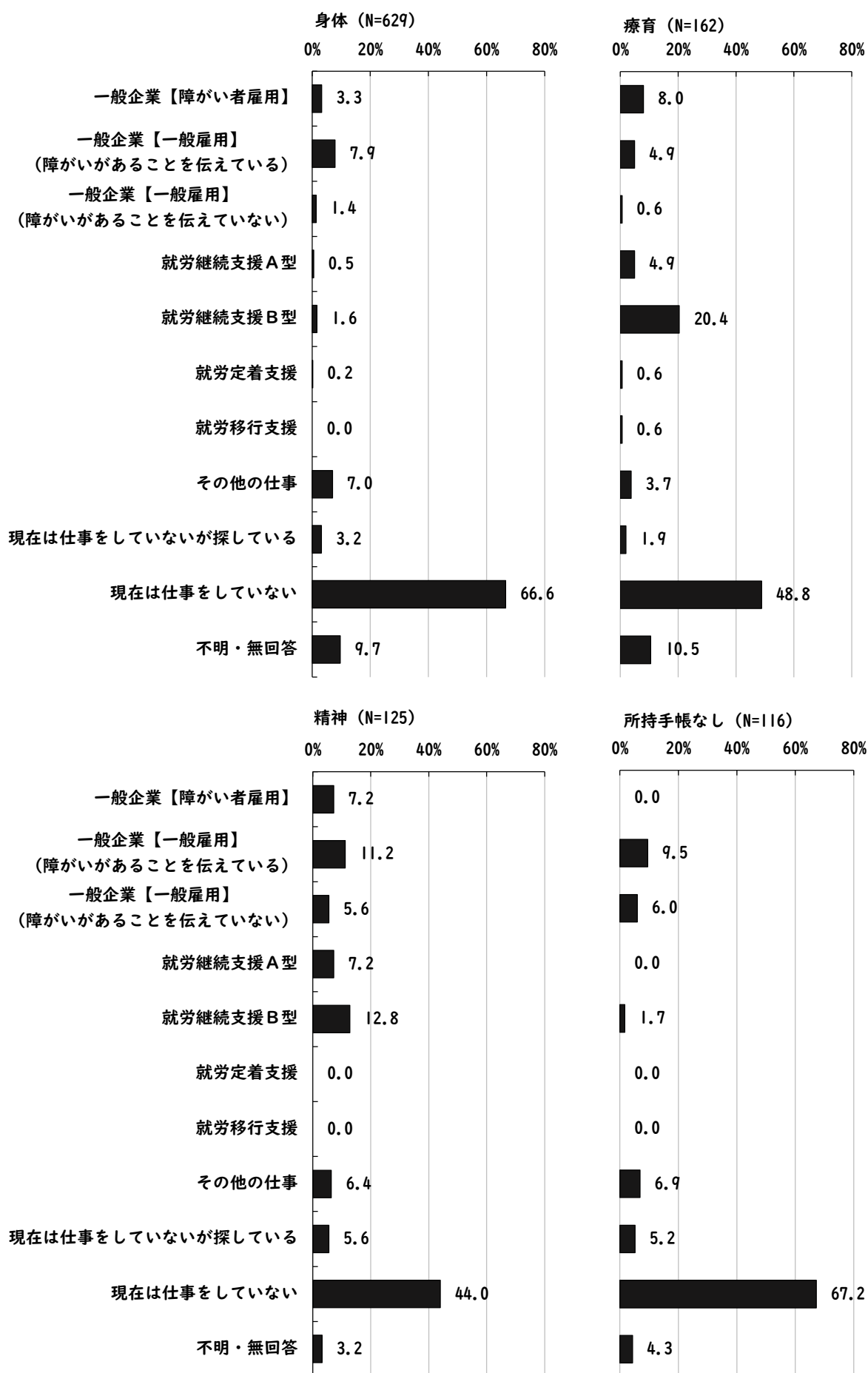


◇仕事（就労）の状況や形態は次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

仕事の状況や形態では「現在は仕事をしていない」が61.2%と最も高く、次いで「一般企業【一般雇用（雇用形態は問わない）】（障がいがあることを伝えている）」が8.1%、「その他の仕事」が6.1%となっています。前回調査では「現在は仕事をしていない」が63.6%、次いで「一般企業【一般雇用（雇用形態は問わない）】（障がいがあることを伝えている）」が9.4%、「その他の仕事」が5.3%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「現在は仕事をしていない」の割合が最も高く、【身体】では66.6%、【療育】では48.8%、【精神】では44.0%、【所持手帳なし】では67.2%となっています。

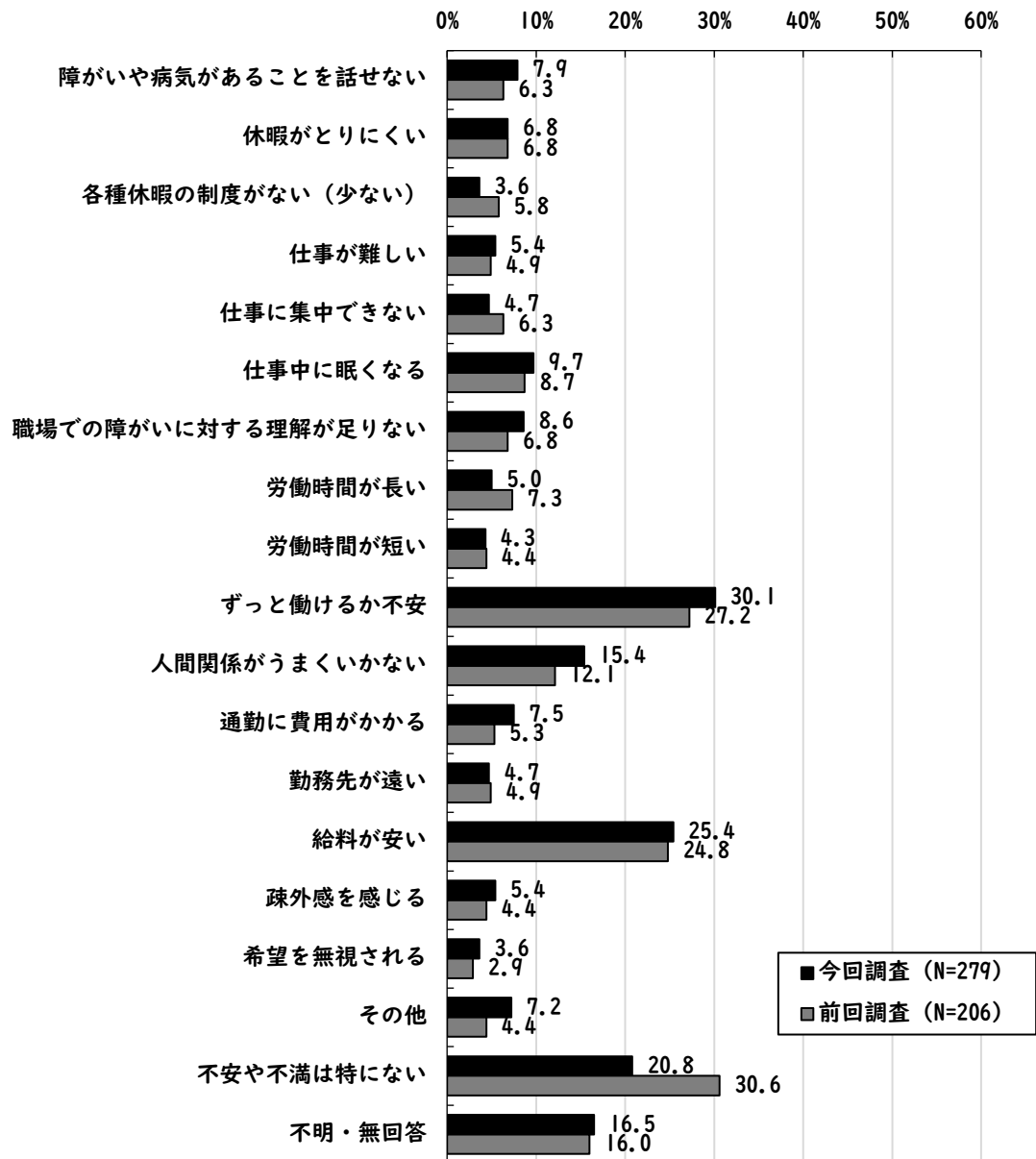


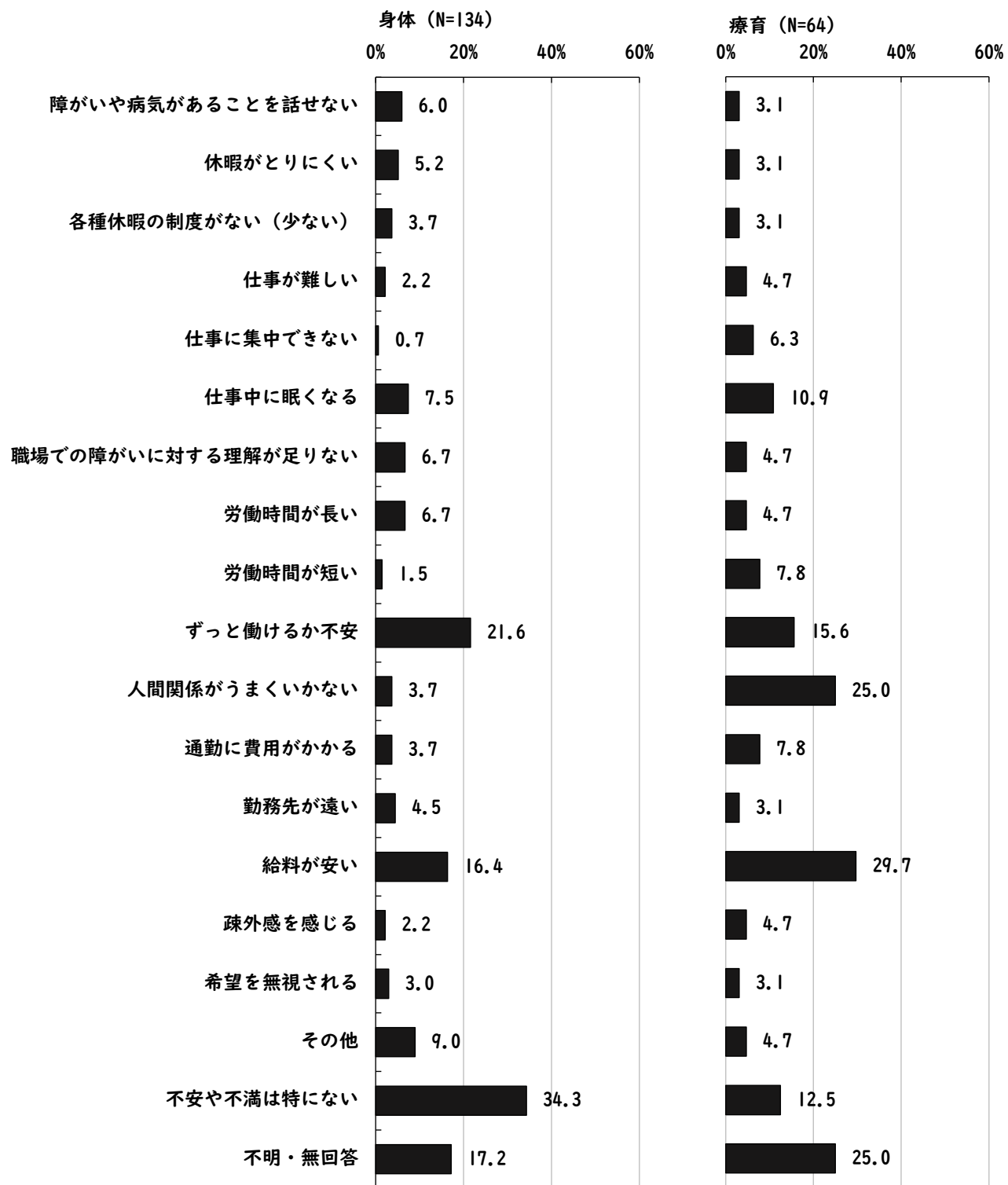


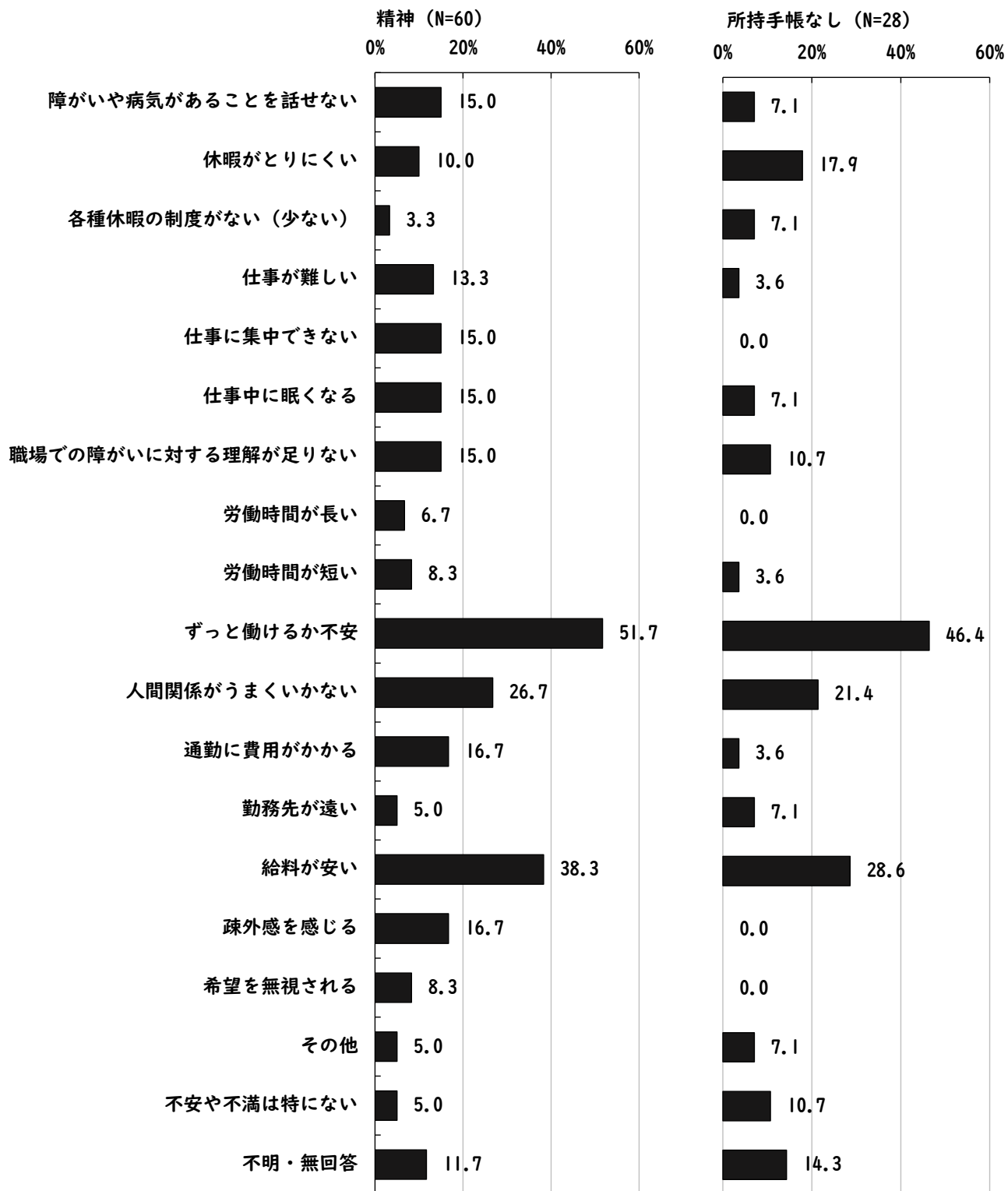
◇現在の仕事（職場）に対して、不安や不満がありますか。（あてはまるものすべてに○）

現在の仕事や職場に対して不安や不満があるかどうかでは「ずっと働けるか不安」が30.1%と最も高く、次いで「給料が安い」が25.4%、「不安や不満は特にない」が20.8%となっています。前回調査では「不安や不満は特にない」が30.6%、次いで「ずっと働けるか不安」が27.2%、「給料が安い」が24.8%となっています。

所持手帳別にみると【身体】では「不安や不満は特にない」が34.3%、【療育】では「給料が安い」が29.7%、【精神】では「ずっと働けるか不安」が51.7%、【所持手帳なし】では「ずっと働けるか不安」が46.4%となっています。



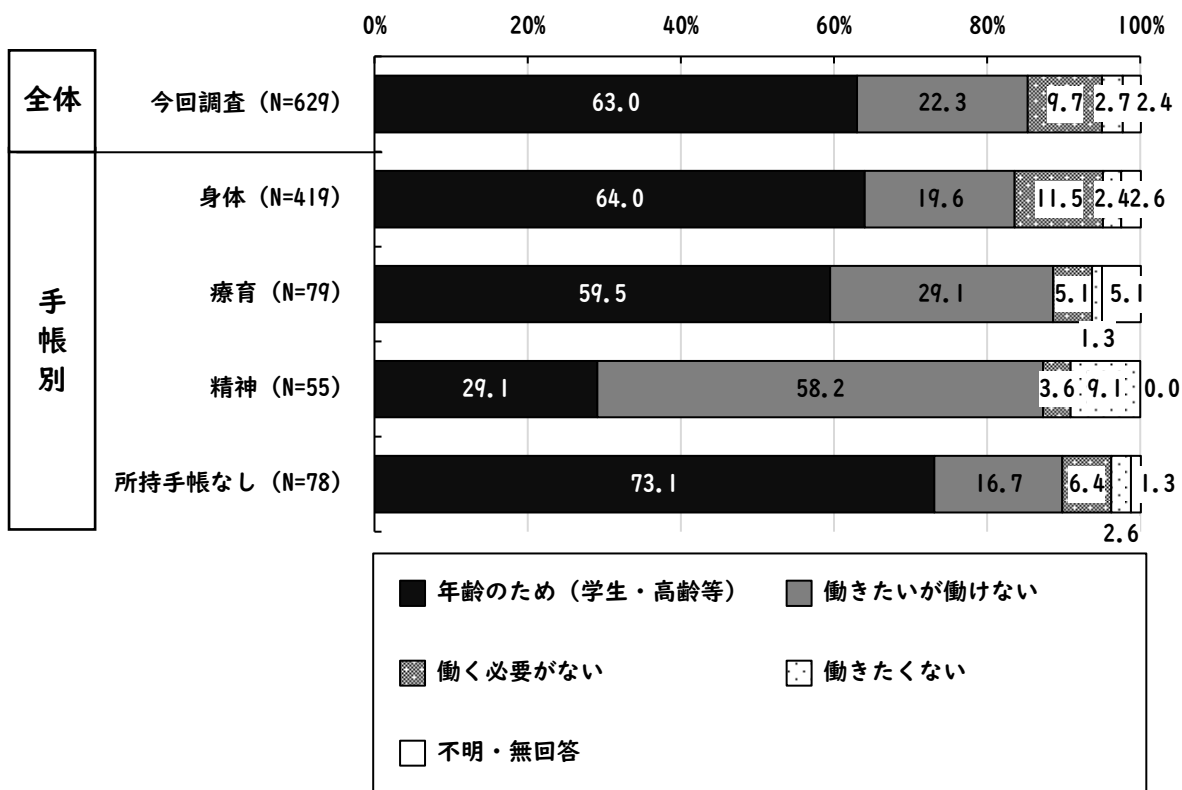




◇仕事をしていない理由は何ですか。(○は1つだけ)

仕事をしていない理由では「年齢のため（学生・高齢等）」が63.0%と最も高く、次いで「働きたいが働けない」が22.3%、「働く必要がない」が9.7%となっています。

所持手帳別にみると【身体】、【療育】、【所持手帳なし】では「年齢のため（学生・高齢等）」の割合が最も高く、それぞれ64.0%、59.5%、73.1%、【精神】では「働きたいが働けない」が58.2%となっています。

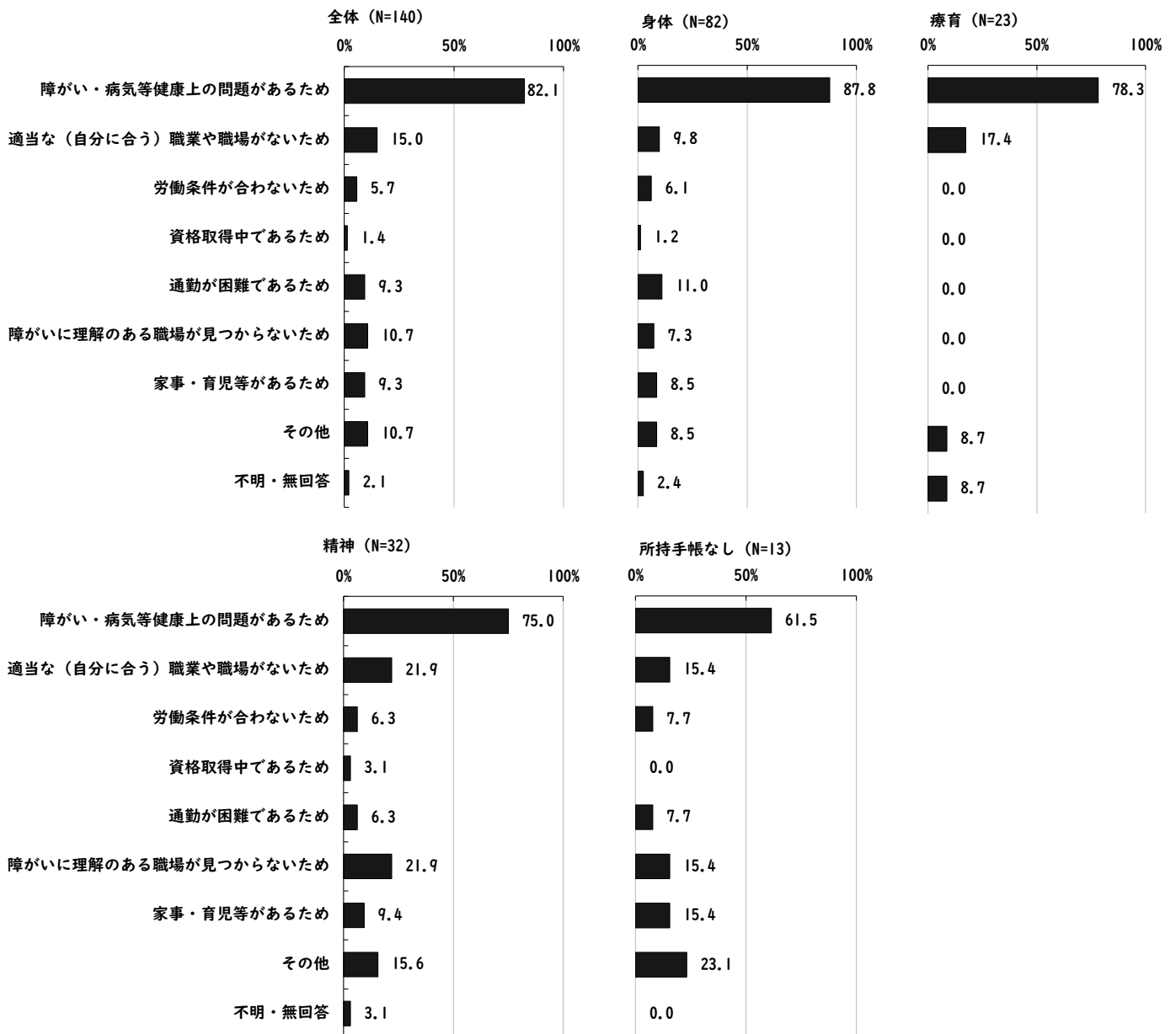


◇働きたいが働けない理由は何ですか。(仕事をしていない理由は何ですか。)

(あてはまるものすべてに○)

働きたいが働けない理由では「障がい・病気等健康上の問題があるため」が82.1%と最も高く、次いで「適当な（自分に合う）職業や職場がないため」が15.0%、「障がいに理解のある職場が見つからないため」が10.7%となっています。

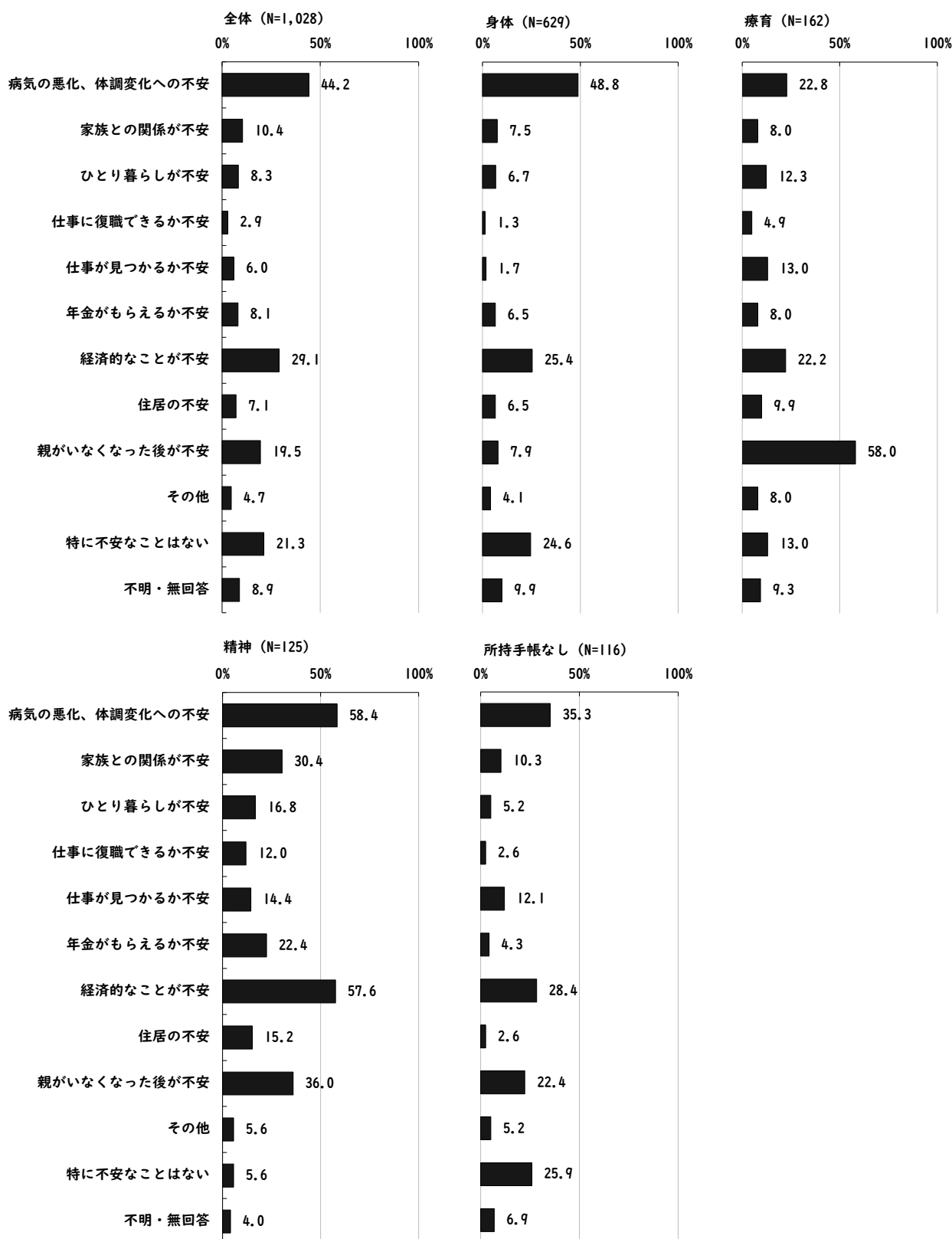
所持手帳別にみると、どの手帳でも「障がい・病気等健康上の問題があるため」の割合が最も高く、【身体】では87.8%、【療育】では78.3%、【精神】では75.0%、【所持手帳なし】では61.5%となっています。



◇現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）はありますか。（あてはまるものすべてに○）

現在の生活で不安なことでは「病気の悪化、体調変化への不安」が44.2%と最も高く、次いで「経済的なことが不安」が29.1%、「特に不安なことはない」が21.3%となっています。

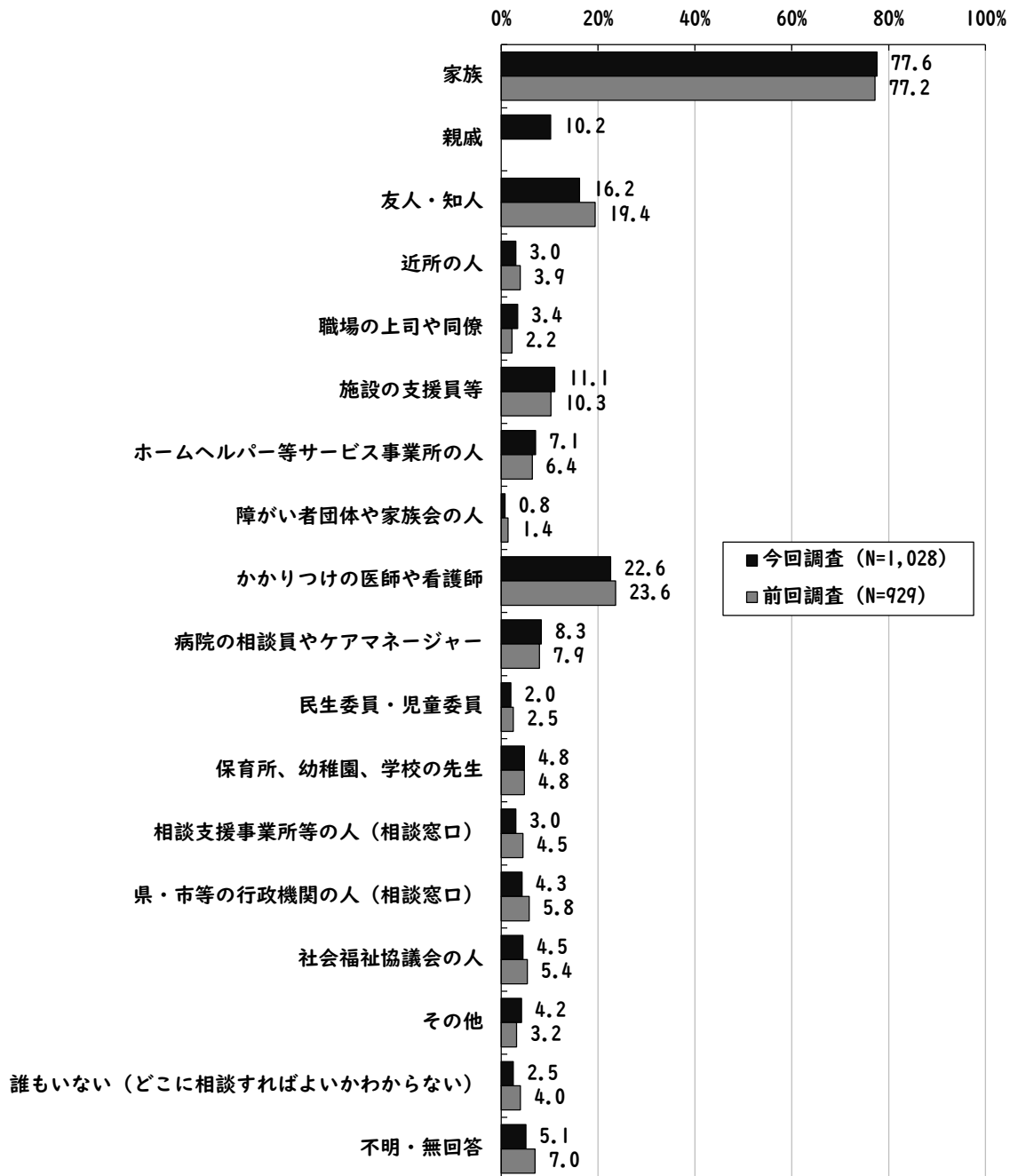
所持手帳別にみると【身体】では「病気の悪化、体調変化への不安」が48.8%、【療育】では「親がいなくなった後が不安」が58.0%、【精神】では「病気の悪化、体調変化への不安」が58.4%、【所持手帳なし】では「病気の悪化、体調変化への不安」が35.3%となっています。

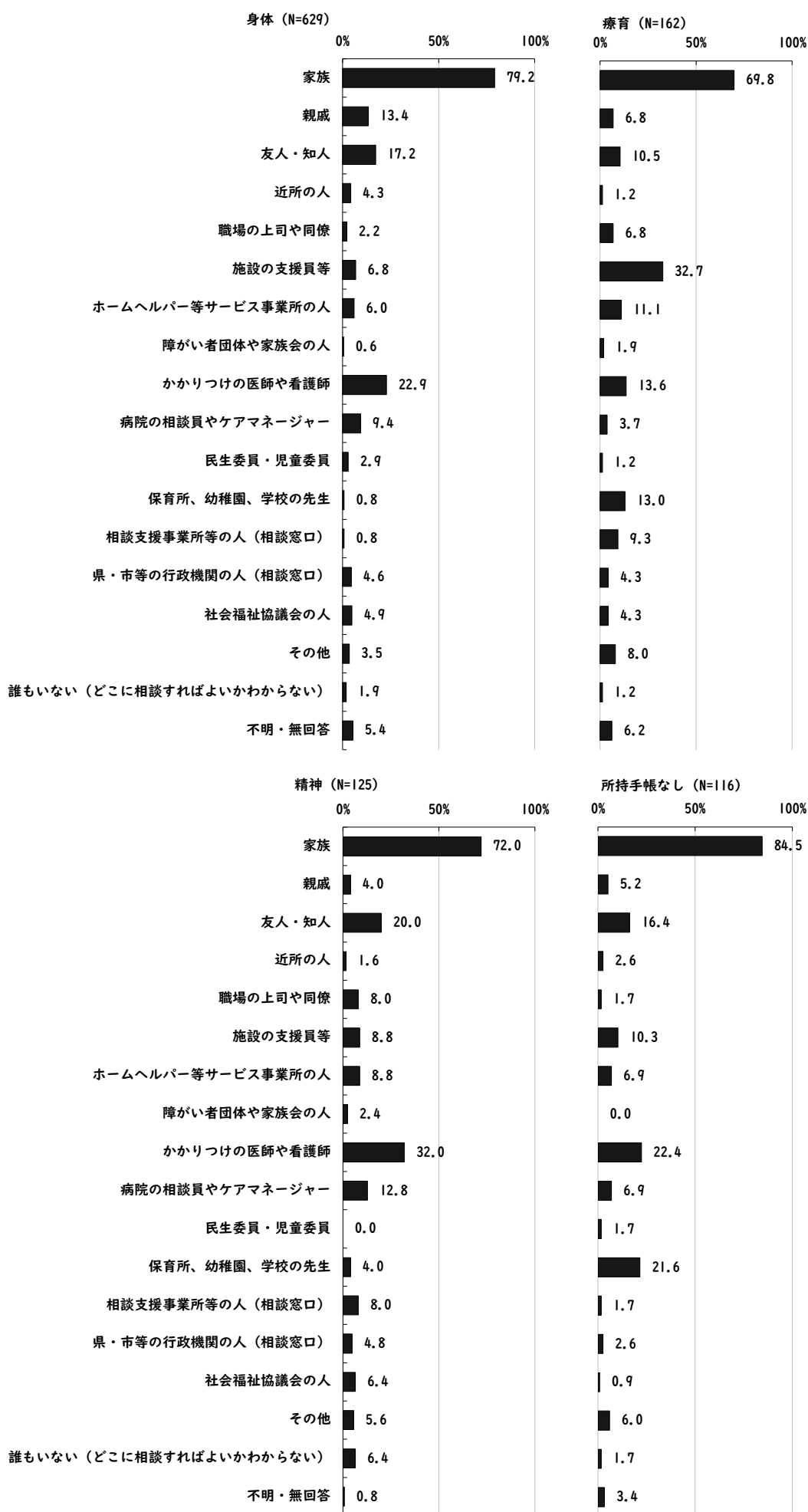


◇普段、不安なことがあれば誰に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

不安ごとの相談先では「家族」が77.6%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が22.6%、「友人・知人」が16.2%となっています。前回調査では「家族」が77.2%、次いで「かかりつけの医師や看護師」が23.6%、「友人・知人」が19.4%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「家族」の割合が最も高く、【身体】では79.2%、【療育】では69.8%、【精神】では72.0%、【所持手帳なし】では84.5%となっています。



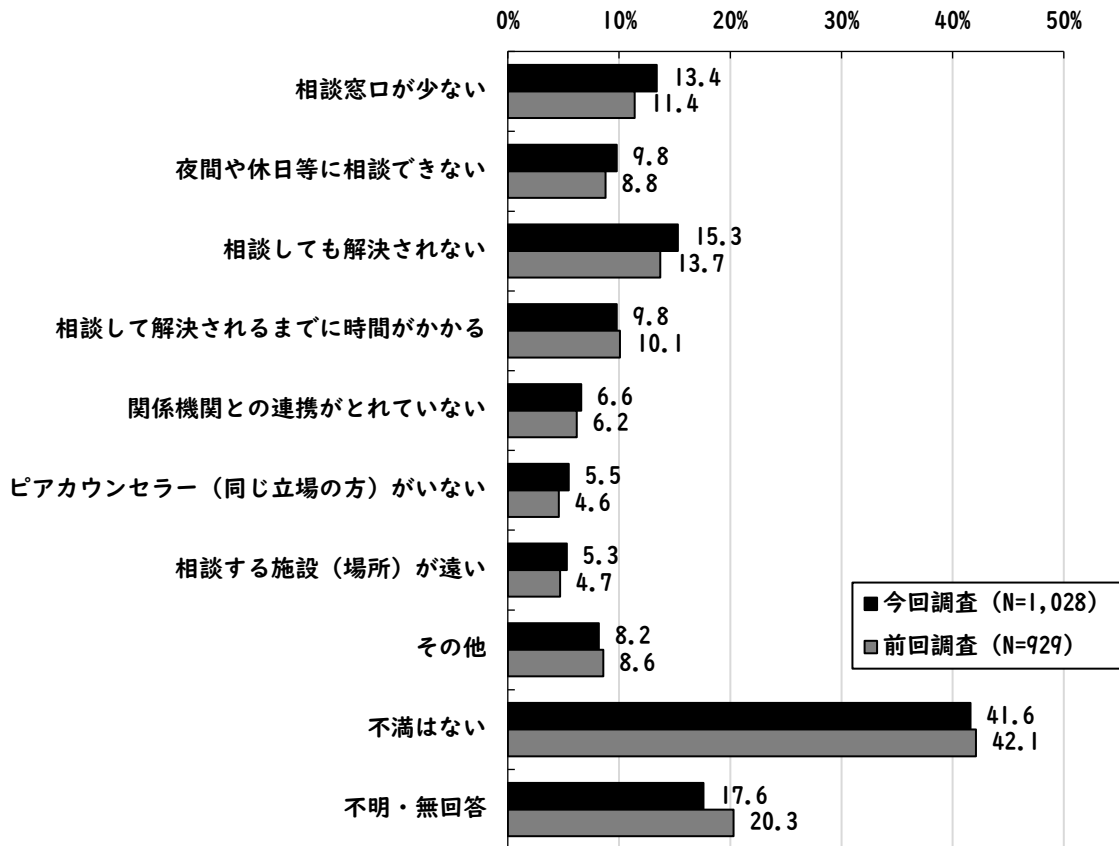


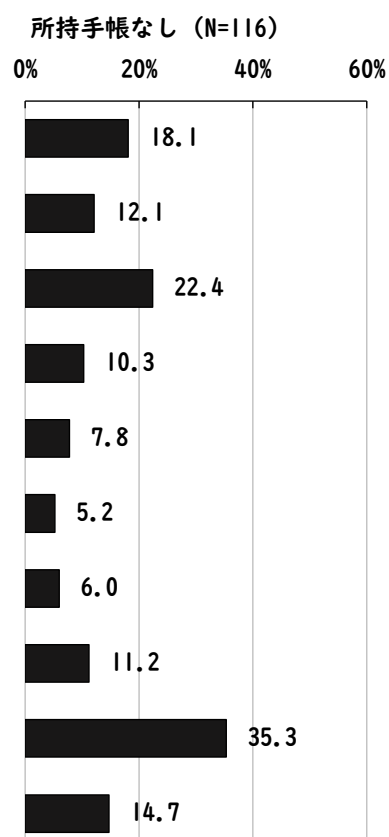
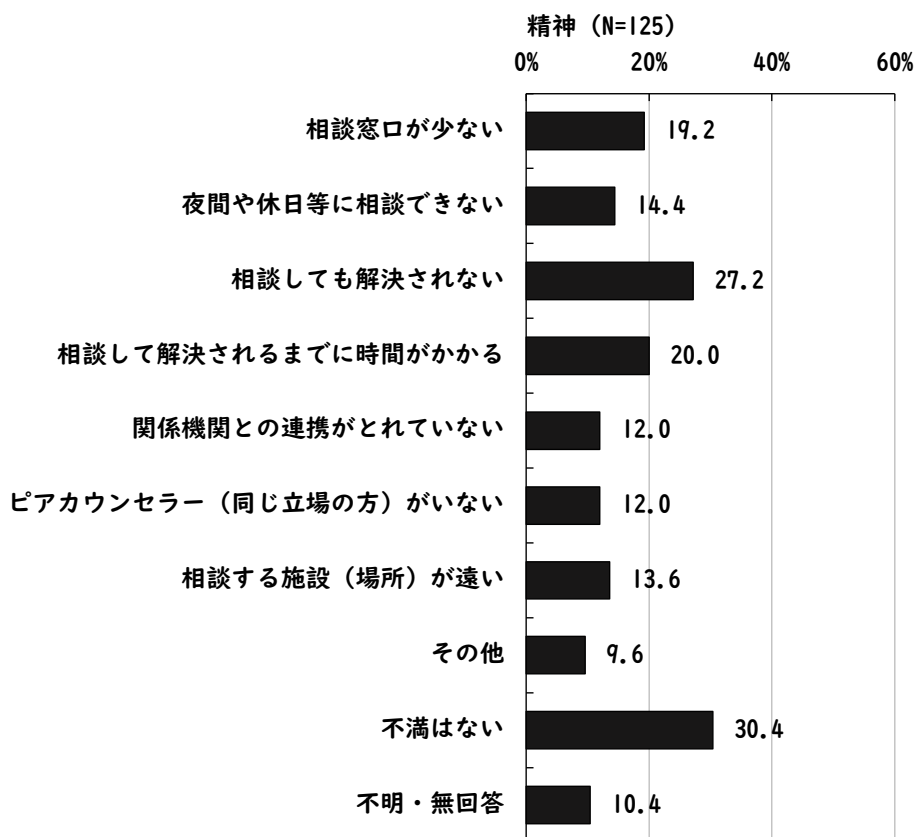
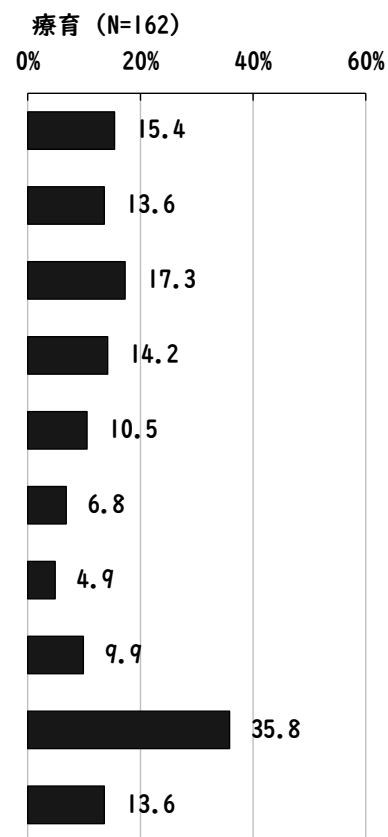
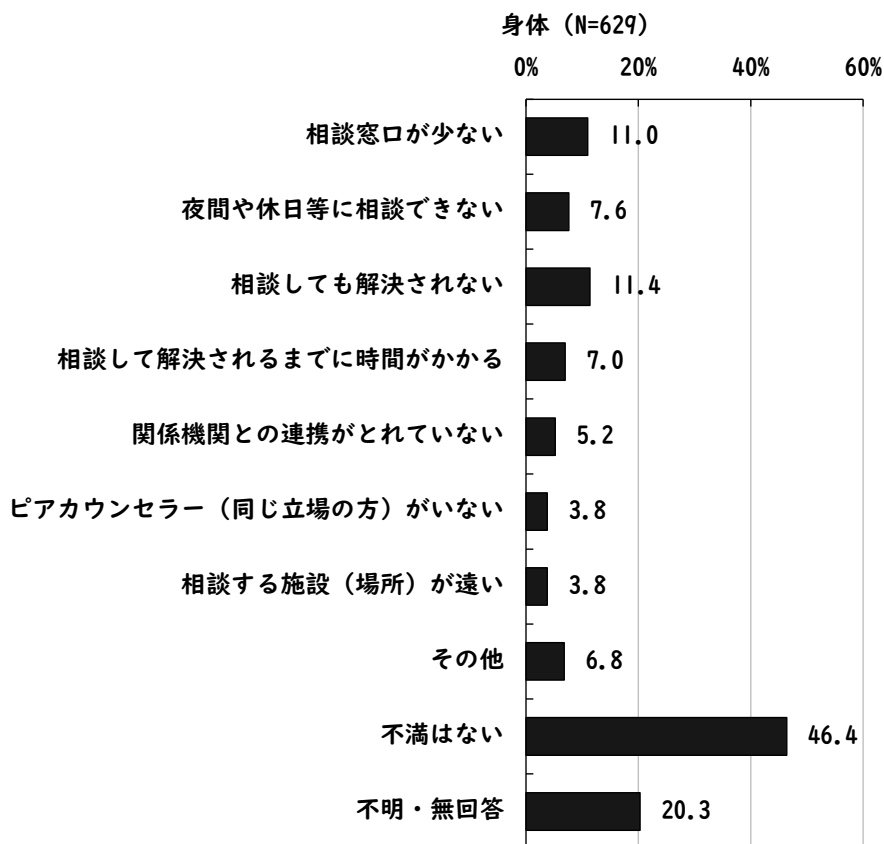
◇現在の障がい者支援に関する相談体制について、不満はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

相談体制についての不満では「不満はない」が41.6%と最も高く、次いで「相談しても解決されない」が15.3%、「相談窓口が少ない」が13.4%となっています。前回調査では「不満はない」が42.1%、次いで「相談しても解決されない」が13.7%、「相談窓口が少ない」が11.4%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「不満はない」の割合が最も高く、【身体】では46.4%、【療育】では35.8%、【精神】では30.4%、【所持手帳なし】では35.3%となっています。

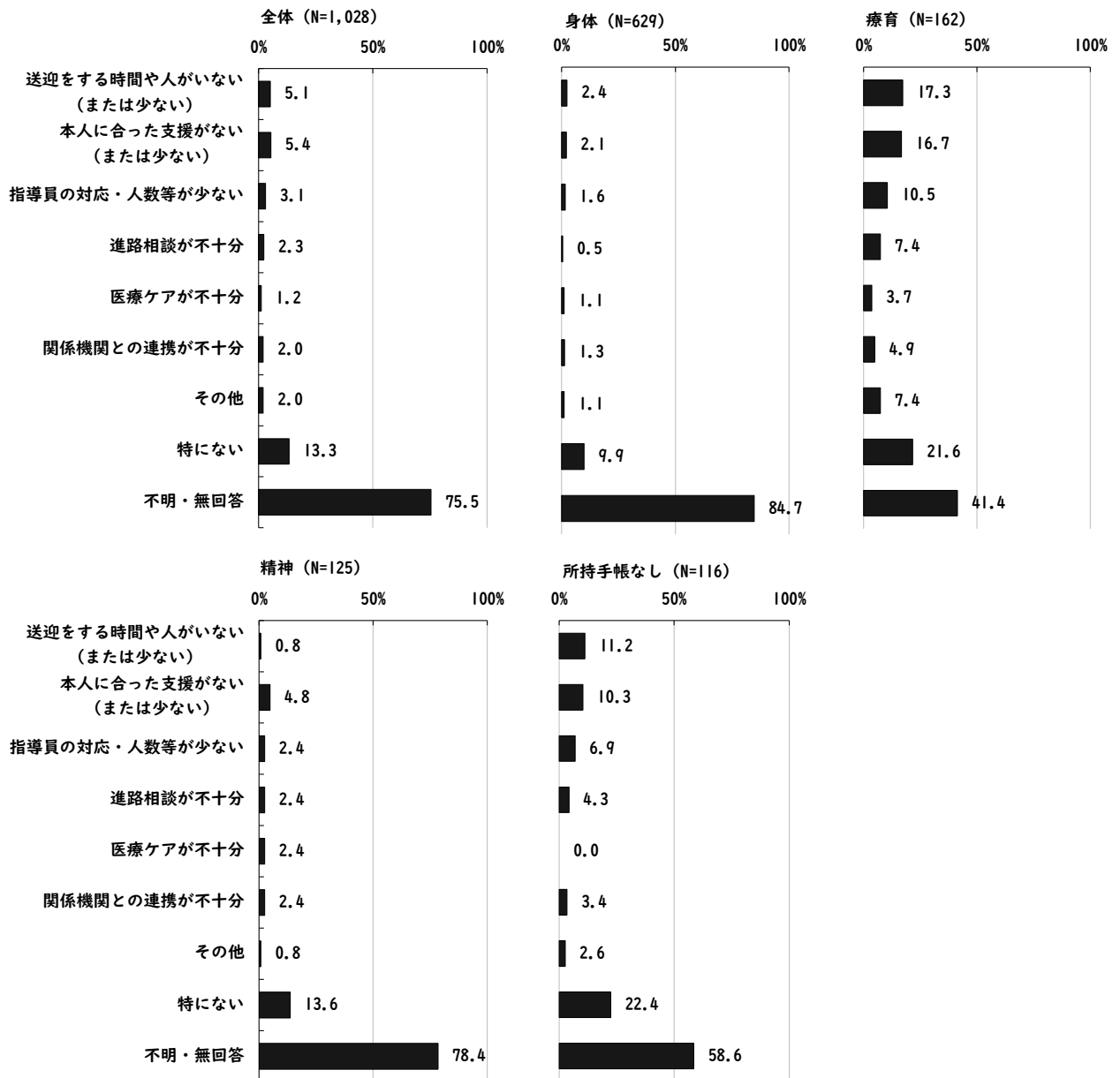




◇障がい児の療育（障がい児通所施設等）で困っていることはありますか（困ったことはありませんか）。（あてはまるものすべてに○）

療育での困りごとでは「特にない」が13.3%と最も高く、次いで「本人に合った支援がない（または少ない）」が5.4%、「送迎をする時間や人がいない（または少ない）」が5.1%となっています。

所持手帳別にみると、どの手帳でも「特にない」の割合が最も高く、【身体】では9.9%、【療育】では21.6%、【精神】では13.6%、【所持手帳なし】では22.4%となっています。



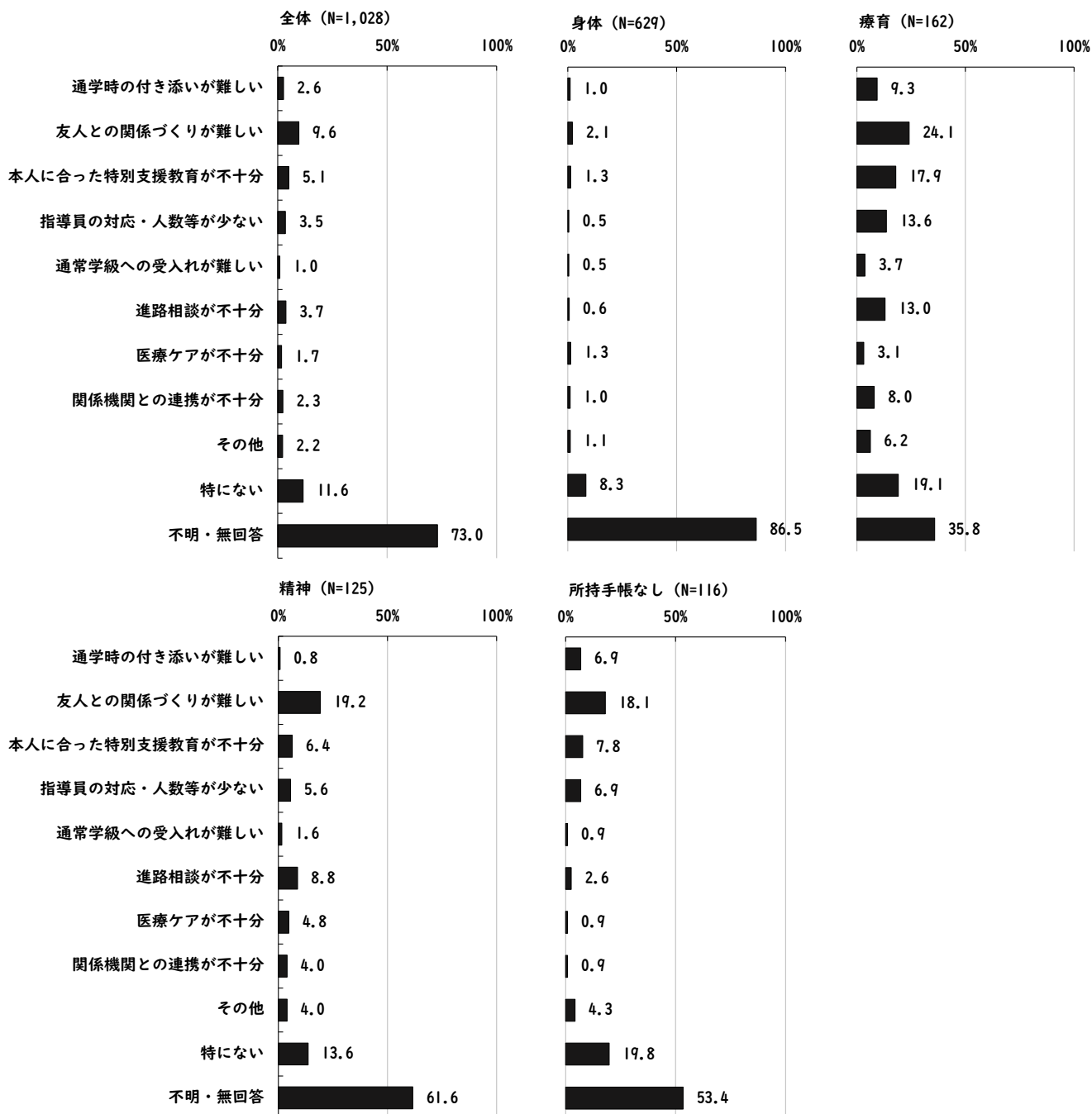
※障がい児の療育を利用している（利用したことがある）人に限定してお伺いした設問ではなく、すべての人にお伺いしたため、「不明・無回答」の回答が多くなっています。

◇学校教育で困っていることはありますか（困ったことはありましたか）。

（あてはまるものすべてに○）

学校教育での困りごとでは「特にない」が11.6%と最も高く、次いで「友人との関係づくりが難しい」が9.6%、「本人に合った特別支援教育が不十分」が5.1%となっています。

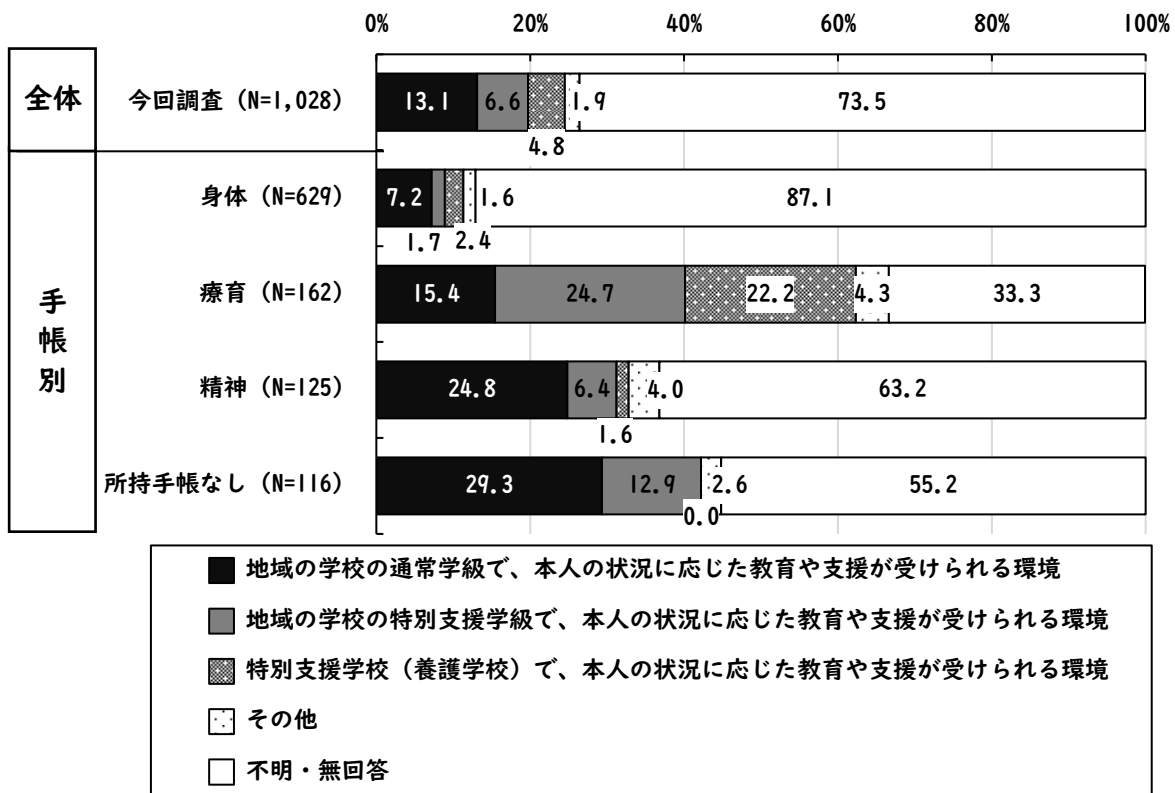
所持手帳別にみると【身体】では「特にない」が8.3%、【療育】では「友人との関係づくりが難しい」が24.1%、【精神】では「友人との関係づくりが難しい」が19.2%、【所持手帳なし】では「特にない」が19.8%となっています。



◇望ましい就学環境とはどのような環境ですか（どのような環境でしたか）。（○は1つだけ）

望ましい就学環境では「地域の学校の通常学級で、本人の状況に応じた教育や支援が受けられる環境」が13.1%と最も高く、次いで「地域の学校の特別支援学級で、本人の状況に応じた教育や支援が受けられる環境」が6.6%、「特別支援学校（養護学校）で、本人の状況に応じた教育や支援が受けられる環境」が4.8%となっています。

所持手帳別にみると【身体】、【精神】、【所持手帳なし】では「地域の学校の通常学級で、本人の状況に応じた教育や支援が受けられる環境」の割合が最も高く、それぞれ7.2%、24.8%、29.3%、【療育】では「地域の学校の特別支援学級で、本人の状況に応じた教育や支援が受けられる環境」が24.7%となっています。

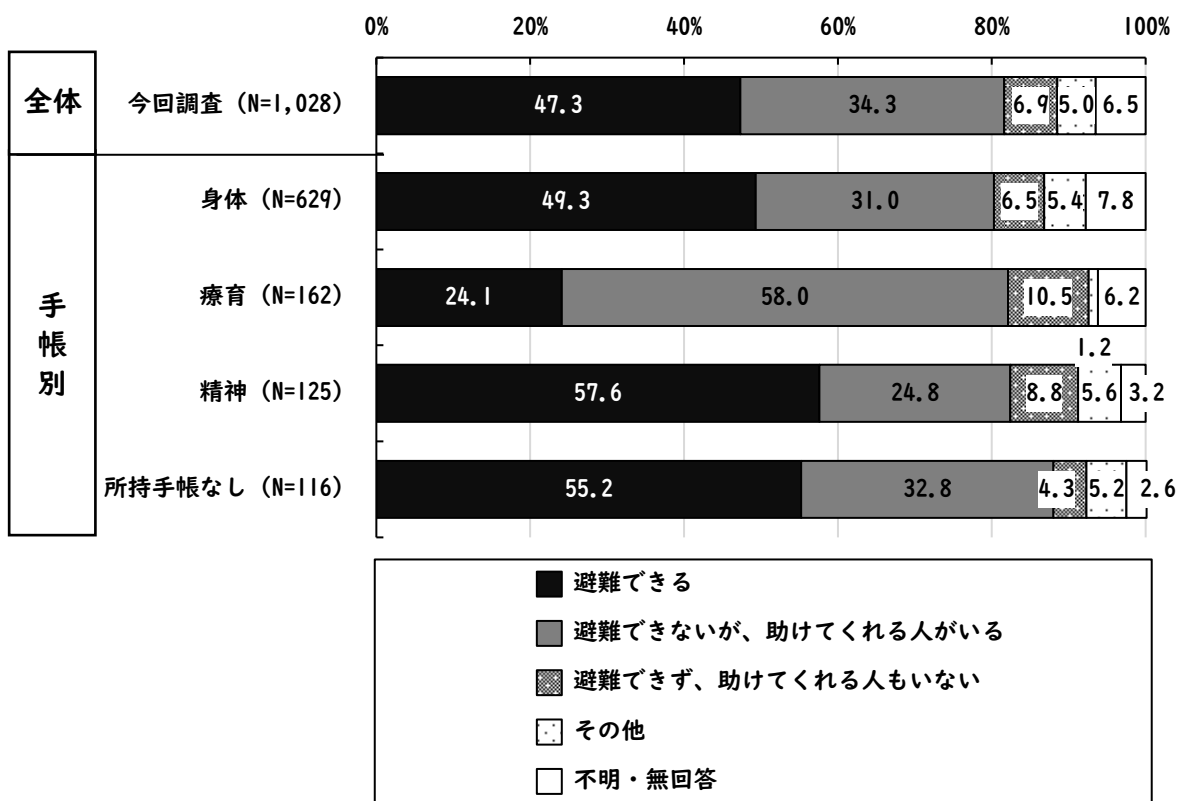


※就学を身近に感じる年代の人限定してお伺いした設問ではなく、すべての人にお伺いしたため、「不明・無回答」の回答が多くなっています。

◇火事や地震等の災害時に、一人で避難できますか。(○は1つだけ)

一人で避難できるかについては、「避難できる」が47.3%と最も高く、次いで「避難できないが、助けてくれる人がいる」が34.3%、「避難できず、助けてくれる人もいない」が6.9%となっています。

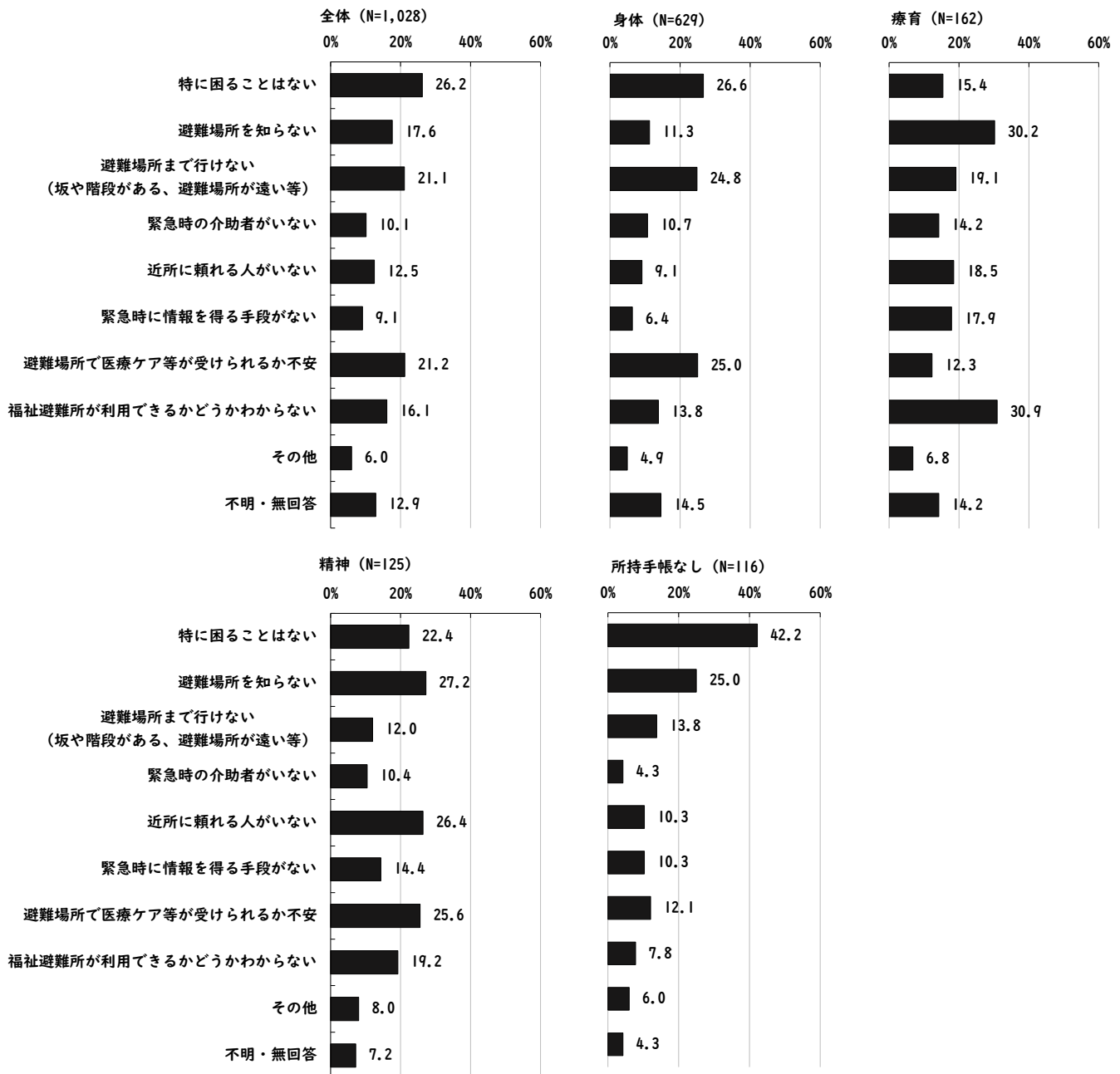
所持手帳別にみると【身体】、【精神】、【所持手帳なし】では「避難できる」の割合が最も高く、それぞれ49.3%、57.6%、55.2%、【療育】では「避難できないが、助けてくれる人がいる」58.0%となっています。



◇地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

災害時の困りごとでは「特に困ることはない」が26.2%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が21.2%、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠い等）」が21.1%となっています。

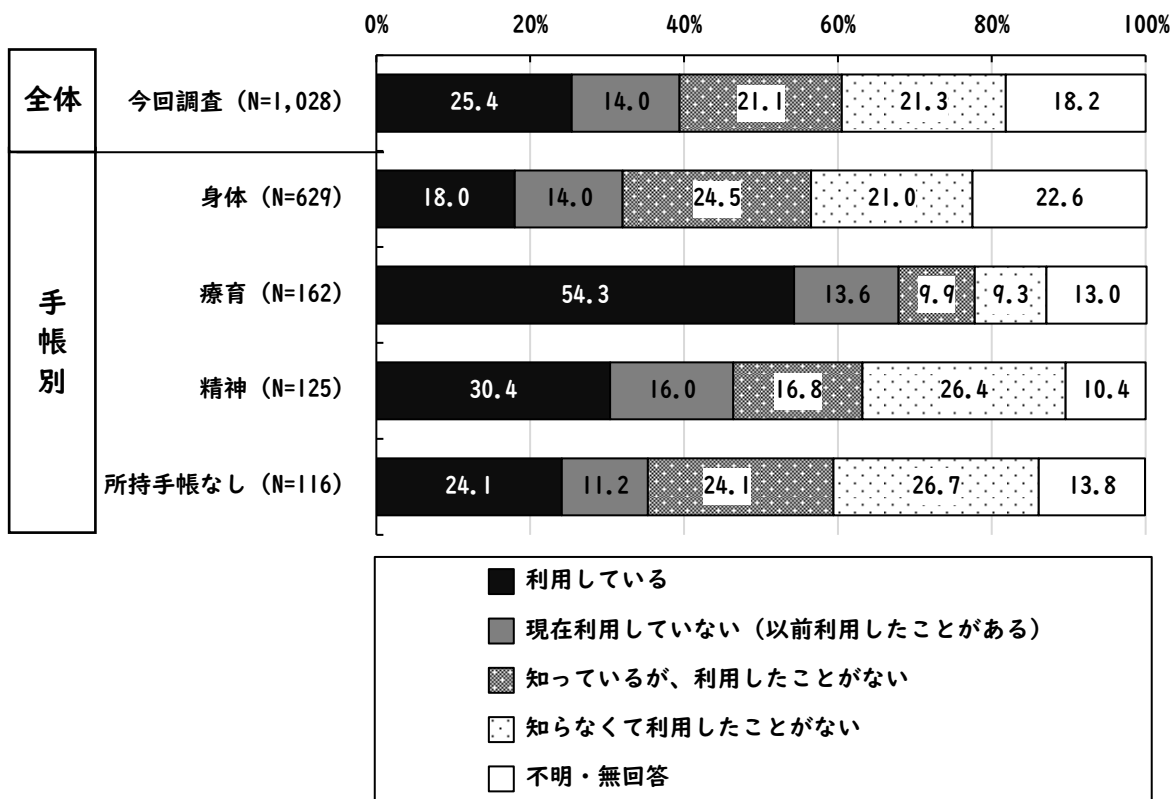
所持手帳別にみると【身体】では「特に困ることはない」が26.6%、【療育】では「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が30.9%、【精神】では「避難場所を知らない」が27.2%、【所持手帳なし】では「特に困ることはない」が42.2%となっています。



◇障がい福祉サービスを利用していますか。(○は1つだけ)

障がい福祉サービスの利用有無では「利用している」が25.4%と最も高く、次いで「知らなくて利用したことがない」が21.3%、「知っているが、利用したことがない」が21.1%となっています。

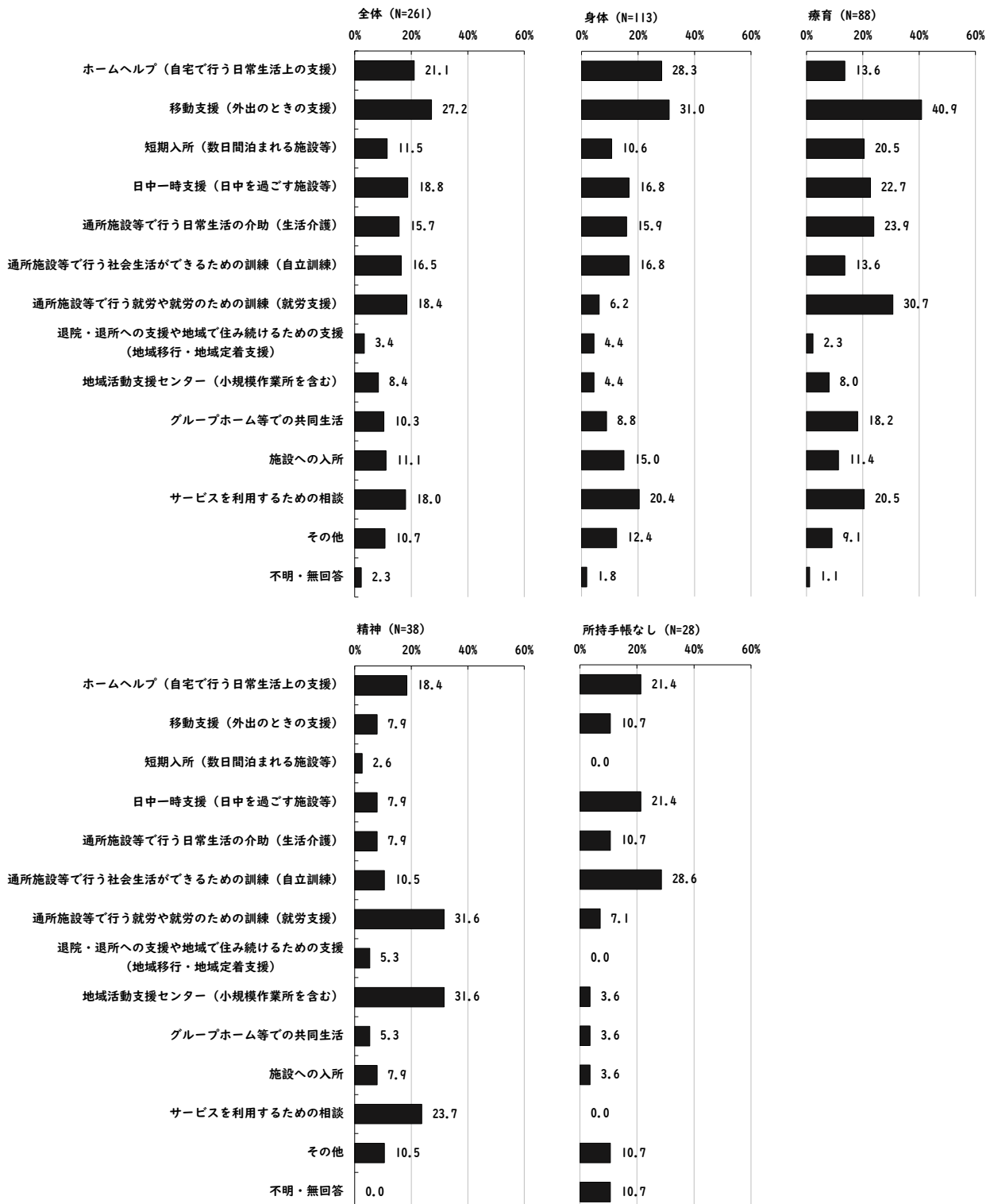
所持手帳別にみると【身体】では「知っているが、利用したことがない」が24.5%、【療育】では「利用している」が54.3%、【精神】では「利用している」が30.4%、【所持手帳なし】では「知らなくて利用したことがない」が26.7%となっています。



◇現在利用しているサービスは、次のどれですか。(利用しているサービスのあてはまる番号に○)

現在利用しているサービスでは「移動支援（外出のときの支援）」が27.2%と最も高く、次いで「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）」が21.1%、「日中一時支援（日中を過ごす施設等）」が18.8%となっています。

所持手帳別にみると【身体】では「移動支援（外出のときの支援）」が31.0%、【療育】では「移動支援（外出のときの支援）」が40.9%、【精神】では「通所施設等で行う就労や就労のための訓練（就労支援）」「地域活動支援センター（小規模作業所を含む）」がともに31.6%、【所持手帳なし】では「通所施設等で行う社会生活ができるための訓練（自立訓練）」が28.6%となっています。

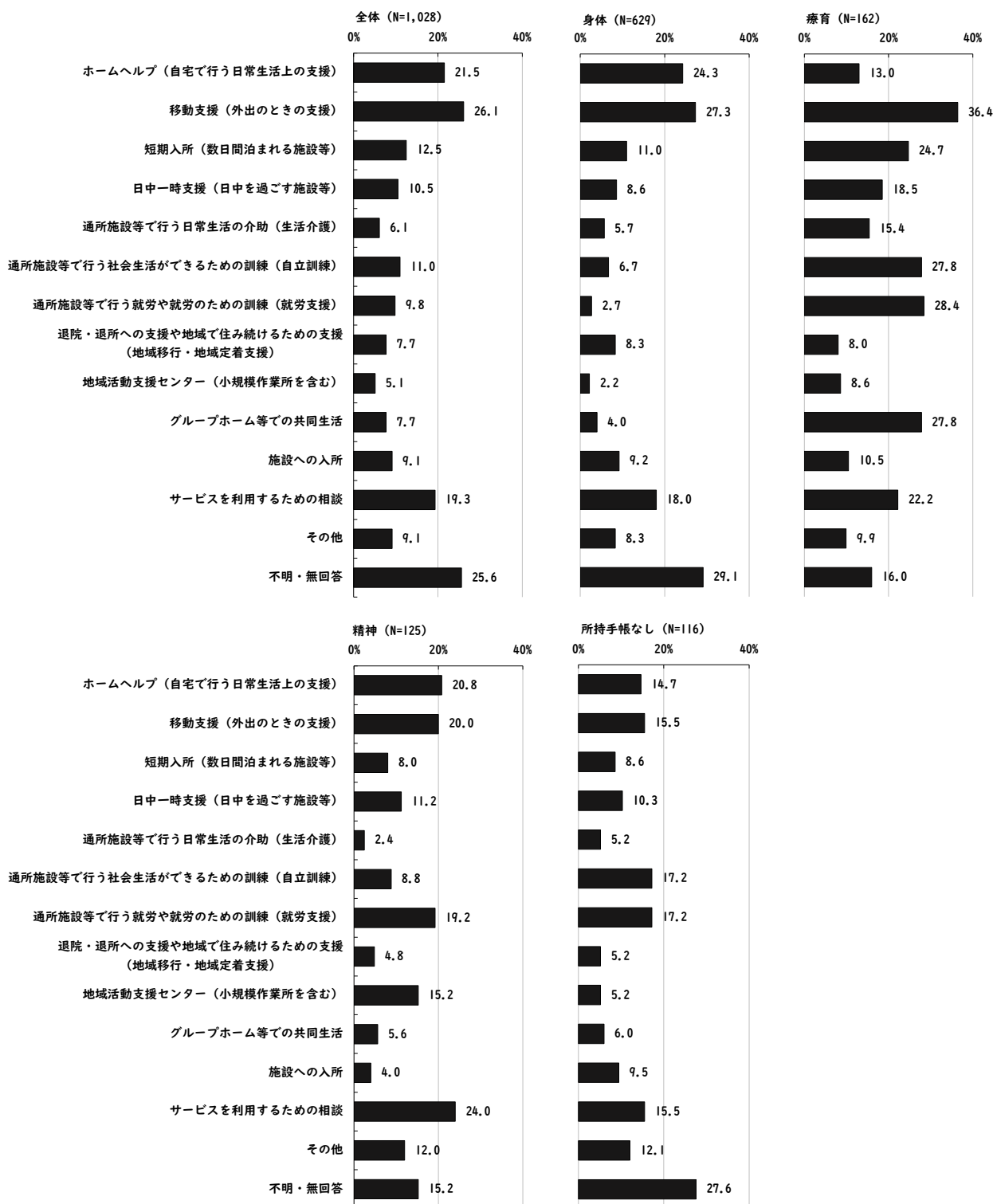


◇今後利用したい（利用を継続したい）障がい福祉サービスは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

今後利用したい（利用を継続したい）サービスでは「移動支援（外出のときの支援）」が26.1%と最も高く、次いで「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）」が21.5%、「サービスを利用するための相談」が19.3%となっています。

所持手帳別にみると【身体】では「移動支援（外出のときの支援）」が27.3%、【療育】では「移動支援（外出のときの支援）」が36.4%、【精神】では「サービスを利用するための相談」が24.0%、【所持手帳なし】では「通所施設等で行う社会生活ができるための訓練（自立訓練）」「通所施設等で行う就労や就労のための訓練（就労支援）」がともに17.2%となっています。



(5) アンケート調査結果からみた課題

1. 住まいや暮らしについて


現在一緒に暮らしている人については、全体では、「父母」「配偶者」「子ども」の割合が高くなっていますが、[療育]では「グループホーム・施設で暮らしている」の回答が他の手帳所持者と比べて多くなっています。

今後の生活の意向については、全体では、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が6割を超えていますが、[療育]では「グループホーム等を利用したい」の割合が他の手帳所持者よりも高くなっている等、所持手帳ごとの意向の違いがみられます。

在宅で暮らすために必要な支援やサービスについては、全体では「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。所持手帳別では、[身体]では「在宅医療が適切に受けられる」、[療育]では「相談対応等の充実」、[精神]では「家族の理解」の割合が高くなっており、所持手帳ごとに求める支援やサービスが違うことが伺えます。

生活の中で手助けをしてくれる人では、「父母」「配偶者」「子ども」等の生活に身近な人の割合が高くなっていますが、介助者の年齢をみると、「60代以上」の回答が多くなっています。また、介助者が今後も手助けできる可能性では、所持手帳によっては「あと何年、手助けできるかわからない」の割合が半数近くになっています。

これらの所持手帳ごとの回答の違いは、[身体]は65歳以上の人が多く、[療育]は65歳以上の人少なく、64歳以下の人が多くを占めていることが背景にあると考えられます。


 今後も地域で暮らしたいとの声が多くみられることから、それぞれが自立し、意向に沿った生活を送ることができる体制整備が必要です。今後も、年齢や所持手帳に応じた支援策のニーズを捉えつつ、障がいのある人だけでなく、高齢化が進む介助者への支援策も検討しながら、本人と家族が望む生活を実現するための方策を検討することが重要です。

2. 外出・医療について

日頃の外出の頻度について、週に1回以上外出する人の割合が8割以上となっており、外出の主な目的としては、「病院への通院」「買物や散歩」の割合が高くなっています。

外出時の困りごとについては、全体では、「特に困ることはない」の割合が最も高い一方で、所持手帳別では、[身体]では「公共交通機関が少ない」、[療育]、[精神]では「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が高くなっています。

医療機関に通院する頻度は、全体では「月1回以上」が半数以上となっています。通院時の困りごとでは、「通院に時間がかかる」や「通院のための交通手段がない（または不便）」等の割合が高くなっています。




どの手帳所持者においても、「ほぼ毎日」外出している割合が最も高く、移動サービスのさらなる充実が求められます。今後も、移動サービスの周知・啓発を行うことで、必要な人が必要ときにサービスを利用でき、安心して通院や余暇活動を行える環境整備が必要です。また、所持手帳ごとの移動中・移動先での不安解消のため、個別の支援ニーズの把握と対策も重要です。

3. 仕事（就労）について

現在の就労状況については、[療育]では「就労継続支援B型」の割合が高く、[精神]では回答が分散しています。

現在の仕事に対する不安や不満では、「ずっと働けるか不安」や「給料が安い」の割合が高くなっています。

現在、仕事をしていない理由としては、「年齢のため」の割合が高くなっていますが、[精神]では「働きたいが働けない」の割合が他の手帳所持者よりも高くなっています。「働きたいが働けない」と回答した人のお伺いした、仕事をしていない理由については、「障がい・病気等健康上の問題があるため」の割合が高くなっています。




現状の就労形態として、就労継続支援から一般企業まで様々ですが、それぞれの就労状況に応じた、働き続けるための支援体制の整備が求められています。

また、現在は仕事をしていないが、就労に対して前向きな意向を持っている人が、本人が望む就労形態で仕事に取り組めるような体制整備を進めるとともに、就労に関する各種サービスのさらなる周知を図ることが必要です。

4. 相談相手等について

不安なこと（相談したいこと）では、[身体]、[精神]では「病気の悪化、体調変化への不安」、[療育]では「親がいなくなった後が不安」のように、所持手帳により違いが見られます。不安なことの相談先についても、全体では「家族」が最も高くなっている一方で、手帳所持者別では、[身体]、[精神]では「かかりつけ医師や看護師」の回答が一定数あり、[療育]では「施設の支援員等」が高くなっています。

相談体制に対する不満については、「不満はない」と回答した人の割合が4割以上となっている一方で、「相談窓口が少ない」や「相談しても解決されない」の割合が前回調査結果からわずかに上昇しています。




所持手帳によって生活上での不安が異なっており、[身体]や[精神]では医療機関に、[療育]では施設の支援員等に相談する機会が伺えることから、相談をする人のライフスタイルに沿った相談先へつなぐ体制の確保が重要です。また、庁内においても、各機関と連携をとりながら、一元的な相談窓口や相談員の充実等、相談支援体制の整備が必要です。

5. 療育・教育について

障がい児の療育についての困りごとでは、[療育]では「送迎をする時間や人がいない（または少ない）」、「本人に合った支援がない（または少ない）」の割合が高くなっています。

学校教育に関する困りごとについては、全体では「友人との関係づくりが難しい」の回答が多くなっており、[療育]では「本人に合った特別支援教育が不十分」、「指導員の対応・人数等が少ない」の割合も高くなっています。

望ましい就学環境については、「地域の通常学級で、本人の状況に応じた教育や支援が受けられる環境」の割合が最も高くなっていますが、[療育]では「地域の特別支援学級で、本人に応じた教育や支援が受けられる環境」が最も高くなっています。



特に療育手帳を持つ人を中心に、学校や療育にて個別に対応できる体制の整備が求められています。また、地域の学校の通常学級で、本人の状況に応じた教育や支援を受けることを希望する人が多いことから、引き続きインクルーシブ教育の推進を図り、障がいの程度や特性に合わせて個別に就学をサポートできる体制整備が必要です。

6. 災害時の避難等について

災害時に一人で避難できるかについては、全体では「避難できる」と回答した人の割合が半数近くになっている一方で、「避難できず、助けてくれる人もいない」と回答した人の割合が6.9%と、災害時の支援が必要な人が一定数存在しています。所持手帳別では、[療育]で「避難できず、助けてくれる人もいない」の割合が、他の手帳所持者よりも高くなっています。

災害時の困りごとについては、所持手帳によって困りごとが異なっており、[身体]では「避難場所で医療ケアが受けられるか不安」、[療育]では「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」、[精神]では「近所に頼れる人がいない」の回答が多くなっています。

災害時に一人では避難をすることができず、身近に助けてくれる人がいないと回答した人が一定数存在していることから、災害時に支援を必要とする人の把握を徹底し、緊急時に誰も取り残さず避難をするための支援策の検討が必要です。

また、避難先において、所持手帳によって抱える困りごとが異なることから、避難所運営や備蓄物資への配慮が必要です。

7. 障がい福祉サービスの利用について

障がい福祉サービスを利用している人の割合は、全体では3割未満となっている一方で、[療育]では、「利用している」が54.3%と半数以上となっています。

利用しているサービスでは、全体では「移動支援」の割合が最も高く、手帳所持者別では、[身体]で「ホームヘルプ」、「移動支援」が3割程度、[療育]で「移動支援」が4割程度、「就労支援」が3割程度、[精神]で「就労支援」、「地域活動支援センター」が3割程度となっています。

今後利用したいサービスでも、全体では「移動支援」の割合が最も高く、手帳所持者別では、[身体]で「ホームヘルプ」、「移動支援」が3割程度、[療育]で「移動支援」が4割程度、「就労支援」「自立訓練」「グループホーム」が3割程度、[精神]で「サービスを利用するための相談」が3割程度となっており、今後もサービスを利用したいと考えている人が多い現状が伺えます。

利用しているサービス、利用サービスの満足度については個人により様々ですが、ニーズの把握に努め、サービス提供体制の整備や、拡充するサービス等の検討を進めることで、それぞれの意向に沿ったサービスの充実を図る必要があります。

□ 第3節 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

「地域の輪がひとつになって」

「障害者基本法」では、“障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものである”という理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると明記されています。

この社会の実現に向けて、葛城市では、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保、地域社会での共生、意思疎通、情報取得等についての手段や選択の確保、社会的障壁の除去が図られなければならないと捉え、「葛城市障がい者計画」「第6期葛城市障がい福祉計画」「第2期葛城市障がい児福祉計画」において、「地域の輪がひとつになって」の基本理念のもと、各種障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画においても、地域共生社会のさらなる実現に向け、引き続き同じ基本理念を承継します。障がいのある人が個々に応じた支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができ、一人ひとりが輝けるまちを目指します。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本指針について

「障害者総合支援法」において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に則して障がい福祉計画・障がい児福祉計画を定めるものとされています。

この指針に基づいて、「第7期葛城市障がい福祉計画」「第3期葛城市障がい児福祉計画」を策定しました。

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画「基本指針」のポイント

<p>○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者等への支援等、地域のニーズへの対応 ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
<p>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
<p>○福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・就労選択支援の創設への対応 ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組の推進
<p>○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援施設で成人する児童に対する、心さわしい環境への円滑な移行推進
<p>○発達障がい者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
<p>○地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
<p>○障がい者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

<p>○「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
<p>○障がい福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
<p>○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 ・障がい者（児）にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
<p>○障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

第2章 障がい福祉計画

第1節 基本指針に定める成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

目標	
①地域生活に移行する人数	
考え方	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②施設入所者数の削減	
考え方	令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

■本市の目標

項目	令和8年度末目標
令和4年度末の施設入所者数	27人
①地域生活に移行する人数	2人
②施設入所者数の減少	2人

■目標設定の考え方と目標達成に向けた方向性や取組

令和4年度末時点の施設入所者数は27人となっていることから、それぞれ国の基本指針に則して、地域生活に移行する人数については、27人の6%である「2人」、施設入所者数の削減については、27人の5%である「2人」を市の目標として設定します。

上記で掲げた目標の達成に向けて、当事者の意向を適切に捉え、意思を尊重しながら進めていきます。入所施設事業者と入所者の地域移行に関する情報を共有し、地域での生活を希望する障がいのある人がスムーズに地域生活に移行できるよう、相談支援事業者等、関係機関と連携して支援体制を強化します。

また、当事者が地域生活へ移行した後も安心して生活を送ることができるよう、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供を充実させます。

(2) 地域生活支援の充実

■国の基本指針

目標	
①地域生活支援拠点等の充実	
考え方	令和8年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
②強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	
考え方	強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

■本市の目標

項目	令和8年度末目標
①地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の点検	有
②強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	有

■目標設定の考え方と目標達成に向けた方向性や取組

地域生活支援拠点については、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会にて、課題の検討、情報共有を行います。アンケート調査においても「親亡き後」を不安視する声があることから、引き続き、圏域内における地域生活支援拠点の整備に向けて、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において事例検討等を行い、意見聴取を行いながら整備を進めていきます。

また、強度行動障がいに対する支援体制の整備についても、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において協議を進め、整備の検討を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

目標	
①一般就労への移行者数	
考え方	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
ア. 就労移行支援事業	
考え方	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
イ. 就労継続支援A型事業	
考え方	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
ウ. 就労移行支援B型事業	
考え方	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
②就労移行支援事業所	
考え方	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
③就労定着支援事業所利用者数	
考え方	令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
④就労定着支援事業所	
考え方	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

■本市の目標

項目	令和8年度末目標
①一般就労への移行者数	13人
ア. 就労移行支援事業	4人
イ. 就労継続支援A型事業	8人
ウ. 就労継続支援B型事業	1人
②就労移行支援事業所	1か所
③就労定着支援事業所利用者数	34人
④就労定着支援事業所	1か所

■目標設定の考え方と目標達成に向けた方向性や取組

本市における令和3年度の一般就労への移行者数は9人であり、それぞれ就労移行支援事業では3人、就労継続支援A型事業では6人、就労継続支援B型事業では0人であったことから、それぞれ国の基本指針に則した目標を設定しています。また、就労定着支援事業所利用者数はのべ人数は24人であることから、上記の目標を設定しています。大和高田公共職業安定所や奈良障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、企業に対して障がい者雇用に関する相談体制を強化することで就労の場の確保に努めつつ、障がいのある人と企業のマッチングから就労後の相談支援の充実等、総合的な支援を充実させます。

就労移行支援事業所と就労定着支援事業所に関する目標については、就労移行支援事業、就労定着支援事業を提供する事業者が市内に存在しないため、それぞれについて、国の基本指針に則した事業者の確保に努めます。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

目標	
相談支援体制の充実・強化等	
考え方	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターを設置することを基本とする。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

■目標設定の考え方と目標達成に向けた方向性や取組

現状では基幹相談支援センターに該当する相談支援体制はないことから、設置について検討を進めます。

中和地区3市1町障がい者自立支援協議会及び市の相談支援事業所連絡会議の場において、個別事例を検討し、課題の入念な把握に努めることで、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、地域サービス基盤の充実に努めていきます。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

目標	
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
考え方	令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

■目標設定の考え方と目標達成に向けた方向性や取組

アンケート調査結果により、障がいのある人が求める障がい福祉サービスが多様化していることが把握できたことから、引き続きニーズの把握に努めていきます。

また、障がい福祉サービス等の質の向上を目指し、障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加や、県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査への同行や、監査結果の共有を行います。

第2節 障がい福祉サービス

(1) 計画値の設定について

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村では、第7期障がい福祉計画内で下記の項目の計画値を見込むことが示されています。

1. 施設入所者の地域生活への移行

活動指標

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 重度障がい者等包括支援の利用者数、利用単位数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 自立生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数

3. 地域生活支援の充実

活動指標

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

4. 発達障がい等に対する支援

活動指標

- 発達障がい者地域支援協議会の開催回数
- 発達障がい者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

5. 相談支援体制の充実・強化等

活動指標

- 基幹相談支援センターの設置
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

活動指標

- 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や県が市職員に対して実施する研修の参加人数
- 障がい者自立支援審査支払システム等での審査結果の分析・活用、事業者や関係自治体等との共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 県等が実施する事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の有無及び実施回数

(2) 障がい福祉サービスの実績と見込み

1. 訪問系サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅介護支援員（ホームヘルパー）が障がいのある人の居宅を訪問し、入浴、排泄または食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、移動及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護や排泄・食事等の介護その他外出する際に必要とする援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護やその他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	631	738	775	840	910	980
	人/月	42	49	55	60	65	70
重度訪問介護	時間/月	229	45	32	40	40	40
	人/月	2	2	1	1	1	1
同行援護	時間/月	44	42	24	29	29	29
	人/月	3	3	2	2	2	2
行動援護	時間/月	671	759	765	840	924	1,008
	人/月	27	27	27	30	33	36
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

令和3年度から令和5年度までの利用実績を基礎として、令和6年度以降の計画値を算出しています。「行動援護」については、令和3年度から令和5年度にかけて利用時間の実績が増加していることに加え、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化等によって利用の増加が見込まれること、また、アンケート調査においてもニーズが高くなっていることを加味して計画値を見込んでいます。

相談支援事業において適切にニーズを把握しながら、今後も安定的にサービスを提供することができるよう事業者の確保に引き続き努めるとともに、行動障がいや医療的ケアが必要な人等、それぞれの障がい特性に配慮を行うことができる人材の育成・確保に努めます。

利用実績のない重度障がい者等包括支援については、今後を見据え、サービスに関する情報収集や事業者の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、障がい者支援施設等で行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象として、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。
就労選択支援	障がいのある人に対し、それぞれの希望や能力に応じた仕事探しを支援し、就労先や関係機関とマッチングを行います。
就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・起業を希望する障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性や意向に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	一般企業等への就労を希望する人に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人で、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、十分な介護ができない場合に、障がいのある人に短期間入所していただき、入浴、排泄または食事の介護等を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,894	1,934	1,979	2,086	2,145	2,205
	人/月	97	99	102	105	108	111
自立訓練（機能訓練）	人日/月	22	3	0	11	11	11
	人/月	2	3	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	6	1	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1	1	1
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	1	1
就労移行支援	人日/月	112	71	50	75	105	135
	人/月	7	5	4	5	7	9
就労継続支援（A型）	人日/月	410	337	375	399	437	475
	人/月	23	19	19	21	23	25
就労継続支援（B型）	人日/月	1,555	1,736	1,825	1,936	2,046	2,175
	人/月	88	98	99	105	111	118
就労定着支援	人/月	3	2	3	3	3	3
療養介護	人/月	4	4	6	7	9	11
短期入所（福祉型）	人日/月	170	249	223	257	273	289
	人/月	27	31	30	32	34	36
短期入所（医療型）	人日/月	10	8	10	12	12	12
	人/月	2	1	2	2	2	2

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人日/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

※「就労選択支援」は令和7年10月に創設予定のサービスであるため、令和7年度より計画値を記載

■見込み量確保に向けた方策

令和3年度から令和5年度までの利用実績を基礎として、令和6年度以降の計画値を算出しています。「就労継続支援（A型）」については、令和3年度から令和5年度にかけて利用日数が減少しているものの、障がいのある人の就労支援の充実を図っていくことを踏まえて、増加傾向で計画値を見込んでいます。

日中活動系サービスについては、それぞれの利用希望者がサービスの内容を適切に知ることができ、利用につなげられるようサービスに関する情報提供を充実させます。

障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも生活ができるよう、利用者のニーズとサービスの供給量のバランスを適宜把握し、事業者だけでなく、県や他の関係機関との連携を強化しながら、求められるサービスが安定的に提供できる体制の整備を進めます。

就労系サービスについても、事業者の確保とともに、安定的な就労と社会参加ができるよう、就労支援に関わる関係機関との連携を深めます。また、新たに計画値を掲載している「就労選択支援」については、当事者のニーズを把握しながら、障がいのある人と事業者とを適切にマッチングさせることができる機関や体制の整備に努めます。

3. 居住系サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	定期的に利用者宅を訪問し、生活状況や体調面について確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画(実績値)			第7期計画(計画値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	40	45	50	55	60
施設入所支援	人/月	29	27	28	27	26	25
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

(令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

「人/月」=月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

障がいのある人の地域移行を進めるために、「共同生活援助(グループホーム)」の整備が求められており、利用実績が増加していること、アンケート調査において療育手帳を所持している人からのニーズが高くなっていることを踏まえて、今後も増加傾向で計画値を見込んでいます。当事者が安心してグループホームに入所することができるよう、体験利用の周知を図ります。

施設入所支援については、令和8年度末までの成果目標を踏まえて計画値を見込んでいます。施設入所支援利用者のうち、地域移行を希望する人については、事業者と連携しながら、地域移行の推進を図ります。

自立生活援助については、令和3年度から令和5年度までの利用実績はありませんでしたが、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、サービスを適切に提供できる体制の整備に向けて、事業者の確保に努めます。

4. 相談支援サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容を見直します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、地域移行支援計画の作成や相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	38	38	39	42	44	46
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	2

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

「計画相談支援」について、現状では指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者の意向や状況を踏まえ、サービス等利用計画を作成し、サービスの利用につなげるだけでなく、関係機関と連携し、基本相談を含め、障がいのある人の生活を総合的にサポートしています。令和3年度から令和5年度までの利用実績が増加していることを踏まえて、微増傾向で計画値を見込んでおり、新規利用者も想定しつつ、事業者の拡充・確保に向けた取組の検討や相談支援専門員の育成に努めます。

「地域移行支援」、「地域定着支援」について、令和3年度から令和5年度にかけて、「地域移行支援」は利用実績が1件、「地域定着支援」の実績はありませんでしたが、障がいのある人の地域への移行促進に向けて、一定のニーズが伺えることから計画値を見込んでいます。利用者や関係機関に対して周知を図り、利用に繋げていきます。

第3節 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の実績と見込み

1. 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容

内容
障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動等を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量確保に向けた方策

障がいの特性や理解を深める講演会等の開催、広報等での啓発活動を行い、共生社会実現のために地域住民に対する理解促進と意識啓発に努めます。また、障がいのある人が援助や配慮を必要とすることを周囲の人に伝えるヘルプマークやコミュニケーションをとることが困難な障がいのある人が周囲に配慮を求めるためのヘルプカードの周知を図ることで、日頃から障がいに対する住民理解を高めていきます。

②自発的活動支援事業

■サービスの内容

内容
障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人自身やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量確保に向けた方策

自発的支援事業の実施に向けて、「身体障がい者福祉会」、「手をつなぐ育成会」、「聴力障がい者協会」等、当事者団体等が主体的に実施するレクリエーション・文化活動・講習会等の支援策について検討していきます。

また、関係機関や地域住民と連携してピアサポートの充実に取り組むことで、障がいのある人や支援者が気軽に集うことのできる機会の充実を図り、自発的活動をバックアップし、ピアサポート等、適切な支援体制の構築について検討を進めます。

③相談支援事業

■サービスの内容

内容
障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6

■見込み量確保に向けた方策

障がい福祉サービスや生活に係る各種相談について、指定相談支援事業所6か所と連携した事業の推進を継続して行っていきます。今後は基幹相談支援センターの設置、研修等の情報提供を行い、相談員の資質向上に向けた取組を検討しながら、誰でも安心して相談ができ、必要な情報や助言が得られる体制の強化に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

内容
障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申立てに要する経費や後見人報酬に対する費用の全部または一部の補助を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量確保に向けた方策

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、申立てに要する経費や後見人報酬に対する助成を行う事業であることの周知体制を強化します。また、利用時のサポートの充実に向けた検討を行い、利用者が安心して制度を利用することができる体制整備を進めます。

⑤意思疎通支援事業

■サービスの内容

内容
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により意思疎通を支援します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣事業	件／年	43	53	70	72	74	76
要約筆記者等派遣事業	件／年	11	9	8	9	9	9

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

■見込み量確保に向けた方策

意思疎通支援事業については、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」及び「葛城市手話言語条例」を背景に推進する事業です。「手話通訳者等派遣事業」、「要約筆記者等派遣事業」ともに現状、必要とする人に周知が図れてきていることを踏まえ、計画値を見込んでいます。

引き続き事業の周知を図るとともに、利用の申請があった場合や市が主催する事業の中で必要な際には、速やかに対応できるよう体制の強化に努めます。

手話通訳者については、現在、市役所新庄庁舎と當麻庁舎においてそれぞれ週1回半日ずつ配置しています。今後は、配置の増加に向けた人材の育成と確保に努め、その他の窓口においても設置の検討を進めます。

また、社会福祉協議会に事業を委託することにより、事業内容のさらなる充実を図ります。

⑥日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	2	10	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	1	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	5	4	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	930	995	1,125	1,175	1,225	1,275
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	1	1	1

(令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値)

■見込み量確保に向けた方策

それぞれの用具において、令和3年度から令和5年度までの利用実績を踏まえて計画値を見込んでいますが、「排泄管理支援用具」については利用実績が増加していることを踏まえて、増加傾向で見込んでいます。

「障害者差別解消法」の施行によって求められる合理的配慮の観点から、事業の重要性が高くなることを踏まえ、今後も、利用者のニーズや障がいの特性に合わせて適切な日常生活用具を給付することによって、障がいのある人の日常生活の質の向上を図っていきます。また、日常生活用具の取り扱い事業者を引き続き広く確保するとともに、障がいのある人の地域移行がよりスムーズに行うことができるよう、サービスの拡充に努めます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

内容
聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。1年おきに入門課程と基礎課程の養成講座を開講し、2年通しての受講で手話奉仕員の養成講習が修了します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	9	7	6	7	8	9

■見込み量確保に向けた方策

「手話奉仕員養成研修事業」の修了者数については、令和3年度から令和5年度でわずかに減少しているものの、今後も養成研修の受講促進を引き続き行い、受講者数の拡大を行うことを踏まえて、増加傾向で計画値を見込んでいます。

⑧移動支援事業

■サービスの内容

内容
屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/月	442	396	370	410	440	470

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

「時間/月」＝月間平均の延べ利用時間

■見込み量確保に向けた方策

令和3年度から令和5年度にかけて利用実績は減少しているものの、アンケート調査において移動に関する支援のニーズが高くなっていることを踏まえて、計画値を増加傾向で見込んでいます。

現状では、一人で外出することが困難な障がいのある人を対象に、ガイドヘルパーを派遣することで外出支援を行っています。移動支援事業は、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、地域社会の中で自分らしく暮らし、また、その中で一定の社会的責任を果たしていく上で、とても重要な役割を担っています。そのため、できるだけその人の生活実態に応じた支援が可能となるよう、今後も引き続き事業者や関係機関と連携することで、サービスの拡充に向けた事業者・ヘルパーの確保に努め、支給量の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター事業

■サービスの内容

内容
<p>利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。</p> <p>I型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業をあわせて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>II型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① I型（市内）	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人／月	22	24	23	25	27	29
② I型（市外）	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人／月	6	5	4	5	6	7
③ II型（市外）	事業所数	0	1	1	1	1	1
	人／月	0	1	1	1	1	1

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人／月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

地域活動支援センター事業は、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等、様々な役割を果たしており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能となっています。

それぞれ「I型（市内）」、「I型（市外）」において、微増で計画値を見込んでおり、引き続き、地域活動支援センターへの通所を希望される人の把握に努めながら、定期的な利用が困難な障がいのある人が利用しやすい場となるよう、安定的な運営と活動の場の確保に向け支援を行ってまいります。また、情報提供や、他のサービスを含め適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

2. 任意事業

①訪問入浴サービス事業

■サービスの内容

内容
訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	0	1	1	1

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

令和5年度の利用実績は0人だったことから、事業の周知とサービス利用の促進を図りつつ、引き続き必要なサービス提供体制の確保に努めます。

②更生訓練費給付事業

■サービスの内容

内容
身体障がい者更生援護施設（身体障がい者療護施設及び国立施設を除く）に入所または通所している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	人/月	0	0	0	1	1	1

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

事業の周知とサービス利用の促進を図りつつ、対象者のニーズがあった場合、速やかに対応し、サービスの確保に努めます。

③日中一時支援事業

■サービスの内容

内容
障がいのある人の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族等、介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	30	28	17	19	21	23

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

障がいのある人の日中活動の場や見守り等の場としてだけでなく、介護者の一時的な休息をとる目的もあり、アンケート調査においても、家族等、障がいのある人の身近な人が介助をするケースが多くなっており、介助者の高齢化も進んでいる状況を踏まえて、微増傾向で計画値を見込んでいます。

サービスの利用を希望される人がもれなくサービス受給につながり、日中における活動の場を確保するとともに、事業者の安定的な運営も踏まえながら、支援の充実に努めます。

④福祉ホーム事業

■サービスの内容

内容
住居を求めている障がいのある人が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することによって、地域生活を支援します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/月	2	2	2	2	2	2

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

利用の増加は見込まれていませんが、今後も一定のニーズが存在するため、必要とする人にサービスが提供されるよう、サービス内容の周知と体制の確保に努めます。

⑤社会参加支援事業

■サービスの内容

内容
障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術文化活動振興	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込み量確保に向けた方策

毎年、概ね1回程度、芸術・文化展覧会を開催しており、今後も引き続き開催し、地域交流の場としての機能を高めていきます。

⑥自動車運転免許取得費補助事業

■サービスの内容

内容
身体障がい者手帳の交付を受けている人で、肢体不自由または聴覚障がいのため運転免許証に条件が付されている人が運転免許証交付後に、自動車運転免許の取得に要した費用を助成します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費補助事業	人/年	0	0	0	1	1	1

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

■見込み量確保に向けた方策

事業の周知とサービス利用の促進を図りつつ、対象者からのニーズがあった場合、速やかに対応し、サービスの確保に努めます。

⑦自動車改造費補助事業

■サービスの内容

内容
上肢、下肢または体幹機能障がいのある身体障がい者手帳4級以上を持ち、自動車運転免許証に改造条件が付されている人が就労のために自動車を取得する際、ブレーキやアクセル等の改造に要する費用を助成します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費補助事業	人/年	0	0	0	1	1	1

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

■見込み量確保に向けた方策

事業の周知とサービス利用の促進を図りつつ、対象者からのニーズがあった場合、速やかに対応し、サービスの確保に努めます。

第4節 その他の指標

(1) 地域生活支援の充実

■指標の概要

内容
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数についての年間の見込み

■サービス見込み量

サービス	単位	第7期計画（計画値）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	か所	1	1	1
検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

■見込み量確保に向けた方策

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制整備を検討していきます。障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点の設置等、サービス提供体制の構築を推進します。

障がいのある人の地域生活支援を推進するためには、自立等に係る相談、グループホーム等への入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、地域生活支援拠点の整備が求められています。

本市においては、地域生活支援拠点等の設置を検討している段階であることから、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において、実状や課題について関係機関で共有し、意見聴取を行います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■指標の概要

内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数 現に利用している精神に障がいのある人の人数、ニーズ、入院中の精神に障がいのある人のうち、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案した利用者数の見込み

■サービス見込み量

サービス	単位	第7期計画（計画値）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	1	1	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	12	12	12
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	1	1	1

本市では精神障がい者保健福祉手帳を持つ人が増加していることから、当事者が地域で自分らしく生活を送れるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築することが求められています。引き続き、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会とも協議しながら、重層的な連携による支援体制に必要な協議の場のあり方を検討し、地域包括ケアシステムの体制整備を進めます。

(3) 相談支援体制の充実・強化等

■指標の概要

内容
総合的・専門的な相談支援 障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み
地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

■サービス見込み量

サービス	単位	第7期計画（計画値）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	2	2	2
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	1	1	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	2	2	2

本市では、基幹相談支援センターの設置に向けて検討している段階ですが、関係部署や機関と連携することで、近年求められている包括的な相談支援体制の構築を行っています。また、相談支援事業者とも連絡会議を通じて連携を深めながら、訪問等による専門的な指導・助言、相談支援事業者への人材育成支援を進めることで、複合的な課題にも対応できる総合的・専門的な相談支援の強化を行います。

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■指標の概要

内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み
指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み

■サービス見込み量

サービス	単位	第7期計画（計画値）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回	1	1	1

■見込み量確保に向けた方策

障がい福祉サービスが多様化する中で、利用者が真に必要としている障がい福祉サービスの提供体制を整備することが重要です。障がい福祉に携わる職員の資質向上を目的に、県をはじめ、近隣市町が実施する研修へ積極的に参加します。

また、求められる障がい福祉サービスと提供状況の適切なバランスを保つために、県や近隣市町と障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果を共有し、適切な運用を行う事業者を確保していきます。

第3章 障がい児福祉計画

第1節 基本指針に定める成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

目標	
①児童発達支援センターの設置	
考え方	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	
考え方	地域の障がい児通所支援事業所等や保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
考え方	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	
考え方	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■本市の目標

項目	令和8年度末目標
児童発達支援センターの設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有

■目標設定の考え方と目標達成に向けた方向性や取組

児童発達支援センターについて、既に圏域内に1か所設置されており、本市の児童の受け入れも行っていきます。本市では障がいのある子どもを児童発達支援センターの支援につなげられるよう、引き続き相談支援及びニーズの把握に努め、障がい児通所支援事業者と連携を図ります。また、今後は市内における児童発達支援センターの設置に努めます。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、幼少期から障がいの有無に関わらず、地域で学びあうことができる環境づくりが重要です。保育所等訪問支援の利用により、障がいのある児童が地域で過ごすことができるための支援を進めながら、保育・教育機関との連携により、提供体制の強化に努め、必要な支援が提供されるよう取り組みます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、児童発達支援事業所は圏域内に1か所、放課後等デイサービス事業所は市内に1か所設置されています。必要なニーズへの対応を図りながら、より迅速な対応ができるよう、新たな人材育成・地域資源の開発についても検討し、更なる充実に努めます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、こども・若者サポートセンター、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所等と、医療的ケアを必要とする子どもの支援に関する協議を既に行っているため、今後も関係機関と連携し、協議の場の確立に取り組みます。

インクルーシブ教育を推進して重層的な地域支援体制の構築を目指し、医療的ケアを必要とする子どもが健診により早期に発見され、心理士や療育教室、病院等につながるよう、切れ目のない支援体制の強化に努めます。

また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターについては、庁内や相談支援事業所に配置していますが、各分野の支援の利用を調整できるコーディネーターを更に確保し、教育現場や福祉事業所等への配置を見据え、各種研修等への参加を促します。

第2節 障がい児福祉サービス

(1) 計画値の設定について

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村では、第3期障がい児福祉計画内で下記の項目の計画値を見込むことが示されています。

障がい児支援の提供体制の整備等

活動指標

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(2) 障がい児福祉サービスの実績と見込み

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、治療等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障がい児相談支援	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第2期計画（実績値）			第3期計画（計画値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	284	294	368	432	480	536
	人/月	43	46	53	61	68	76
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	1,641	1,805	1,945	2,112	2,255	2,398
	人/月	146	166	179	192	205	218
保育所等訪問支援	人日/月	3	5	7	10	14	18
	人/月	2	5	6	10	14	18
障がい児相談支援	人/月	31	36	42	44	48	52

（令和5年度は4月～9月までの実績をもとにした値）

※「人日/月」＝月間平均の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

「人/月」＝月間平均の実利用人数

■見込み量確保に向けた方策

令和3年度から令和5年度までの利用実績を基礎として、令和6年度以降の計画値を算出しています。中でも「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」では利用日数、利用人数ともに、「障がい児相談支援」では利用人数が、令和3年度と令和5年度を比較すると増加しており、本市における18歳未満の療育手帳所持者数が増加していることも踏まえて、それぞれ増加傾向で計画値を見込んでいます。

それぞれのサービスにおいて、障がいのある児童一人ひとりが、ニーズに応じた適切なサービスを受けることができ、切れ目のない支援を受けながら健やかに育っていくために、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。また必要としているサービスが適切に提供されるよう、各サービスの情報周知に努めます。

また、今後は様々な障がいへの対応が求められることを踏まえ、事業者に対し、県等が実施する研修に関する情報提供を行い、支援者の育成・確保に努めます。

第4章 資料編

1. 葛城市障がい者計画等策定委員会

(1) 設置要綱

平成18年6月28日

告示第91号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定並びに障害者福祉の推進について広く意見を聴取するため、葛城市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他障害者福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、議会代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、障害者団体、行政関係者、一般公募者その他市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の任期)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成25年告示第179号) 抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

氏名	所属	備考
植田 紀美子	関西大学教授	委員長
金井 正和	医師会代表	職務代理
杉本 訓規	議会代表	
山田 全啓	中和保健所長	
奥村 賢治	大和高田公共職業安定所代表	
杵岡 厚子	民生児童委員連合会代表	
高井 敦子	ボランティア連絡協議会会長	
田中 敏幸	社会福祉協議会事務局長	
尾上 晃造	身体障害者福祉会会長	
西尾 千恵	手をつなぐ育成会会長	
東野 久子	精神障害者家族会代表	
大中 りよ子	一般公募	
岡島 俊夫	一般公募	
西川 直孝	学校教育課	
石岡 千寿	こども・若者サポートセンター	

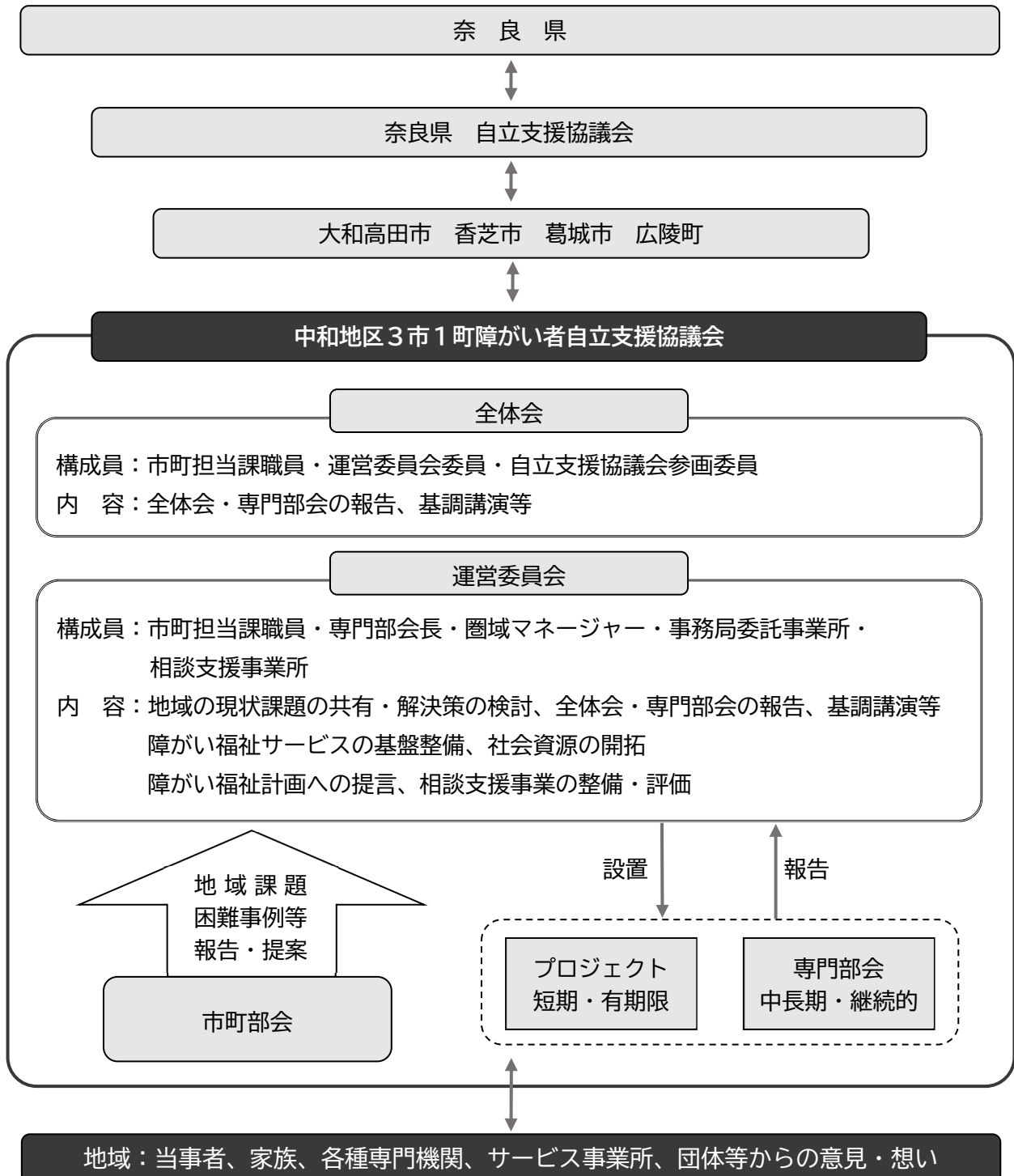
(順不同、敬称略)

□ 2. 計画の策定経過

期日	内容
令和5年6月30日（金）	第1回 葛城市障がい者計画等策定委員会 ・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要について ・アンケート調査票について ・今後のスケジュールについて
令和5年8月23日（水） ～9月8日（金）	市民アンケート調査の実施
令和5年8月29日（火） ～9月13日（水）	事業所アンケート調査の実施
令和5年10月27日（金）	第2回 葛城市障がい者計画等策定委員会 ・アンケート調査結果報告について ・計画骨子案について
令和5年12月26日（火）	第3回 葛城市障がい者計画等策定委員会 ・計画素案について
令和6年1月19日（金） ～2月7日（水）	パブリックコメントの実施
令和6年2月22日（木）	第4回 葛城市障がい者計画等策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画案の承認について

3. 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会

地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町の3市1町で「中和地区3市1町障がい者自立支援協議会」を運営しています。今後も「広域連携による福祉サービスの向上」「相談支援体制の充実・強化」「課題解決に向けた専門性の高い部会運営」「社会資源のさらなる活用」「障がい福祉計画の評価」の5つを目的として、協議を行います。



4. 障がいのある人に関するマーク

■障がいのある人のための国際シンボルマーク



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

■盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で昭和59年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。

信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。

■身体障がい者標識（身体障がい者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

■聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。

■ほじょ犬マーク



「身体障害者補助犬法」の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関をはじめ、デパート、レストラン等の民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

■耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障がいは見た目にはわからないため、誤解等による社会生活上の不安が少なくありません。

相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解した上でのコミュニケーション方法等の配慮が必要です。

■オストメイト／オストメイト用設備マーク



オストメイトとは、がん等で人工肛門や人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人を指します。

このマークは、オストメイトであること及びオストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。

■ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人は外見からはわかりにくく、様々な誤解を受けることがあるため、内部障がいへの配慮が必要です。

■「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げ、SOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

■ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人等、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

■手話マーク



耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所や公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗等、手話による対応をできるところが掲示できるマークです。

■筆談マーク



耳が聞こえない人、音声言語障がいのある人、知的障がいのある人や外国人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所や公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗等、筆談による対応をできるところが掲示できるマークです。

5. 葛城市内のサービス事業所・相談支援事業所

■指定障がい福祉サービス事業所（令和5年12月1日現在、事業所番号順）

居宅介護（16事業所）	重度訪問介護（15事業所）	同行援護（8事業所）
訪問介護ステーション ソワン	訪問介護ステーション ソワン	有限会社かつらぎケアサービス
居宅介護事業所ピース	居宅介護事業所ピース	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
有限会社かつらぎケアサービス	有限会社かつらぎケアサービス	訪問介護ステーション心
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	NPO法人 葛城育成会
ニチイケアセンター新庄	ニチイケアセンター新庄	ゆかり
訪問介護R	訪問介護R	千代がみ
訪問介護ステーション心	訪問介護ステーション心	ケアステーション風未来
訪問介護事業所あい	訪問介護事業所あい	ホームケアサポートBelle Couleur
介護サービス和楽	介護サービス和楽	行動援護（7事業所）
NPO法人 葛城育成会	NPO法人 葛城育成会	居宅介護事業所ピース
ゆかり	ゆかり	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
千代がみ	千代がみ	訪問介護ステーション心
ケアステーション風未来	訪問介護ベストケア大和	介護サービス和楽
訪問介護ベストケア大和	ホームケアサポートBelle Couleur	NPO法人 葛城育成会
ホームケアサポートBelle Couleur	ヘルパーステーションかつらぎの里	ゆかり
ヘルパーステーションかつらぎの里		千代がみ

生活介護（7事業所）	就労継続支援（B型）（4事業所）	共同生活援助（6事業所）
デイサービス ピース	ふれあい作業所	ケアホーム ジョー・マキュー
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	Coco-Make葛城	HOLLY VILLAGE
葛城苑	就労支援事業所バンビ	つばさ
ふれあい作業所	コネクト	HOLLY VILLAGE あおぞら
大和	短期入所（5事業所）	グループホーム木蓮
柘の郷ワークセンター	葛城苑	グループホーム ピースⅠ
つなぐ	ショートステイ和の里	施設入所支援（1事業所）
就労継続支援（A型）（1事業所）	ショートステイあおぞら	葛城苑
就労支援事業所バンビ	ショートステイHOLLY VILLAGE	
	グループホーム木蓮	

■指定障がい児通所支援事業所（令和5年12月1日現在、事業所番号順）

児童発達支援（3事業所）	放課後等デイサービス（6事業所）	
おもいやりキッズ	おもいやりキッズ	ぱどま
アクトパーク	KID ACADEMY CHALLENGE葛城校	まなび家新庄
ぱどま	アクトパーク	保育所等訪問支援（1事業所）
	社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	アクトパーク

■障がい者（児）相談支援事業所（令和5年12月1日現在、事業所番号順）

障がい者（児）相談支援事業所（8事業所）		
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会	NPO法人 葛城育成会	アクトパーク
まんだらトポス	相談支援センター 心 ※障がい者のみ	NPO法人 あるふあ
和 ※障がい者のみ	株式会社和楽	

□ 6. 用語解説

【あ行】

■ インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す考え方であり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

【か行】

■ ガイドヘルパー

視覚、全身性、知的障がいによって一人での外出が困難な人が安全に出かけられるよう、移動介護サービスを提供する資格となります。障がいのある人が積極的に社会活動に参加していく上で外出時における重要なサービスです。

【さ行】

■ 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。また、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域支援の拠点となっています。

■ 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目的とする法律です。

■ 障がい児通所支援

「児童福祉法」に基づく、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等を指します。

■ 障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的とする法律です。

■ 障がい福祉サービス

「居宅介護」「生活介護」等のサービスが含まれている「介護給付」と「自立訓練」「就労移行支援」等のサービスからなる「訓練等給付」を総称する呼称です。

■ 小児慢性特定疾病

「児童福祉法」では、18歳未満の子ども（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も含む）の疾病のうち、当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病と定義されています。

■ 自立支援医療

「障害者総合支援法」に基づく、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

■ 身体障がい者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付される手帳です。

■ 精神障がい者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳です。

■ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりすること等により、これらの人を不利益から守ります。

【た行】

■ 地域移行支援

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等を含む）に戻るために行う支援のことです。

■ 地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する場のことです。

■ 地域自立支援協議会

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するものです。

■ 地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据えた地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できるしくみであり、相談・体験の機会を提供する機能や緊急時の対応等の機能を備えたサービス提供体制です。

■ 地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

■ 地域包括ケアシステム

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された社会システムです。

■ 通級指導教室

通常の学級に在籍する障がいのある児童が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」という場で受ける指導形態です。個別や少人数で授業を行うことにより、個々の児童に合ったきめ細やかな指導を行うことができます。

■ 特別支援学級

「学校教育法」で規定された、心身に障がいのある児童を対象とする、小学校、中学校に設置されている学級です。障がいによって、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童に対して、一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じ、特別な配慮のもとに適切な教育を行います。

■ 特別支援学校

「学校教育法」で規定された、心身に障がいのある児童を対象とする学校です。視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、肢体不自由のある人等に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために、必要な知識技能を授けることを目的としています。

【な行】

■ 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。

■ 日中一時支援事業

「障害者総合支援法」に定める地域生活支援事業。障がいのある人の日中における活動の場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。

【は行】

■ 発達障がい

「発達障害者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、政令で定めるものと定義されています。

■ ピアサポート

同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて共同的にサポートを行う相互支援の取組のことをいいます。

【ま行】

■ モニタリング

サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）に沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることをいいます。

【ら行】

■ 療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に交付される手帳です。

第7期葛城市障がい福祉計画・第3期葛城市障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行者：葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【新庄庁舎】

〒639-2195

奈良県葛城市柿本166番地

TEL：0745-44-5103（直通）

FAX：0745-69-6456



 葛城市